

「未来のブカツ」ビジョン

-“休日の/公立中学校の/運動部活動の地域移行”の「その先」を考える-

2022年9月

経済産業省 地域×スポーツクラブ産業研究会

目次

序章 「未来のブカツ」の社会システムをどう描くべきか	3
第1章 「未来のブカツ」FS 事業が映した現実	6
【1】「未来のブカツ」FS 事業、それぞれの課題と展望	6
【2】「未来のブカツ」FS 事業で見た、地域特性に応じた受け皿モデル.....	30
【3】「未来のブカツ」FS 事業全体から浮き彫りになった課題	32
第2章 海外の「ブカツ」に学ぶ：欧州の民間クラブ、米国の学校部活動	36
【1】 欧州の民間クラブ（エリート選手、ノン・エリート選手）：ベルギー・シント＝トロイデン VV の事例 ...	36
【2】 米国の学校部活動（主にエリート選手）：カリフォルニア州の事例を中心に	39
第3章 解くべき「課題の本質」は何か：U15/U18 世代のスポーツ環境は社会に何をもたらすか	41
【1】解くべき課題の整理：U15/U18 世代のスポーツ環境の課題.....	41
（課題1）「もはや学校単位でチームを組めない」：少子化の中で多様な種目の経験機会をつくるには	41
（課題2）「関係者にボランティア負担が寄る」：断れない、対価もない、苦しいスポーツ環境を変えるには..	44
（課題3）「科学的・長期的・選択的な視座」：やりたいことを、正しいやり方で、やりたい場所で続けるには	44
第4章 システム改革の試案：多様なスポーツクラブが混在する「未来のブカツ」へ	48
【1】 今後の U15/U18 世代のスポーツ環境で大事にしたい「3つの価値」	48
【2】「5本柱の施策群」：2020 年代前半までに進めるべき施策群	49
（施策群1）あらゆる U15/U18 世代の大会デザインの再設計	49
（施策群2）活動場所と移動・コミュニケーション手段の確保	54
（施策群3）教員の兼業環境整備、活動時間の再編、有償・兼業コーチの育成・確保	55
（施策群4）所得格差由来の機会格差を埋める資金循環の創出.....	58
（施策群5）学校部活動の地域移行の見通しとの制度的位置づけの早期明確化.....	68
【3】4つのクラブ類型：「未来のブカツ」は、運営主体の別なく、多様なスポーツクラブが混在する姿	70
終章 「未来のブカツ」は全世代型スポーツ環境：豊かな生活文化の土壌づくり	71

【参考 1】 本研究会で取り上げた、国内で先行するスポーツ環境改革の事例

- (1) Bリーグ（プロバスケットボール）のクラブが主催するスクール事業
- (2) 大学のスポーツ施設や指導者を活用したクラブ（ワセダクラブ）
- (3) 学校施設を社会体育施設化して活用するクラブ（ソシオ成岩スポーツクラブ）
- (4) フィットネス企業が指定管理者として管理運営するクラブ（ヴィスポことひら）
- (5) スタジアムを活用し、地域企業・住民が支えるクラブ（アザレアスポーツクラブ）
- (6) 外部指導員がマネジメントする学校部活動クラブ（聖学院中学校高等学校）
- (7) 企業支援型の学校部活動クラブ（沖縄県うるま市教育委員会）
- (8) 地域内での合同部活動モデル（磐田スポーツ部活：静岡県磐田市教育委員会）
- (9) 欧州の原点に学ぶ日本のクラブ（YC & AC 横浜カントリー & アスレチッククラブ）

【参考 2】 本研究会で取り上げた、コーチ育成プログラムの事例

- (1) 日本スポーツ協会（JSPO）の公認スポーツ指導者資格
- (2) リーフラス株式会社における指導者研修制度
- (3) コナミスポーツ株式会社における指導者人材育成体制
- (4) 株式会社デポルターレ・テクノロジーズにおける“健康を促進・触媒する人”の育成
- (5) 株式会社 STEAM Sports Laboratory における指導者育成プログラム
- (6) 海外でのスポーツ教育プログラム（First Tee/Jr. NBA Asia）

【参考 3】 議論のラリーの材料：「未来のブカツ」FS 事業から見た「対話のヒント」

- (1) 部活動が担ってきた教育的価値
- (2) 部活動指導を続けたい教員の存在
- (3) 大会の参加資格・運営方法
- (4) 受け皿となるクラブのキャパシティ・質
- (5) 責任所在・活動場所
- (6) 受益者負担への受容度
- (7) 学校施設を活用した派生事業の可否

序章「未来のブカツ」の社会システムをどう描くべきか

地域スポーツクラブの発展可能性

スポーツ産業、つまりスポーツ関連の興行・指導業・施設業・用品業やフィットネス業等を所管し、それらを振興する立場にある経済産業省では、文部科学省が2020年9月に示した「令和5年度から休日の部活動を段階的に地域移行する」との方向性に呼応し、様々な民間スポーツクラブが収益性・持続可能性を高めながら学校部活動の地域移行の受け皿として機能するための事業環境問題を考えるべく、「地域×スポーツクラブ産業研究会」を2020年10月に発足し、検討を始めた。

議論の出発点となったのは、以下2つの問題意識であった。

1. 日本における「サービス業としての地域スポーツクラブ」の可能性

我が国には様々な地域スポーツクラブが存在する。会員制のフィットネスクラブ、スイミングクラブ、ゴルフクラブ、テニスクラブ、ヨットクラブ、サーフクラブ、ダイビングクラブ、スケートクラブ、スキークラブ、乗馬クラブなど、会員向けを中心に、人々に有償でスポーツ機会や人的交流機会を提供するサービス業は全国的に存在している。また、サッカーJリーグ、バスケットボールBリーグ、ラグビーリーグワンなどに所属するクラブでも、スタジアムやアリーナを舞台にしたトップチームの興行を中心に、次世代エリート養成やホーム地域での競技人口拡大に貢献するユースクラブやスクール事業も成長している。これらは施設提供や指導などのサービスを軸にした「スポーツクラブ産業」と呼ぶべき群であろう。

一方、同じ民間スポーツクラブでも、産業というよりボランティア活動を基調としたクラブが全国各地で活発に活動している。たとえば地域のスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブとして登録されている団体、草野球チームやママさんバレー団、高齢者のゲートボールクラブなどの活発な活動は、人々が気軽にスポーツを始める入口として、また地域の間人関係の結節点としても極めて重要な役割を果たしている。しかし、これらはボランティア主体の運営がほとんどであり、「サービス業としての地域スポーツクラブ」と呼びうるような、持続可能性のある形で運営されている事業体はまだ珍しい存在である。

2. ジュニア世代のスポーツ基盤である「学校部活動」の、持続可能性問題

「部活」つまり学校部活動は、中・高校年代（U15/U18）のスポーツ環境基盤として全国津々浦々にまで広がった社会基盤である。それは単なるスポーツ機会ではなく、生活指導の側面や、家庭環境に由来する課外活動機会の格差を是正する側面など、多面的な機能をもつ教育機会として評価されてきた。さらに、誰もが手軽にスポーツに触れられる環境を学校で提供できる学校部活動は、ジュニア世代のスポーツ環境の中心的役割を果たし、我が国スポーツ界の様々な種目における競技力の基盤を支えてきた。

しかし今日、教員の過剰労働を解消し、教員に必要な新しい資質・能力を研鑽する余裕を生み出す必要性や、少子化の進行による学校単位での部活動の存続の難しさを背景に学校部活動は持続可能性の危機にあり、その改革論議が本格化している。これはそのまま我が国のこれまでのスポーツ基盤の危機でもある。

上記2つの問題意識のもと、本研究会では、収益性・持続可能性を高めた「サービス業としてのスポーツクラブ産業」が学校部活動の地域移行の受け皿サービスや全世代型のスポーツ環境を提供する地域密着型サービスへと進化し、新しい社会システムとして地域社会・経済の新しいエンジンに成長する可能性を追求した。

第1次提言（2021年6月）が示したもの

2021年6月に公表した第1次提言は、その未来に向けたラフスケッチであり、新しい社会システムに必要な5つのポイントを提言した。その5つのポイントは、①**学校部活動の地域移行についての「大方針の明確化」**（企業やNPO等でも学校でも担いうる「社会教育活動」であることの明確化）、②**大会を主催する中体連・高体連や中央競技団体（NF）が「学校単位に閉じない世代別（U15/U18等）の大会参加資格」に転換し、民間クラブに門戸開放**、③**スポーツは「有資格者が有償で指導する」という新しい常識の確立**（「実効性ある」教員の兼職・兼業環境の創出とコーチとしてのプロフェッショナリズムの確立）、④**「学校施設の複合施設への転換と開放」の促進**（「営利目的か非営利目的か」を問わない学校施設の開放、学校建て替え時の複合施設化）、⑤**「スポーツ機会保障を支える資金循環」の創出**（クラブ収益源の多様化、スポーツDXを通じた資金循環の創出）という内容であった。この5つのポイントの一部は、2021年10月から議論を開始した、スポーツ庁「運動部活動の地域移行に関する検討会議¹（以下、検討会議）」での議論にも反映され、スポーツ庁の検討会議では、より幅広いスポーツ・教育関係者によって議論されており、2022年6月に、公立中学の休日部活動の段階的な地域移行に向けた施策の方向性が合意された。

「公立中学の休日部活動の地域移行」の、“その先の全体像”（未来のブカツ像）から考える

経済産業省では、この第1次提言の公表後、学校部活動の地域移行の「受け皿」として採算のある形で新たな地域スポーツクラブの実現可能性を検証すべく、2021年9月から半年間、「未来のブカツ」フィジリティスタディ事業（以下、FS事業）を実施した。人口規模の異なる全国10地域で、プロスポーツクラブ・フィットネスクラブ・総合型地域スポーツクラブ・学習塾など多様な事業主体と地方自治体・学校・保護者等との「対話」に伴走する中で、学校部活動の地域移行問題に横たわる構造的課題を多数見いだすことができた。

この「未来のブカツ」ビジョンは、2020年10月以来1年半にわたる「地域×スポーツクラブ産業研究会」での議論と、このFS事業における関係者間の対話を総括し、「学校部活動の地域移行」という政策を自己目的化することなく、U15/U18世代のスポーツ環境が抱える課題の解決に向けて、スポーツの社会システム全体の再デザインを提言するものである。スポーツ庁の検討会議では、まず着手すべき「公立中学の休日の部活動の段階的な地域移行」に必要な施策群の整理に主眼が置かれた。その上で、この「未来のブカツ」ビジョンが果たす役割は、“その先にある全体像”を問いかけることにある。つまり**U15/U18世代型・全世代型の「未来のブカツ」のイメージを提案し、全国的に議論を促すことにある。**

なお、このビジョンではU15/U18世代のスポーツ環境について「部活」と「ブカツ」、2つの異なる表記を採用した。

まず、「部活」とは**従来からの学校部活動**（学校が担う教育課程外の教育活動。運営を外部委託する場合や、外部指導者に指導を任せる場合も含む）を指している。

一方、「ブカツ」とは、**様々な運営主体が提供する地域のスポーツクラブ活動**（学校部活動や、それがより地域や多世代に開かれ変化した形態、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、フィットネスクラブやスポーツ教室、プロスポーツ傘下のユース・ジュニアユースやスクールなど、様々な形態の法人が運営する地域のスポーツクラブ活動）とし、**従来の学校部活動とは異なる多様性に富んだ姿をイメージしていることから、あえてカタカナ表記にしている。**

¹ スポーツ庁 運動部活動の地域移行に関する検討会議 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/035_index/index.html

そして、「**未来のブカツ**」とは、**U15/U18 世代にとどまらず、一律の引退時期のない、地域の生活文化に根ざした全世代型クラブを含む新しいスポーツの社会システム**のイメージである。それは従来の「部活」と「ブカツ」それぞれの良さも課題も超克した、生活文化・社会教育機会としての新しい「ブカツ文化」の上に成り立つのではないか。このビジョンは、こうした観点から、「公立中学校の休日の部活動の地域移行」にとどまらない U15/U18 世代のスポーツ環境の再構築を中心に、生涯スポーツ環境としての「未来のブカツ」の社会システムを提案するのである。

本ビジョンの構成

第 1 章では、2021 年 9 月から半年間実施した FS 事業の成果をまとめ、今後教育・スポーツ行政、学校・スポーツ関係者が直面すると思われる課題を整理し、学校部活動の地域移行とその「受け皿」作りを始める関係者にとって有益ではないかと思われる示唆を抽出した。明らかになったのは、そもそも「**何を実現するための部活動の地域移行なのか**」「**最終的にはどうなるイメージなのか**」という点に得心ができないスポーツ関係者や学校関係者の心の内や、**関係者のコミュニケーションや意思決定プロセスにかかる、非常に構造的な課題**である。

第 2 章では、参照すべき欧米における「ブカツ」（欧州の地域スポーツクラブと、米国の学校部活動）について簡単に触れ、**日本における U15/U18 世代のスポーツ環境のシステム改革へのヒントを得ること**としたい。

第 3 章では、第 1 章や第 2 章の内容を踏まえて、我が国の U15/U18 世代のスポーツ環境について解決すべき「**課題の本質**」を整理した。

その上で、第 4 章では、改革を進める当事者たちの議論が錯綜する時や判断に迷うときに、立ち戻ることのできる「**改革を通じて実現したい価値**」の共通理解として**3つの価値を問題提起**したい。そして、「未来のブカツ」の社会システムを構築する上で必要となる施策の全体像を整理し、その先にある「未来のブカツ」のイメージを 4 つのクラブ運営形態に分類して示している。

今後の改革が、実現すべき最上位の目標を見失い、**学校部活動の地域移行という政策手段が「自己目的化」することを避ける**べく、①まず「**解決すべき課題の本質**」を明確にした上で、②「**改革を通じて実現したい価値**」の共通理解を進め、③**その価値から逆算して社会全体で「手段の束」を用意する**議論の一助となれば幸いである。

第1章 「未来のブカツ」FS 事業が映した現実

経済産業省では全国 10 か所で 2021 年 9 月から 2022 年 2 月までの半年にわたって FS 事業を実施した。これは、実証事業を組成できるか否かを定める前段階の「アタマの体操」であり、委託先のポストンコンサルティンググループの監修のもと、下記の各事業者・連携先に再委託されて進められた。

この FS 事業では、「**そもそも学校部活動の地域移行の受け皿として採算の合う事業者の運営は、どんな条件が揃えば可能になるか**」について、新しいクラブの設立と運営の可能性を考える事業者や自治体・学校や保護者などが主体となり、「**関係者間でひたすら話し合い、合意形成を目指すこと**」を主な目的にした。

「どのような業種の組み合わせに可能性があるか」「持続可能なビジネスモデルの構築には何が必要か」「不採算の場合、それはどの程度の不採算と見込めるか」「採算ラインと現実のギャップは、市場原理と様々な所得再分配策の組み合わせで埋めることができるか」といったポイントを、各プロジェクトの中で当事者達が半年にわたり検討した。結果的に、いくつかの事業では、生徒・教員・保護者・クラブ運営事業者といった関係者間の合意への道が見え始めたが、その他の事業では、多くの課題が浮き彫りになったところで、年度末の事業終了を迎えた。

本章では、【1】で全 10 プロジェクトの概要を紹介し、【2】で大きく 4 つに分類した受け皿モデルについて FS 事業からの示唆をまとめ、【3】で FS 事業から導き出された課題を、大きく 4 つに整理することとした。

大都市	① 城南進学研究社(学習塾)×DeNA川崎ブレイブサンダース (北海道大学) - 川崎市/約154万人  	③ 一般社団法人さいたまスポーツコミッション (レッズランド、United Sports Foundation 等) - さいたま市/約133万人 
	② 株式会社システムソフト(アビスパ福岡の筆頭株主) (APAMAN、アビスパ福岡、DMM、英進館、シント=トロイデンVV) - 福岡市/約160万人     	④ コナミスポーツ株式会社 (First Penguins (BUKATOOL)) - 大阪府 (箕面東高校)  
中小都市	⑤ スポーツデータバンク沖縄株式会社 (ゼビオグループ、プラスクラス・スポーツ・インキュベーション、アスリート工房 等) - うるま市/約13万人   	大学連携
	⑥ JTB ラビッククラブ (地域SC) - 二宮町/約3万人  	
私学	⑨ 関西学院高等部・中学部 スポーツデータバンク - 関西学院 @西宮市  	⑧ 一般社団法人ブラックキャップス (ハヤシ、テポルターレ・テクノロジーズ、テポルターレクラブ) - 茅ヶ崎市/約24万人 
		⑩ コナミスポーツ株式会社×立教学院 (First Penguins (BUKATOOL)) - 立教学院 @東京都  

<FS 事業全 10 プロジェクトの実施主体>

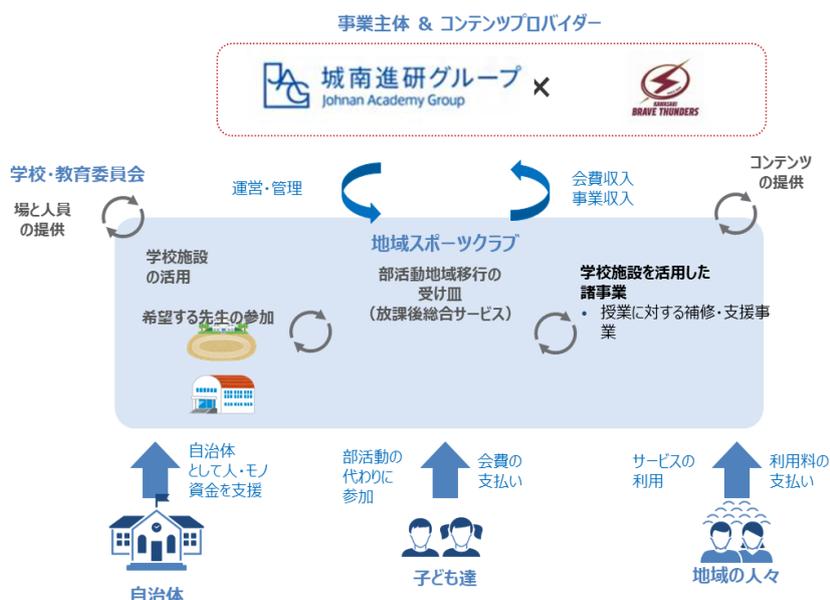
【1】「未来のブカツ」FS 事業、それぞれの課題と展望

この章では、全 10 プロジェクトを通じて明らかになった課題と展望を整理する。地元の学習塾と Jリーグや Bリーグ所属のスポーツクラブ、地元の総合型地域スポーツクラブと全国ネットワークを有する旅行会社の組み合わせ、地元の大学とスポーツクラブの組み合わせなど、多様な異業種連携モデルの可能性を検証した結果である。

(1) 城南進学研究社×DeNA 川崎ブレイブサンダース等（神奈川県川崎市域・横浜市域等）

2

この事業では、地元の学習塾グループとプロスポーツクラブが協業し、部活動地域移行の受け皿としての「総合放課後サービス」の可能性と事業環境課題を整理した。この事業では、①サービス提供主体（学習塾やプロスポーツクラブ等）、②部活動を担ってきた学校の教員、③サービスの受け手となる保護者・生徒、④学校を管理運営し、部活動の地域移行の検討主体である教育委員会をそれぞれゲストとして招いた協議会を2021年11月から2022年2月までに計4回開催した。また、並行して神奈川県川崎・横浜市域に本拠地を置く複数のプロスポーツクラブ・球団や、教員、保護者・生徒等へのアンケートを実施した³。



<目指す姿のスキーム図>

以下にまとめる内容は、全4回の協議会における議論の結果である。そこでは参加者それぞれの視点から、このモデルへの期待と課題そして懸念が共有された。

学校や教育委員会からの参加者の声（抜粋）

（「国全体で一斉にやる方針」「家計格差是正策」を求める声）

- ・ 部活動の地域移行の話を受けて、「行政が部活の受け皿を作ってほしい」という流れになってきている。指導者確保と受益者負担の2点が難題。どこまで行政が主導し、学校の実情に合わせ保護者や教員の納得感を得て、混乱なく進めていくかが課題。
- ・ あくまで全国的な取り組みであり、「市独自の取り組みではない」という後ろ盾があるとありがたい。
- ・ 「部活動の地域移行」の方針を中途半端な形で国から言われると、保護者の質問対応だけが増えて、結局は学校での教員の対応負担が増えてしまう。1人1台パソコンを配備したGIGAスクール構想の時のような一斉の周知がほしい。マスメディアを含めて徹底的に「今後の部活動は学校ではなく、地域レベル

² FS 事業成果報告書（株式会社城南進学研究社） <https://www.learning-innovation.go.jp/verify/b0134/>

³ なお、川崎市教育委員会については、部活動の地域移行について「外部派遣モデルから始めて、長いスパンで考えたい」という意向であったため、今般のFS事業における協議会への参加は見送られた。

で行うことにしよう」ということをしっかり周知して欲しい。徹底するなら、**学習指導要領から「部活動」に関する記述を外してはどうか？**

- ・ 家計格差で**スポーツ環境の格差が広がらないよう、補助制度等の措置をとることは必須。**
- ・ 移行期は学校と受入れ先の団体が直接やり取りすることが難しく、その調整で教員の業務負担が増えては本末転倒で、**学校と受け入れ先の団体をつなぐコーディネーター機能が必要になる。**

(教員にとっての部活動の意味、外部連携の不安、世代間の不公平感)

- ・ 部活動という生徒へのアプローチ手段を一つ失うことは、**生活指導などの点から不安。**今後、**生徒の放課後の活動の様子について民間クラブと学校の連携がうまくとれるのか**どうか論点になる。
- ・ 一方、**部活顧問の活動があつてこそ「教員の威厳」を保てる先生もいる。**もちろん競技経験のない部活動の顧問になった教員については逆のケースも起こりうる。
- ・ 教員の兼業による地域でのスポーツ指導を認めた際に、これまで運動部活動に携わってきた教員と、これから教職につく教員とで**報酬面での齟齬が生じるのは望ましく思われないのでは。**

(教員が感じる同調圧力をいかに緩められるか)

- ・ 地域移行に賛成する教員は多数いると思われるが、学校の管理職や、地域の他校も同じ温度感で動いてくれないと、**「自分だけ目立つ」ことは避けたくて賛意を表せない教員は多いはず。**
- ・ 実は、**外部指導員派遣の予算も使い切れていない。**その理由は、「同僚が顧問業務をしてる中で、自分だけ予算を使って顧問をしないのはどうか」という**教員の「周りに合わせておきたい」意識。**
- ・ 教員の有償兼業による部活指導が可能になっても、**周りと違うことをして目立ちたくはないので、実際に兼業で従事する教員は決して多くないのではないか。**

保護者や生徒の声

- ・ **教員か民間コーチかを問わず、競技指導・モラルも含めたコーチの資質を担保すべき**であろう。
- ・ 部活動の地域移行による有償化で家計負担が増えるのは痛いですが、子供が「やりたい」と言い、将来につながるものなら、**ある程度の支出は許容できる。**塾に支出している家庭が多いのも同じこと。しかし**学校関係者の企業への抵抗感はどうにかしてもらいたい**（親が気にするのはそこではない）。
- ・ 今は「平日学校部活動＋土日はクラブチーム」で活動しているが、クラブチームは様々なクラブの中から所属クラブを選択できるが、**学校部活動は選択できないことが一番大きな違い。**
- ・ 多くの家庭では**自宅から概ね 30 分程度の活動場所**というのが許容範囲で、都市部では近隣の 3、4 校程度につき 1 活動拠点が妥当ではないか。

サービス提供主体（学習塾・プロスポーツクラブ等）

- ・ 本格的に事業化するには「**ある程度の受益者負担**」への関係者の合意は**必須**であろう。
- ・ 現状、派遣できるコーチの数に余裕はなく、「平日の放課後」まで想定するとコーチ人員の確保が難しいため、**学習塾でもあるように学校の教員の兼業や大学生アルバイトコーチの採用は必須**となるだろう。現在行っている既存のスクール事業等を元に事業採算を考えると、部員 20 名・週 2 回で「月 9500 円/人」、部員 20 名・週 5 回で「月 21,500 円/人」は必要。**月謝を下げるには、企業が学校体育施設を低価格で利用できるように制度整備することは必須**になるだろう。

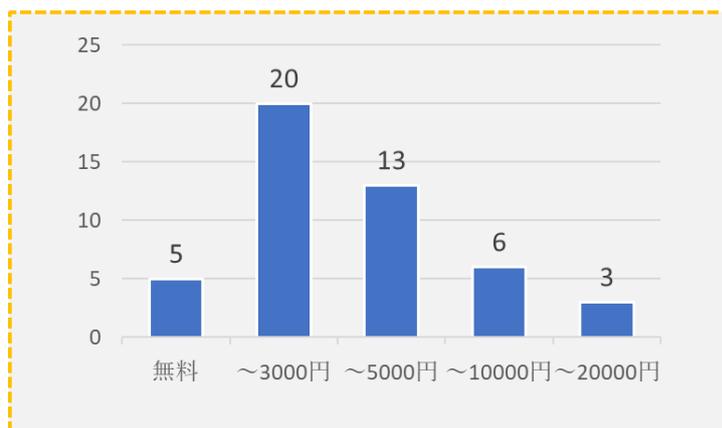
- ・ 民間事業者が地域移行の受け皿となりサービス提供する場合、企業としてリスクを負うことは構わない。一方、**企業が活動場所として学校施設を使用する場合に、クレームが学校に行ってしまうおそれもあり、責任の所在を事前に整理して周知する必要がある**であろう。

必要な収入と見込める収入のギャップの大きさをどう埋めるか

Bリーグ・Jリーグ・プロ野球に所属する地元のプロスポーツクラブからは、一定の受益者負担は生じることの合意のもとで地域移行が進められるのであれば、企業としても本格的な事業化に進みうるのではないかとコメントを得たが、必要な収入と生徒保護者の受容度から見込める事業性のギャップは大きいことが明らかになった。

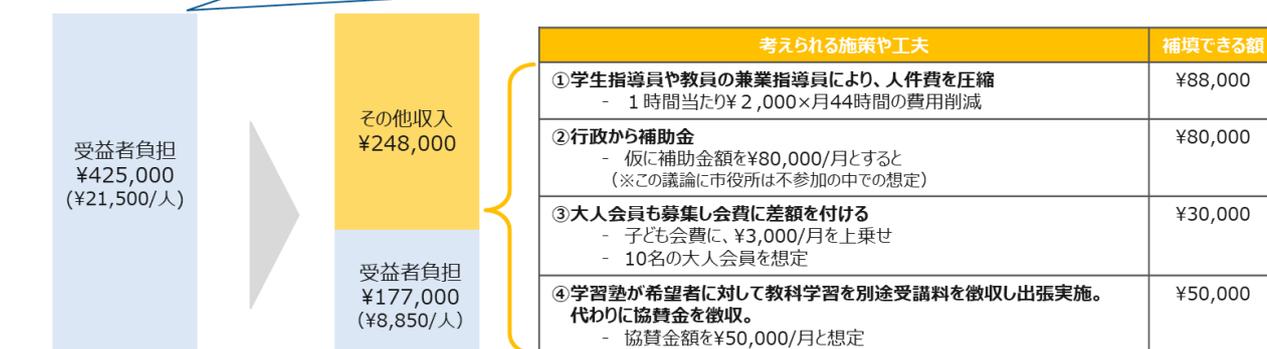
協議会の中で実施した家庭向けアンケートによれば、部活動の地域移行後の妥当な家計負担額としての平均値は¥3,520/月であった⁴。

一方、部活動の受け皿となるクラブを経営する上で必要な月あたりの収入は概算で下表の通りであり⁵、収支ギャップを埋め合わせる策として、①大学生や兼業教員のコーチによる人件費圧縮、②何らかの助成金収入、③大人会員からの差額徴収（子ども会員への所得移転）、④学習塾事業からの協賛金収入など4つのシミュレーションを行った。しかし、少なくとも川崎市では、条例上、営利目的での学校施設の利用が出来ないため上記③④の派生事業は困難であるなど、乗り越えるべき課題は多い。持続可能な形で事業を成立させ、多くの子ども達の活動機会を確保するためには、地域レベルでの議論がさらに必要となる。



＜保護者アンケートにおける活動費の妥当な負担額＞

川崎ブレイブサンダース、川崎フロンターレ、横浜DeNAベイスターズ、日本スイミング協会へのアンケートより、月20回、部員20名を受け入れることを想定した場合の人件費等の費用は、**一人当たり¥21,250**と試算



(クラブに移行した際に必要となる費用)

「其他収入」からの補填が実現する場合、受益者負担を**一人当たり¥8,850まで抑えられる**が、家庭へのアンケートから明らかになった月謝の受容額の平均値¥3,520とは乖離がある。

＜受益者負担を抑えるための其他収入のシミュレーション＞

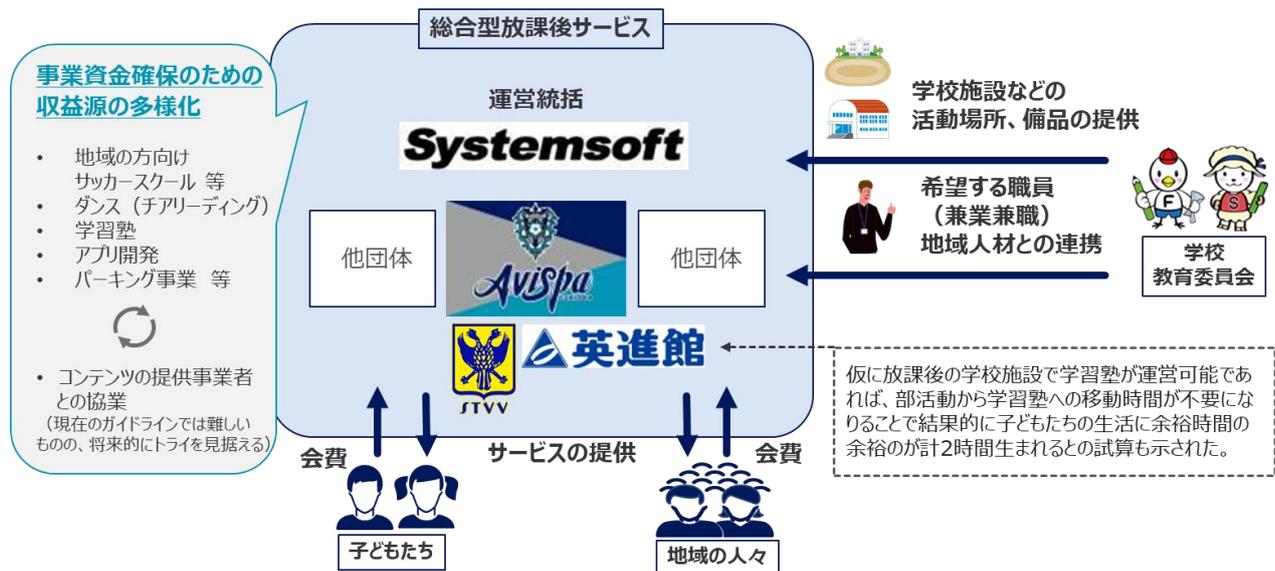
⁴ 各区間の中央値×回答人数にて推計値を算出したもの。

⁵ なお、事業として運営する企業・団体が得る利益についても含まれているが、施設利用料は¥0にて試算しており、施設利用料が生じる場合は別途加算する必要がある。

(2) システムソフト（アビスパ福岡）×英進館×シント＝トロイデン VV 等（福岡県福岡市域）⁶

この事業で、サッカーJ1所属のプロサッカークラブが教育サービス業と連携し、それぞれの強みを生かした総合型放課後サービスを創出する可能性について、生徒の居ない放課後や休日には「価値を生まない有休不動産」となってしまう学校施設（グラウンド等体育施設や放課後の教室等）の有効活用を含めて検討した。

具体的には、不動産活用の知見が豊富なシステムソフト（アビスパ福岡（J1）の株主）を中心に、サッカースクールも運営するアビスパ福岡、福岡市教育委員会、大手進学塾の英進館、ベルギープロサッカークラブのシント＝トロイデン VV などが参画する協議会を 2021 年 9 月から 12 月までに計 5 回開催し、課題の整理を行うと共に、3 校の公立中学で平日のサッカー部への指導者派遣のトライアルや、生徒や顧問教員に対するヒアリング調査を実施した。



＜目指す姿のスキーム図＞

元アスリートの指導に生徒は満足、地域移行後も活動を続けたい生徒と顧問

ヒアリングの結果、元アスリートの指導に対する生徒からの指導力満足度は高く、「学校外のクラブでスポーツを続けたい」と回答した生徒は約 8 割、活動場所については「近隣の会場を希望する」が約 7 割を占めた。

一方、顧問教員からは、必ずしも競技経験のない教員ではなく元アスリート等がコーチになることへの賛意はあるものの、「可能な限り部活動の指導を続けたい」という声もあり、顧問教員が地域移行後も指導を継続できる仕組み作りの重要性が示唆された。

⁶ FS 事業成果報告書（株式会社システムソフト） <https://www.learning-innovation.go.jp/verify/b0130/>

部活動事業のみでは現状赤字の見込み。派生事業を行えば補完が可能

項目	金額 (千円)				試算前提条件
	公立中学校活用版		外部施設活用版		
	部活のみ	部活+事業	部活のみ	部活+事業	
売上 (部活事業)	2,400	2,400	2,400	2,400	【会費】4,000円/1名 50名想定 (1クラス25名/週2回活動)
売上 (派生事業*)	-	5,475	-	5,475	【コインパーキング事業】10台設置 1日平均15,000円想×365日を想定
原価	1,701	2,421	2,234	2,954	【指導料】8,000円/1回 ※2名体制 【場所】学校:200円/時、外部施設750円/時 ※3時間利用 【照明】学校:600円/時、外部施設:3,000円/回 【コインパーキング事業】集金、保守料金
売上総利益	699	5,454	166	4,921	
販管費	960	3,799	960	3,799	【人件費】50,000円/1か月 【その他】30,000円/1か月 【コインパーキング事業】237,000円/1か月 ※設備設置費用減価償却費等
営業利益	△261	1,655	△794	1,122	

・会費4,000円の根拠については調査が必要

<派生事業により黒字化するイメージの年間事業収支計画>

学校部活動に代替する形で新たな地域スポーツクラブを運営する上では、仮に受益者負担を4,000円/月と仮定した場合には、この受益者負担レベルでは十分な収入にはならず、運営は赤字になるため、いかに派生事業を行うことができるかがポイントとなった。

学校不動産のフル活用 (貸駐車場)、スポーツクラブと学習塾の一体的な運用の可能性

派生事業としては2つ検討され、①学校施設での駐車場事業 (コインパーキング) のほか、②仮にスポーツクラブと学習塾が連続性を持って一体的にサービス提供する仮説が検討された。後者については、放課後の学校施設を活用した学習塾サービスの提供が可能である場合、部活動終了後の学習塾への移動時間は不要となり、時間的余裕が全くない中学生の生活に、2時間程度の余裕も生まれるのではないかと試算も示された。

2つの派生事業仮説のいずれにおいても、「公立学校施設の営利目的事業の使用許可の可否」が論点であった。

福岡市は運用上、地域の子どもたち向けに民間の事業者がスポーツ活動を行う場合は、営利活動としてみなさない取り扱いにしているため、スポーツ活動であれば指導料を徴収して活動できることがわかった。



<学校施設内で学習塾が運営できた場合の子どものスケジュール>

一方、体育施設以外(教室や駐車場等)が「学校開放の対象外」であるため、学校施設内でのコインパーキング設置による副収入や、学習塾による講座開講による総合放課後サービスの提供は、現時点では難しいとのことだった。

ただし、福岡県飯塚市では、体育館や運動場のような運動施設のみならず、コンピューター室や家庭科室も開放している事例があることや、すでに私立学校では試験会場や塾として開放している事例もあることを踏まえ、少なくとも教室の活用については子どもたちのプライバシー確保を図りながら開放する方策について、検討の余地はあ

ることがうかがえた。一方で、外部施設の活用については、一時的な利用は可能ではあるものの、継続的な確保は難しく、収支面でのハードルが上がるため、積極的な活用はできない可能性が浮き彫りになった。

（参考）福岡市における「子ども習い事応援事業」の取り組み

本協議会でも、部活動の地域移行の受け皿創出にあたっては、スポーツ機会格差解消のために、生活困窮世帯向けの何らかの支援が必要であるとの指摘が出ていたが、福岡市は2022年7月から市内の困窮世帯の子ども向けに文化・スポーツ教室、学習塾等の習い事にかかる費用を助成する事業を開始した。生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯のうち、小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者を対象とし、初期費用や月謝などに使える電子クーポンを、1人当たり月額1万円助成を行うとのことであり、所得格差によるスポーツ機会格差是正の一つの解決策として、大変示唆深い取り組みといえる。

受け皿となる団体等の不足

今回サッカー部でのトライアルを実施したアビスパ福岡でも、コーチとなる人材が大きく不足する状況であることを踏まえ、他競技を指導できる団体等へも声掛けを行った。しかし、現状の団体等には余剰人員がおらず、「部活動が完全に学校からなくなるのか」、「受け皿として活動する場合には何らかの財源的な手当があるのか」、「土日だけでなく平日も地域移行するのか」など、国の方針も分からず事業性の目途が立たない中で、事業拡大の判断はできず応えかねる」という趣旨の回答がほとんどであった。一方で、部活動の地域移行の明確な方針が出れば、人員拡大に向けた具体の検討が可能とする団体も多くあった。

競技	地域移行時の受け皿意志	コメント
バスケット	○	受け皿となることへは前向き 福岡市全体の受け皿となるためには指導者を新たに確保する必要
陸上	○ 条件付き	本格的に協力するためには指導者の選定等体制構築が必要 国の方針が定まらなければ、具体の検討には動けない
軟式テニス	○ 条件付き	本格的に協力するためには指導者の選定等体制構築が必要 国の方針が定まらなければ、具体の検討には動けない
硬式テニス	○	現在硬式テニス部は中学校に少なく、受け皿としての協力に不安感
ダンス	△	指導者が現状でも不足しており、継続的指導者派遣に不安 国の方針が定まらなければ、具体の検討には動けない
チアリーディング	○	現在、チアリーディング部がある学校はなく、受け皿としての協力に不安感（今後新種目として立ち上がることに期待）
各種競技	-	福岡市内の各競技団体への取次に協力姿勢

＜市内の様々な競技団体やクラブとの調整状況＞

（3）さいたまスポーツコミッション等（埼玉県さいたま市域）⁷

当初の素案であった「3つのレイヤーのブカツ環境」

この事業では、市の外郭団体であるさいたまスポーツコミッション（以下、SSC）が主体となり、市内にプロスポーツクラブが複数存在する恵まれた環境を活かしながら、市内の中学生たちが各自の競技レベルや興味・関心に合わせて、やりたい種目に持続的に取り組める放課後スポーツ環境の構築を目指した。

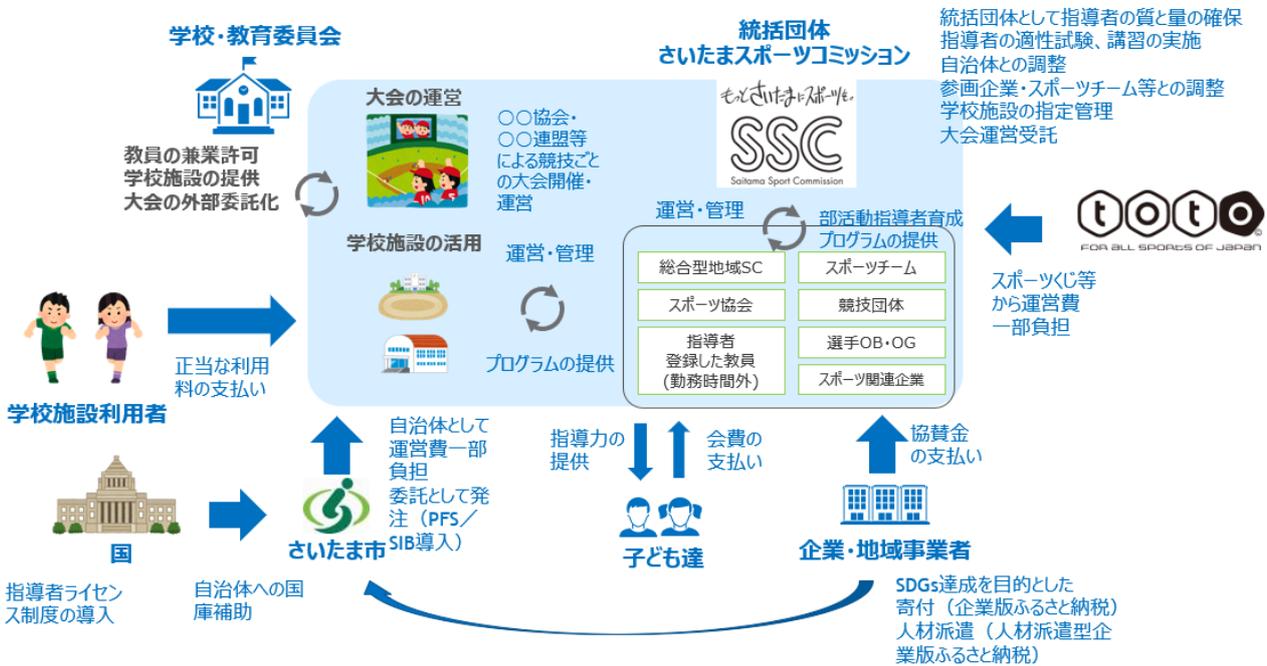
具体的には、次表のように、地域のスポーツ資源を組み合わせ、「3つのレイヤーに分けたブカツ環境」をつくることが最初の初期仮説であった。

仮説検証のために、さいたま市教育委員会、さいたま市、SSCが参加する会議を週1で開催し議論を深めたほか、2021年11月から12月にかけて公立中学校のバスケット部でアスリートやプロスポーツクラブ指導者を派遣するトライアル指導、トライアルの対象となったバスケット部の生徒・顧問教員に対するヒアリング、市全域の教員・生徒・保護者にアンケート（約8,500件を回収）を実施した。

⁷ FS 事業成果報告書（一般社団法人さいたまスポーツコミッション）<https://www.learning-innovation.go.jp/verify/b0129/>

- レイヤー③ 深める 追求する**
 - プロ選手、国内・国外大会出場を目指すアスリート、指導者を目指す生徒の活動の場とする。
 - 指導は、プロ指導者やプロ選手OB・OG、指導者資格を有する教員（兼業規定に係る課題解決が必要）、アカデミア（学識者や専門家）が担当することを想定する。
 - 受益者負担を基本とするが、世帯収入を問わず、参加機会を保障するための補助制度創設を検討する。
- レイヤー② 頑張る 磨く**
 - 社会教育活動の一環として位置づけ、競技志向・レベルアップを目指す生徒の活躍の場とする。
 - 指導は、総合型地域スポーツクラブ、プロスポーツチームの選手（OB・OG含む）、指導者資格を有する教員（兼業規定に係る課題解決が必要）等からなる「(仮称)さいたま市放課後スポーツコンソーシアム」から派遣するものとし、それらを統括する団体を学校(教育委員会)との窓口とする。
 - 活動費用を、受益者負担、企業協賛、金銭又は労働力の寄付、補助金等の多様な財源により賄う。（コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの資金調達に近いイメージ）
- レイヤー① 楽しむ 自分を探す**
 - 大会の出場等を目標にせず、仲間同士でスポーツを楽しむ場、身体を動かす習慣を身に着ける場とする。
 - 教員が学校内で部活動の指導を行うが、負担軽減の観点から、教員の勤務時間内で終わられる指導とする。
 - 教員の勤務時間内の指導につき、生徒（受益者）の費用負担は、原則として、無料又は実費程度とする。

<3つのレイヤーモデルの概要>



<目指す姿のスキーム図>

「大会参加資格」が本当に大きく変わらない限りは、部活動を学校から切り離せない

関係者間での議論では、レイヤーモデルの課題として、指導者人材の確保、管理責任の所在、各レイヤーの受け皿のキャパシティなどが挙げたが、当然ながら、大会参加資格が学校単位での出場に限定されている現状が解消されない限りは、当初仮説の「3つのレイヤーによるブカツ」モデルの実施は難しいことが確認された。

現在の中体連の大会運営は教員によって支えられており、教員負担軽減の観点からはレイヤー①のクラブを「大会には参加しない」とすることが重要だが、その中でも大会に出場したい生徒は多数いる。

レイヤー②や③のクラブの場合、競技志向の生徒で構成されるにもかかわらず、そもそも学校単位での活動ではないため、現状の中体連主催の大会には出場できず、競技種目によっては大会出場機会が極めて限定的になってしまう⁸。

まず「学校部活動への外部コーチ派遣モデル」から始め、「クラブとしての完全な外部化」を目指す

議論の結果、受益者負担による外部コーチ派遣の仕組みづくりから着手することが現実的との結論を得た。よって、さいたま市では、外部コーチ派遣拡大と、教員の負担軽減に繋がるようなコーチへの必要な権限付与で対応しつつ、大会参加資格の拡大や、大会運営の外部委託化などの条件が整うのと並行しながら、学校部活動の完全な外部化を目指すこととした。

アンケート調査から、学校部活動の必要性を感じている保護者・生徒や、部活動顧問のやりがいを感じている教員も多い中、当面は「モデル事業」を実施し、現場と擦り合わせ、改革を受け入れて貰う土壌づくりを行うことが必要である。また、受益者負担による外部指導者派遣についても、保護者の負担許容額を 3,000 円と仮定すると、3 億円強の赤字が見込まれるところであり、多様な財源確保と運営コストの縮減策の検討が重要となる。

新しい学習指導要領に基づく教育課程の変化を見れば、教員がこれまでの継続ではなく、新たに自ら学び続ける必要性は増し続けており、その時間を確保するためにも、部活を学校外の取組として整理する必要は大きい。したがって長期的には完全に地域移行を目指しつつ、一部地域移行の「モデル事業」の実施による課題解決事例を積み重ねていくことで、学校現場や保護者が、「自分ごと」として、地域移行の議論を進めていくこととした。

事業収支計画（条件設定）

【受益者負担額の想定】

- アンケートの結果から、保護者の負担許容額として、3,161円/人・月（A区）～4,266円/人・月（B区）が算出された。
→受益者負担額を3,000円/人・月と設定する。
- 運動部入部者を16,000人と設定する。
- 上記の1/7（≒2,300人）が低所得世帯に属するものと仮定し、徴収対象外とする。

【支出額の想定】

- 指導者の時給を2,500円/人・時と設定する。
- 指導者の稼働時間を7時間/週（→28時間/月）と設定する。（平日2h×2日、休日3h×1日）
→指導者の月額報酬70,000円と設定する。
- 指導者派遣に関する統括団体の管理費を20,000円/月に設定

【受益者からの収入額】
3,000円/人・月×12月×（16,000人－2,300人）
= **493,200,000円**
【低所得者支援想定額（行政負担）】
3,000円/人・月×12月×2,300人
= **82,800,000円**
【収入合計】 **576,000,000円**

【支出額の想定】
90,000円×12月 = **1,080,000円**
【必要な指導者数】 約840人
（市内全中学校運動部活動に1人を配置）
【外部指導者を確保するための費用】
1,080,000円/年×840人 = 907,200,000円
【支出合計】 **907,200,000円**

単純収支では331,200,000円の収入不足

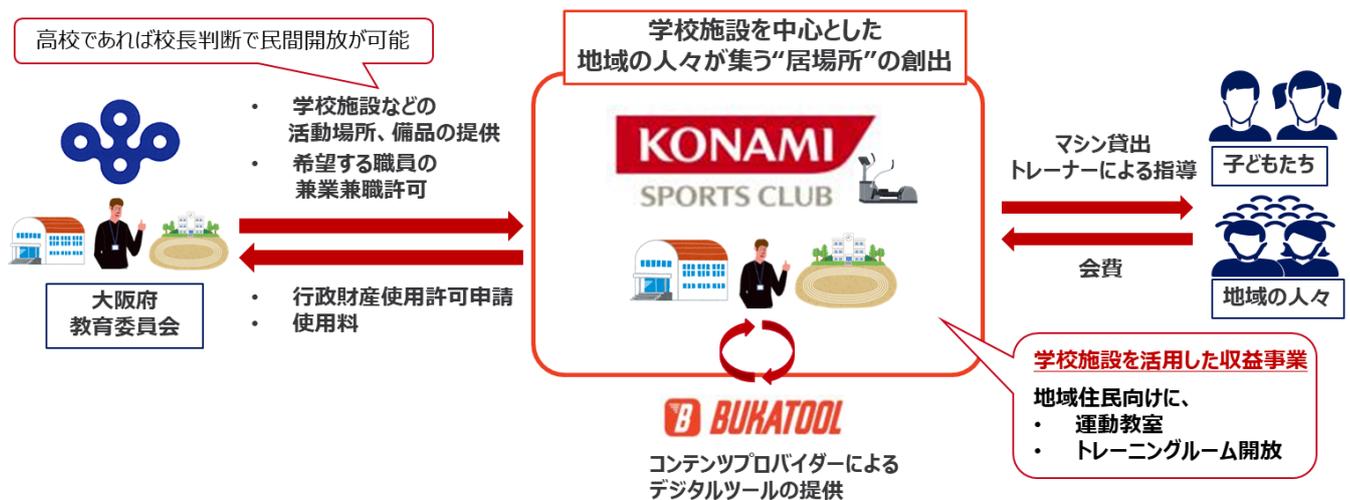
多様な財源確保と運営コストの縮減が必要

<保護者負担を 3000 円とした場合の事業収支計画>

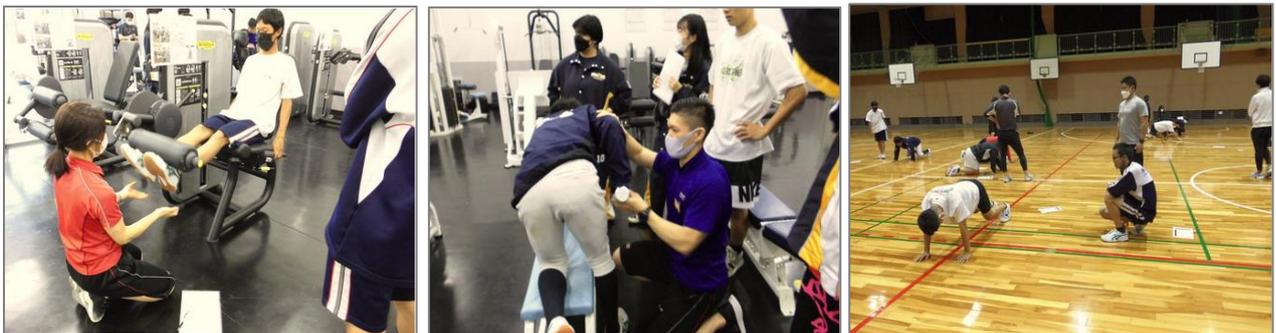
⁸ 令和4年6月13日付で（公財）日本中学校体育連盟から、令和5年度から参加資格に「地域スポーツ団体等に所属する中学生」が加えられる旨のお知らせが発出された。<https://nippon-chutairen.or.jp/cms/wp-content/uploads/2022/06/%E5%85%A8%E5%9B%BD%E4%B8%AD%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E4%BD%93%E8%82%B2%E5%A4%A7%E4%BC%9A%E3%81%B8%E3%81%AE%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E3%82%B9%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%84%E5%9B%A3%E4%BD%93%E7%AD%89%E3%81%AE%E5%8F%82%E5%8A%A0%E8%B3%87%E6%A0%BC%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf>

(4) コナミスポーツ×First Penguins 等 (大阪府域) ⁹

この事業ではコナミスポーツのフィットネスクラブとしての事業資産や運営ノウハウを活かし、First Penguins が提供する部活動支援アプリ「BUKATOOL」と連携し、「府立高校施設を活用した地域スポーツクラブ」というサービス形態の可能性を検証した。コナミスポーツから専門的なスポーツ指導を行える指導者を学校に派遣し、教員に代わりトライアル指導を行うとともに、空き教室にトレーニングマシンを設置しフィットネスジム化し、トレーニングマシンを用いた練習メニューを取り入れ、受益者の満足度や教員の負担軽減、さらに地域住民を対象に学校施設を用いた収益事業の可能性を検証した。フィットネスクラブは家賃や光熱費等の重い固定費を単独で抱えることなくフィットネスサービスを提供する上での公民連携（PPP:Public Private Partnership）のトライアルでもある。



<学校施設を活用した地域スポーツクラブのモデルイメージ>



<トレーニングマシンを用いたトライアル指導の様子>

「大人向け事業」によって「中高生のブカツ費用負担」を軽減するアイデア

トライアル後の満足度調査の生徒回答では 100%が非常に満足と回答し、保護者アンケートでは「継続してコナミスポーツの指導者による指導を受けさせたい」との回答が 9 割であったものの、「指導費用は負担できない」との回答が 6 割と過半数を超え、「負担できる」と答えた保護者が受容できる負担額も「3,000 円以下」が 3 割、

⁹ FS 事業成果報告書 (コナミスポーツ株式会社・FirstPenguins 株式会社) <https://www.learning-innovation.go.jp/verify/b0128/>

「5,000 円以下」が 1 割であった。今後の未来のブカツの実現に向けては、保護者負担への理解醸成には時間をかけた丁寧な説明が必要となることがうかがえた。

一方で、仮に週に 5 日活動する前提では、部活動指導のみで事業を成り立たせようとした時に、月 18,000 円（1 部活 30 人での試算）の費用徴収が必要との試算結果であったが、この金額は受益者許容度アンケートからかなり乖離するものである。

高校施設をフィットネスクラブのような民間企業に開放し、その専門性を持つコーチのもとで従来の学校部活動とは違う「ブカツ」を成立させる上では、高校生が負担する会費負担軽減が課題になる。

そこで、学校不動産の有効活用のほか、高校生のみならず大人世代を対象にした派生事業によって収益源を確保する可能性を追求した。この FS 事業では、トレーニングマシンを設置した空き教室を地域住民に開放し、コナミスポーツクラブのインストラクターによるレッスンが受けられるスポーツ教室を企画した。しかし、地域住民への告知はなされたものの、コロナにより休校になるなど学校施設開放が実施できない状況であったため、どの程度の会員数を確保できるのかを見極められず、マシン設置などの初期投資を含めた投資回収の目処を立てられなかった。

コナミスポーツ『スポーツ教室』開催
～地域の皆様へ運動施設開放とレッスン実施～

地域の皆さまに日頃の感謝を込めて、箕面東高校とコナミスポーツと共同にて、学校施設を開放し、学校内でスポーツ教室を実施致します。当日は、コナミスポーツクラブのインストラクターによるダイエット効果の高いレッスンへの無料参加、本格的なトレーニングマシンの体験やカウンセリングを無料で受講できます！お気軽にご予約・ご参加くださいませ！

スポーツ教室	内容・効果	時間	
レッスン①	ボディコンバット	格闘技系ダイエットプログラム	10:30～11:00 (30分)
レッスン②	ボディアタック	エアロビクス系ダイエットプログラム	11:15～11:45 (30分)
トレーニングジム利用	身体のライン引き締め	利用時間内で自由利用	



＜地域住民向けの学校開放事業の告知ポスター＞

府のルールでは、公立高校施設を「株式会社によるサービス提供の場」として開放できるが、知られていない

学校開放事業を進めるにあたっては、公立高校の学校施設を用いて株式会社が営利事業を提供できるか否かが最初の論点となったが、大阪府ではそもそも「行政財産の効率的利用に資すると認められる」時には使用を許可できるルール（大阪府公有財産規則）が整備されていた。

この FS 事業では、このルールを確認した上で大阪府との協議を経て、大阪府公有財産規則と行政財産使用料条例に基づき、「行政財産使用許可申請書を行政財産管理者へ提出することにより、公立高校の学校施設における事業は、学校長の判断で可能である」と整理された。

多くの自治体では学校施設の営利企業による利活用を禁じるルールが制定されており、公有財産に関するこうした柔軟なルール整備がなされていない可能性もあるため、各自治体での議論を国としても促す必要がある。一方、大阪府内でも「営利企業による学校施設活用は学校長判断で可能である」ことが現場の校長や教員にまで浸透しているわけではなく、今後の部活動の地域移行を行う際の連携促進のためには、こうした方法論は広く浸透させ、柔軟なアイデアづくりを国としても促す必要がある。

大阪府公有財産規則（抜粋）

（事務の委任）

第三条 知事は、教育委員会、[・・・]及び予算執行機関の長並びに議会議務局長である法第七十二条第一項の職員に、次に掲げる事務（次項の規定により権限を委任される者の権限に属するものを除く。）をその所掌に係るものの範囲において委任する。

一 行政財産の取得及び管理に関すること。

（略）

（使用許可の範囲）

第二十二條 行政財産は、次の各号のいずれかに該 a 当する場合は、法第二百三十八條の四第七項の規定により、その使用を許可することができる。

（略）

六 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。

（略）

学校施設のセキュリティや、電源等のハードウェアの課題、「ワンストップサービス」の課題

フィットネスクラブなどの企業が学校施設を活用した社会教育活動として「未来のブカツ」を行うにしても、体育施設等の解錠・施錠に際し、鍵の受け渡しなど、受けとる側、渡す側双方に負担が発生する。例えば、タッチキーやキーボックス式に改修することにより、こうした問題は解決可能だがそれには設備投資が必要になる。

また、学校施設内にトレーニングマシンを設置する上で追加的な電源設置工事が必要となったが、この点について自治体との協議が難航した。その他、通年での住民の利用を考えれば校内の空調設備の増強など、学校施設を活用したフィットネスサービスを提供する上での追加投資の必要性やそれらをどのように進めるかも論点になるだろう。

さらに、公立高校を所管する大阪府教育委員会とのやりとりの中では、部活動指導は教育振興課、施設利用に関する所管は施設財務課であるなど、担当部局がまたがっており調整を進めること自体にも苦勞が垣間見られ、今後の部活動の地域移行を進める上では、関連する部署が連携し、ワンストップで対応できる体制の構築の必要性が感じられた。

デジタルツールの活用効果は、コーチの方針との整合性、ツールの使いやすさ、などに依存する

事業経費を抑えるには、コーチの対面指導とデジタルツールの活用の組み合わせにより、人件費を押さえることも重要な鍵になる。そこで、本プロジェクトでは、最先端コーチングコンテンツの配信や、トレーニング記録機能、日誌機能、メニュー登録機能がある部活動支援アプリ「BUKATOOL」を活用することで、部員が自立的にスキル習得できる仕組みを提供し、外部コーチや教員の負担軽減につなげる検証がされた。

生徒たちの反応からは3つの興味深い結果が得られた。まず、①生徒たちは顧問やコーチのリードがないと、競技スキル習得に直結しないコンテンツには興味を示さない。そして②コミュニケーション促進効果が期待されたコーチとの質問や日誌のやりとり機能は入力するインセンティブを感じないと入力しない。さらに、③トレーニング中にスマホを開く煩わしさがあり、トレーニング記録の入力・管理・共有機能の利用率が低い、という結果であった。

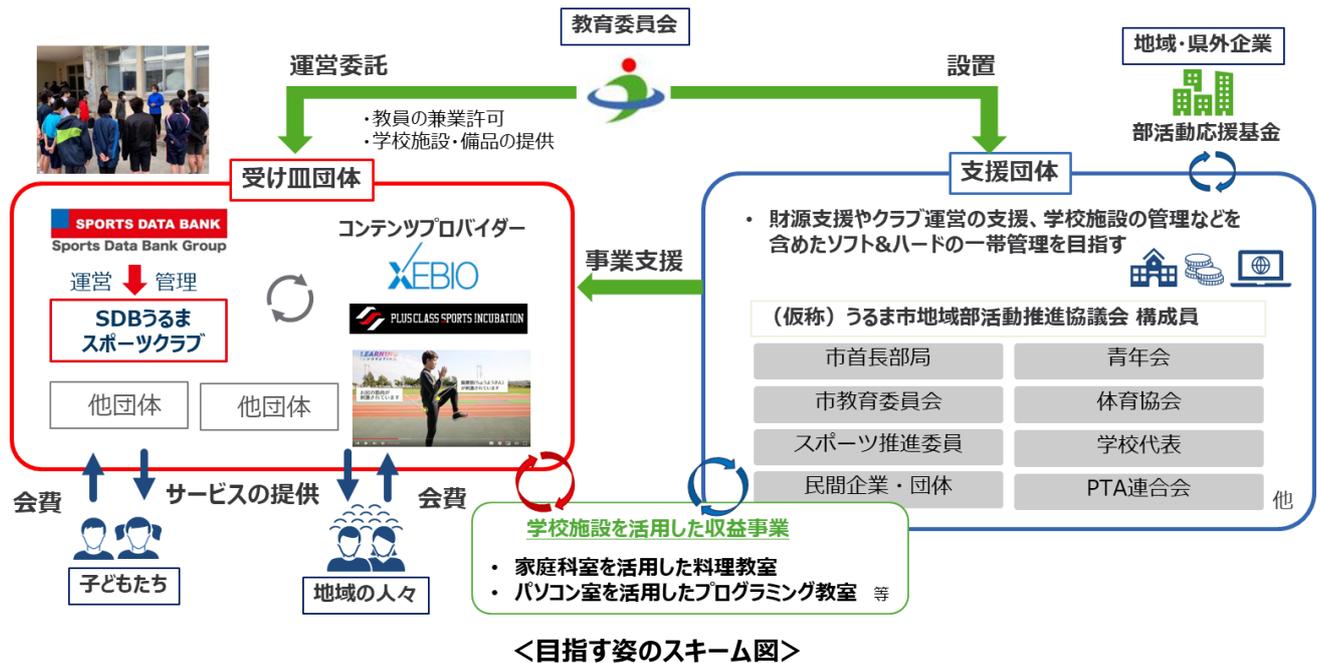
また、顧問教員からは、①個々のトレーニング実施状況を把握できる点に価値を感じるが、自分が使いこなせるようになるまでの負担増を短期的には感じる、そして、②個別に各生徒のトレーニング記録を確認することにも時間を割かれるため負担軽減には至らない、といった意見が見られた。

要するに、「どのようなツールを使うか」の前に、どのようなクラブ活動方針のもとで、日々のコーチングとトレーニングを設計するかという設計思想が共有される必要がある。

(5) スポーツデータバンク沖縄等（沖縄県うるま市域）¹⁰

この事業では、スポーツデータバンク（以下、SDB）が、沖縄県うるま市域で「SDB うるまスポーツクラブ」を設置し、トライアル指導やアンケート調査を行うとともに、クラブの運営・管理にとどまらず、学校体育施設の指定管理制度や、「スポーツ+α」としての総合型放課後サービスの展開可能性、その他の資金調達手段等も併せて検討した。

教育委員会・市職員・教員等、関係者との会議を重ね、実証の対象となる学校では、保護者説明会を開催することで部活動の地域移行についての理解醸成を行った。また、SDB うるまスポーツクラブによる公立中学校の陸上部へのトライアル指導を行い、関係者へのアンケートおよびヒアリング調査を実施した。



新設した「SDB うるまスポーツクラブ」によるトライアル指導

指導実施に当たっては、ICT ツールを活用したクラブ管理を行い、学校教員や保護者との活動の共有を図ることも検証され、保護者アンケートでは、「連絡等がスムーズ」「欠席の連絡がしやすく活動終了時間が分かったので安心した」と言った意見もあり、生徒保護者共に高い満足度であったことが分かる結果を得た。

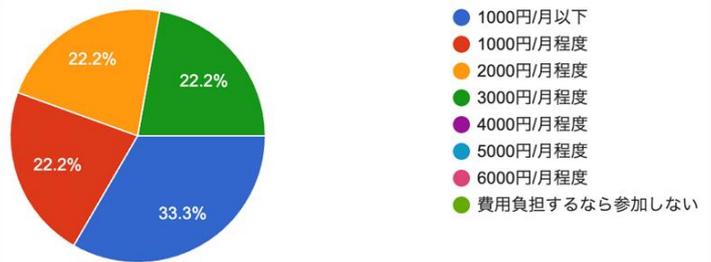
また、質の高い指導者を確保するため、各種チーム等が保有している指導ノウハウ・スキルを地域の指導者に伝え、指導者スキルの底上げと、指導者確保を目指す検証もなされた。当初、指導スキルを保有した指導者による定期交流会（クリニック・指導者講習会）を開催する予定であったが、コロナ禍により対面でのクリニック開催が行えず、代替案として、指導スキル保有指導者による指導方法の動画配信を実施した。動画はテーマ別で3本制作され、Youtube で対象生徒・保護者・指導者に限定公開された。

生徒の60%が自身の練習の参考になると回答をしており、保護者も77%が参考となったとの回答があった。指導者からも適切な指導方法を学ぶことができ、かつ練習メニューとしても活用できるため参考となったとの意見があった。

¹⁰ FS 事業成果報告書（スポーツデータバンク沖縄株式会社） <https://www.learning-innovation.go.jp/verify/b0131/>

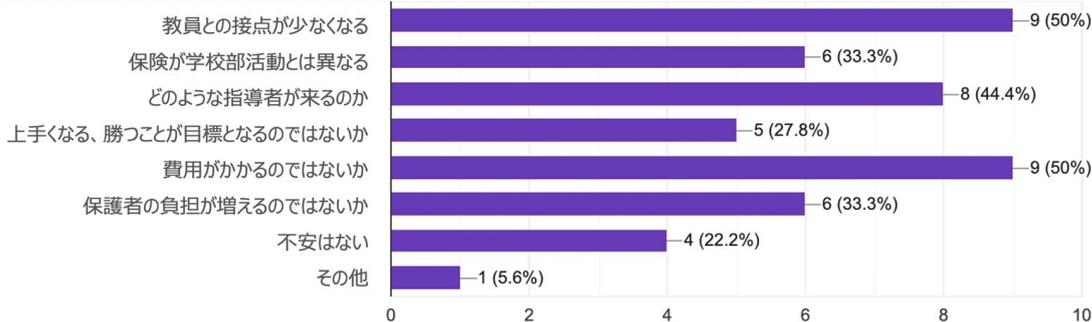
一方で、アンケート調査からは、保護者の50%が費用負担について不安を持っており、また、費用負担可能な金額についても、月1,000円程度以下が半数以上を占め、多くても月3,000円程度が妥当であるといった回答からも、受益者負担を抑える工夫が課題であることが確認された。

● 受益者負担するとしたら妥当な金額（保護者）



<保護者向けアンケート調査の回答>

● 今後、学校部活動が、地域部活動として活動するとしたらどのような不安点があるか（保護者）



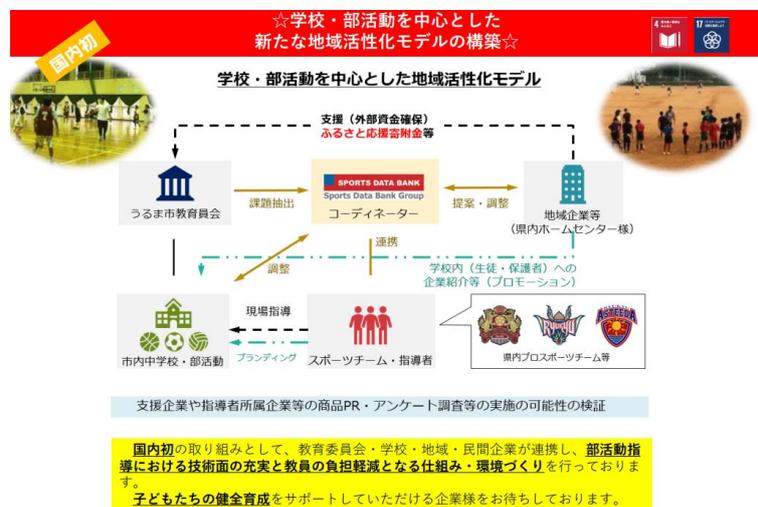
<保護者向けアンケート調査の回答>

企業版ふるさと納税の活用や広告収入、部活動応援基金の設置の可能性

うるま市では、企画政策課が中心となり、4つの地方創生プロジェクトの立案を行った。そのうちのひとつが「学校・部活動を中心とした新たな地域活性化モデルの構築」事業であり、他事業と合わせて約1,700万円の寄附があり、これらは寄附企業の意向等を踏まえ各事業に充当されるが、本事業では、主に事業の運営管理費や指導者謝金等として活用されている。

また、市内企業の協力を得る形として、商工会とともに、基金の設置の可能性についても検討された。企業側としては、子どものスポーツ環境支援ならば是非協力したいという姿勢であったが、継続的な支援につなげるためには、税制優遇や、市事業における入札時に有利になるようなインセンティブ設計が重要との意見を得た。

また、事業の中で、ICTツールの活用の際に広告を可能にするなど、企業協賛の可能性も議論された。



<寄附可能なうるま市の地方創生プロジェクトのひとつ>

学校施設を活用したサービス展開や指定管理制度の可能性

収益源確保の観点から、家庭科室での料理教室など、空き教室を活用したサービス展開や、指定管理制度の導入（スポーツクラブが指定管理者として学校施設管理を行うことで一定収入を確保）についても検討した。学校施設を活用したサービス展開については、条例で原則として学校施設での営利活動が禁止されている中、特例では認められ得るが、特例の適用には教育委員会内の検討に時間を要することが分かった。

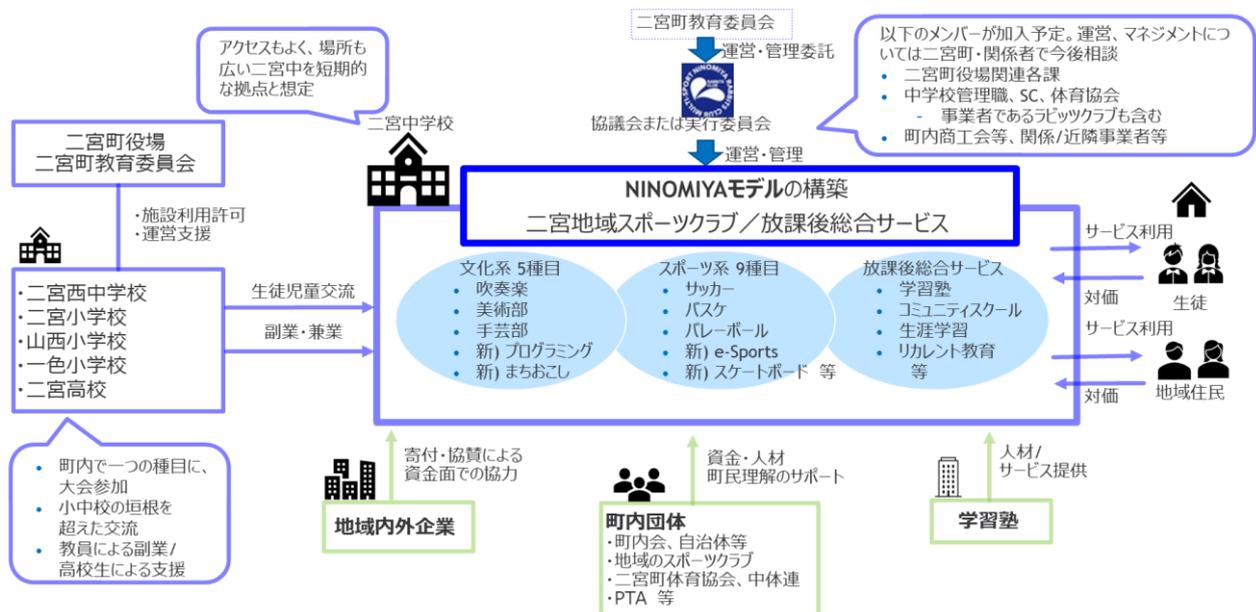
また、指定管理者制度の導入については、条例で定められている学校施設の管理責任者を学校長から教育委員会（教育長）へ改定することが必要であることが分かり、いずれも、今後のグランドデザインの中で、並行して検討が必要な課題であることが確認された。

上記検証を踏まえ、今後、実際に当初目標とした姿で部活動の受け皿を作っていくに際しては、保護者や学校、議会、地域住民、企業など幅広い関係者の理解が必要であることから、部活動の地域移行に係る文部科学省のメッセージを待って、スポーツ協会、企業、保護者、学校等を巻き込んだ「うるま市地域部活動推進協議会」を立ち上げることにした。

（6）JTB×ラビッツクラブ等（神奈川県二宮町域）¹¹

本事業の舞台となった、二宮町では、中学校が2校のみで、さらに各校の生徒数の減少により、競技によってはひとつのチームを自校のみで組めないという課題がある。そこで、小規模自治体ならではのモデルとして町内の総合型スポーツクラブが他の団体とともに部活動の受け皿を創出しつつ、同時に中学生年代だけではなく生涯学習の場として、町内企業・団体と連携し財源・指導者を確保しながら持続可能なクラブを生み出す可能性について検証した。

具体的には、教育委員会、教員、商工会議所などが参加する検討会を2021年11月に2回開催し、実際に公立中学校の体育館を活用し、ラビッツクラブのフットサル事業を2021年12月から2022年1月までに7回開催した。さらに、同期間に、顧問教員やトライアル指導を受けた生徒・保護者に対するアンケートとヒアリングを実施した。また、中体連関係者や学校教員に対して、大会の在り方や兼職兼業等についての意見交換を行った。



<目指す姿のスキーム図>

¹¹ FS 事業成果報告書（株式会社 JTB） <https://www.learning-innovation.go.jp/verify/b0127/>

指導マニュアルを作成し、「エンジョイ志向のクラブ活動」を実施

トライアル指導では、中学校の学習指導要領とクラブのコンセプトを組み合わせ、指導マニュアルを作成した上で実施した。指導のクオリティを維持するため、新しい指導者や他の種目の指導者、保護者にも動画を共有した。コーチ間の情報共有がうまくいったほか、生徒保護者からも概ね満足の結果を得た。

21/12/5 ～22/1/23 町内中学校体育館での実証事業

指導マニュアル

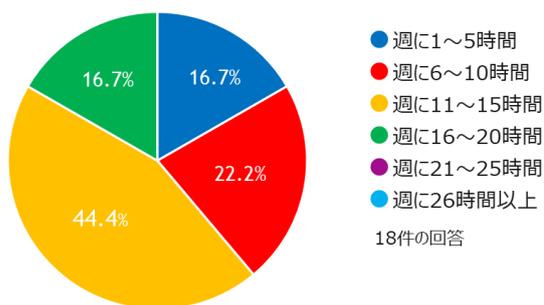
項目	目的	手法
生徒集合	あいさつ、整理整頓	・スタッフによる声かけ
ミーティング	全体や個人の目標設定	・全体説明 ・自己紹介
アイズブレイク	導入、準備運動に繋げるための準備	・身体や脳をほぐす
準備運動	コミュニケーション、チームワーク、怪我予防	・全員同じメニュー ・生徒、スタッフとのやりとり
基礎練習	楽しむための「スキル」や「戦術」を理解する	・パス、ドリブル、シュート ・3人目の動き、シュートパス
対人練習	インプットしたものをアウトプットする	・2対1、3対3
ゲーム（試合）	考える、判断し、表現すること、マネすること	・5対5
ミーティング	振り返りとまとめ、次回の案内、リーダーから感想	・クールダウン ・全体
片付け	感想共有	・スタッフによる声かけ

<トライアル指導のために作成された指導マニュアル>

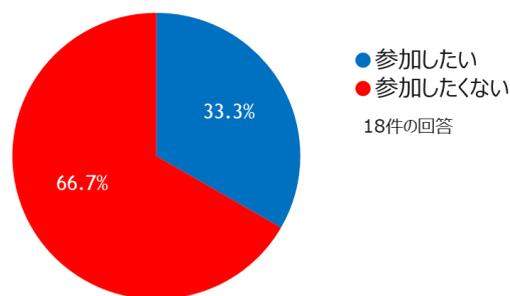
大会参加資格の問題、教員の負担

部活動の顧問を担当する教員にアンケートも行った。3割程度の教員が、地域のクラブ活動になってもコーチとして携わることを希望していることが分かったのは、今後の検討の大きな材料となった。

問7 現在、担当の部活動に週に平均でどれくらい関わっていますか。



問14 部活動の地域移行にあたり、教員も兼業・副業として参加できる場合、参加したいですか。



<部活動顧問を担当する教員へのアンケート結果>

町として NINOMIYA モデルを始めるかの判断は「国の方針を見てから」

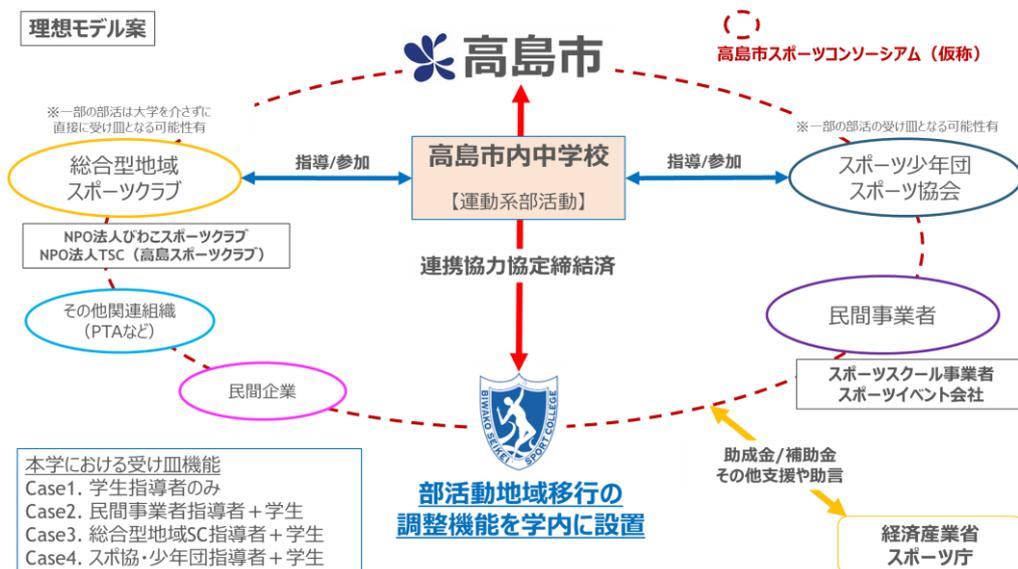
関係者との検討会では、中学校数が少ない中で、生涯学習と連携した議論が必要との意向が示された。しかし、部活動が学校の活動ではなく受益者負担を基本とした活動になるのであれば、保護者や子どもたちに十分な説明が必要になること、学校体育館をそうした活動に使えるようにするにも、関係者間の合意形成が必要で

あるが、令和3年度時点では、町としては、国から方針が示されるまでは、実際にそういった手順を進めるのは難しく、具体的な検討は令和4年度以降に開始することとなった。

(7) 大阪成蹊大学×びわこ成蹊スポーツ大学等（滋賀県高島市域）¹²

多世代の新たなスポーツライフの創出と実現に向けたネットワーク基盤形成

本事業では、近隣のびわこ成蹊スポーツ大学の施設や学生、スポーツ指導監修ノウハウ等のリソースを活用しつつ、地元の総合型地域スポーツクラブが部活動の受け皿となる地域移行モデルの可能性を検証した。大阪成蹊大学スポーツイノベーション研究所は、本FS事業での協議会やヒアリング、アンケート調査等から、部活動の地域移行は、地域の様々な関係者の連携が必要であり、大学がハブとなり、新たなスポーツライフの創出と地域との関係性を構築するコンソーシアムの設立を理想モデル案として提案した。また、部活動の地域移行を契機とした地域スポーツ全体への波及を将来展望とし、部活動の地域移行という短期的な制度移行だけに捉われない、下記のような点も踏まえた議論や合意形成が必要との示唆を得た。



<大阪成蹊大学スポーツイノベーション研究所から提案された理想モデル案>

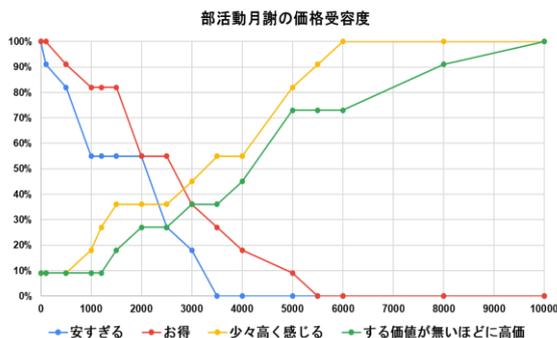
保護者が受容できる「月謝」と、コーチが求める「時給」の水準はどの程度か

総合型地域スポーツクラブや市教育委員会や学校などの関係者を集めた協議会開催や大学生へのヒアリングを通じて、活動場所、施設利用、指導者、財源の確保等について議論が行われた。加えて、高島市内の中学校1校にびわこ成蹊スポーツ大学の学生が訪問し、陸上部とソフトテニス部において部活動指導のトライアルを行い、関係者へのアンケート調査も併せて実施された。

部活動を地域移行する場合の月謝に

ついて、保護者の「価格需要度」を知るために行った保護者アンケートの結果では、適正価格は2,500円との結

保護者アンケート結果：
部活動月謝の価格受容度(PSM分析)



下限価格 2,300円
適正価格 2,500円
妥協価格 2,800円
上限価格 3,000円

※高島市内
運動系全42部活
部員数10名×42部活
×2,500円/月
×12か月
= 12,600,000円/年

<保護者アンケート結果（部活動月謝の価格受容度）>

¹² FS事業成果報告書（大阪成蹊大学スポーツイノベーション研究所） <https://www.learning-innovation.go.jp/verify/b0135/>

果であった。一方、人材供給源として考え得るのが総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会のスタッフや、兼職兼業の学校教員、そして地元の大学生である。そこで、びわこ成蹊スポーツ大学に通う大学生向けに実施したアンケートの結果、約半数の学生が中学生へのスポーツ指導に関心があり、謝金水準も部活動指導員制度と同水準の時給 1,000～2,000 円が妥当との回答であった。指導可能な頻度は週に 1～4 回と授業や実習に加え、自身の大学での部活動、さらにアルバイト等との調整もあるため個人差は見られたが、指導人材としての活用可能性は十分あることが確認された。

市内の部活数、競技種目数、練習日数・練習時間を考える必要性

高島市立中学校にある運動系部活は FS 事業実施当時全 42 部活であったが、もし地域移行を進めるならば、部活数は集約され、一方で競技種目数は多くなるかもしれない。すると部活ごとに、また競技種目ごとに 1 日あたり何人のコーチが何時間コーチングに従事する必要があるかを積算して、保護者が受容できる「月謝」水準と、コーチが受容できる「時給×従事する時間」の折り合いがつか、具体的に検討を進める必要がある。

課題となる「移動手段」の確保、「全員集合の練習日」と「オンライン練習日」の組合せ

また、高島市では、最も生徒数が少ない朽木中学校では全校生徒数 27 人で、部活動は陸上部、卓球部の 2 競技のみという状況である。市全体でも少子化に伴う部員数の減少により、休廃部を余儀なくされており、中学生のスポーツの選択肢の幅が狭まっているのが課題であり、このように少子化が進む地域でこそ、地域移行により、他校の生徒とチームを組むことで競技選択の幅を広げることが必要となろう。

高島市は広大な面積に 6 つの中学校が点在し、地域移行した際の生徒の活動場所までの移動が課題として挙げられた。指導者の派遣を検討しているびわこ成蹊スポーツ大学は、最も近い中学校からでも 12km ほど離れており、車で 30 分、電車と徒歩でも 30 分以上かかる場所に位置している。大学生が中学校、あるいは近隣の社会体育施設に行く方が、移動の安全面やコスト面で現実的である。また動画やアプリの利用を含めて ICT 活用を組み合わせる形で移動の適切な頻度を調整するための検証が必要ではないだろうか。

先生「授業準備に充てられる」、生徒「スポーツ大学の学生に専門性の高い指導をしてもらえる」

トライアル指導を行った中学校の顧問教員へのヒアリングでは、部活動指導の時間を授業準備に充てられるようになり、生徒たちもスポーツ大学の学生たちによる専門性の高い指導を受けられることにメリットを感じるという回答があった。一方で、けがや事故トラブルへの対応や、指導者の安定的な確保や受益者負担に対する保護者の理解が得られるかが懸念であるとの声があった。

「学校現場に失敗は許されない」「他の自治体の状況を見ながら」という縛りをどう乗り越えるか

一方で、協議会の場での教育委員会との対話においては、「学校現場では失敗は許されないため慎重に進めたい」「他の自治体の状況を見ながら進めたい」と、慎重な姿勢が示されたものの、部活を従来どおり学校で担うことの限界は、多くの関係者の見解の一致するところであり、社会体育化、地域移行をいかに進めるべきかを議論する局面であるという認識であることは確認された。

「大学生に任せて大丈夫か」という問いは、本当に正しい問いなのか

とりわけ、地元のスポーツ協会やスポーツ少年団も限られた学校の限られた種目であれば、「受け皿」として対応する余地もあるが、一部のベテランコーチのほかは保護者コーチが多く、自分の子どもが卒団すると離れてしまう保護者コーチも多い。しかし、不思議なことに、大学生の活用については、「責任の所在」「コーチ資格の有無」

「安定的にコーチとして従事できるか」という点が問われていた。実際、NPO 法人びわこスポーツクラブでも大学生が指導する場合には必ず大人が立ち会っていた。

ただ、「責任の所在」「コーチ資格の有無」「安定的にコーチとして従事できるか」という点は、大学生コーチのみならず、およそコーチに従事する高齢者も保護者も学校の教員も等しく問われるべき論点である。コーチ資格の取得を要件にした上で、単独でも指導ができる制度設計がなければ、指導者の量的確保は難しいはずであるし、「大人だから（コーチ資格があろうがなかろうが）任せられる」という姿勢も改められるべきではないか。

「学校からの委託」か「地域クラブとしての独立」かの選択

総合型地域スポーツクラブ側としては、地域移行の受け皿となる意向はある一方、あくまで学校部活動の外部委託なのであれば、学校の顧問教員の指導方針の整合性をどのようにとるのが悩みになり、民間事業としての採算性、そもそもの活動場所など解決すべき課題が多く挙げられた。

（８）ブラックキャップス×文教大学等（神奈川県茅ヶ崎市域）¹³

本事業は、プロスポーツ選手のケアも多数手がけるパーソナルトレーニングジム（デポルターレクラブ）と、地元湘南地域で事業を展開するスイミングクラブ（ハヤシ）のノウハウを活かして設立した一般社団法人ブラックキャップス（ブラックキャップは、茅ヶ崎の象徴の烏帽子岩（えぼしいわ）の意味）が、学部の県外移転に伴い湘南キャンパスに余裕が生まれた文教大学との連携で中学校部活動の受け皿を含む、茅ヶ崎市域の“Wellness Hub”を担う可能性について検証した。

この“Wellness Hub”構想は、茅ヶ崎市と文教大学、ブラックキャップス、その背景にあるスポーツクラブビジネスのノウハウを協業させ、それぞれのアセットやノウハウを活用することで、子どもを含めた老若男女、地域すべての人の心身の健康や基礎体力、その他能力の底上げを目指すものである。



¹³ FS 事業成果報告書（一般社団法人ブラックキャップス） <https://www.learning-innovation.go.jp/verify/b0132/>

中学生たちも、コンセプトやデザインのカ、プロの実力に「カッコよさ」を感じる

硬式野球のポニーリーグに所属する中学生野球チーム「茅ヶ崎ブラックキャップス」は、“存在するなら進化しろ”をミッションに掲げ、プロスポーツ選手のフィジカル・トレーニングを多数手がけるトレーナー、スプリントのトレーナー、栄養の専門家達の正しいノウハウを14人の「普通の中学生たち」に集中的に投下することでどのような「進化」を遂げるかを実証中である。

同時に、このクラブではクラブのキャップやホームページも烏帽子の「黒」を基調にしたスタイリッシュなデザインに統一し、従来の野球界の枠に囚われない発想でのクラブ運営を進めている。実際、中学生たちが学校部活動ではなくブラックキャップスに入った理由には「カッコいいから」というシンプルな回答もあり、「中学生が自発的にこのクラブの一員になりたくなる環境」づくりの重要性が見られた。

「カッコよくあれ」中学野球に新風を吹かす 新生硬式チームが挑む新たな形とは？

少年野球 2021.12.03 [Twitter](#) [Facebook](#) [LINEにおくる](#) [Bookmark](#)



試合で大きな笑顔を見せる茅ヶ崎ブラックキャップスの子どもたち【写真提供:茅ヶ崎ブラックキャップス】

<野球専門メディアに掲載された記事>

「硬式のクラブ」か「軟式の野球部」かの選択

このクラブの発足に伴い、通常であれば地元中学校の野球部（軟式野球）に入部すると見込まれた学区の1年生14人がこのブラックキャップス（硬式野球）での活動を選択した。

仮に、普段はブラックキャップスで活動している生徒が、所属校の野球部員として公式戦に出場しようとする場合は、公益財団法人全日本軟式野球連盟のルールで二重登録が認められていない。例えば、「異なる競技での二重登録は認める」ようにするなど、中央競技団体（NF）レベルで種目横断的な大会デザインの工夫を進めることにより、学校部活動（部活）と民間スポーツクラブ（ブカツ）を組み合わせた多様な種目の競技機会を生徒達に与えることができるのではないだろうか。

「質の高い指導なら、今より高い月謝でもいい」「礼儀や挨拶などの社会性も」という反応

月謝は1万円（活動は週5回）と、一般的な地域スポーツクラブに比べれば割高な設定だが、それだけではチームの運営費は足りず、クラブのドネーションキャップ（売上が付回りに回る野球帽）の販売やスポンサー営業を行っている。それでもこのままでは黒字化の見通しは立たないため、今後は更なる収益源の可能性について模索が必要である。ただ、ブラックキャップスの会員保護者・生徒に実施したヒアリング調査からは、「質の高い指導が受けられるのであれば、今より高い月謝を支払ってもいい」という声も多い結果となった。

個々の能力に合わせた指導（技術＋コーチング）で質の向上を図るだけでなく、毎月1回、地元の海岸掃除や地元の農業法人と連携した農業活動等のスポーツ外体験も実施しており、地域の人々との関わりを持つ機会を与え、それらを通じて基本的な礼儀や挨拶など、「学校部活動でしか担えない」と思われがちな基本的な社会性を、民間スポーツクラブでも十分身につけられるという面も、付加価値として好意的に捉えられていた。

地元の大学（文教大学）との連携努力が実る

ブラックキャップスはこのFS事業の過程で文教大学にアプローチを行い、文教大学の経営陣や施設管理責任者や、湘南キャンパスにある健康栄養学部や情報学部の教員との議論も進め、大学からは活動場所の提供の他に、健康栄養学部との連携により子どもの栄養指導も実施できる可能性があるということも確認した。大学側と

しても、ブラックキャップと、そのパートナーであるデポルタークラブのもつブランディング力を活かした取組の拡散や、実習協力で双方にメリットを享受しあえる関係であることが確認された。

地域レベルの大きな意思決定だからこそ、「国からの、より明確で強力な指針」が必要になる

産官学民連携のプロジェクトを想定していたが、関係者間での課題解決の理解度や優先度が異なり、取り組みのスピード感や動きに差が生じた。市役所・教育委員会では「国から方針が明確に示された場合」には、取り組みへの優先度が上がり、議論が加速される可能性はあるが、そうではなく「純粋に地方自治」だという状況に置かれると検討スピードが上がらない。現状の地方自治でこうした大きな社会システム転換を議論するために、市役所と地方議会や地域の関係者間で議論を深めるには、まず政府からの明確な指針が、強力に発信され続ける必要があることが、あらためて浮き彫りになった。

(9) 関西学院高等部・中学部¹⁴

「部活動を通じて生徒の「何を」「どのように」育みたいか」を話し合う

この事業では、学校法人関西学院の掲げる「真に豊かな人生」につながる部活動の実現という目標と、「教員の働き方改革」という目標を両立させ私立学校の新しい部活動の形として、外部に何らかのプラットフォーム（KGクラブ（仮称））を持ち、そこへ部活動を移行していく、「関学モデル」を構想し、その実現可能性について対話を進めた。

事業の一環として高等部・中等部合同の教師会を開き、「関学での部活動を通じて、生徒の“何を”“どのように”育みたいか」という問いを立て、教員が自由に意見し合った結果をまとめたのが下表である。

そこでは「部活動は生徒・教員の双方にとって教育的意義があり、学校から完全には切り離せない活動」であるとの整理がなされた。教員の中には、「部活動への教員の関わり方の見直し」を重視する方もいれば、「部活動以外の教員の働き方の見直し」を重視する方もおり、教員間の大きな意識差を埋めるための更なる対話と合意形成努力の必要性が明らかになった。

What (何を)	<精神・心> メンタル・忍耐力・柔軟性・豊かな心・レジリエンス・精神力 持続力・我慢する能力・努力	<礼儀・マナー> ルール・規律・礼儀・マナー・モラル・礼節	<人間関係構築力> 仲間づくり・協調性・集団 人間関係の構築・社会性・ 他者への理解・感謝
	<自主自立・主体性> 自主自立・主体性・積極性 達成感・自己肯定感・好奇心 リーダーシップ	<問題解決力> 目標設定・時間管理・ タスク管理・問題解決	<表現力> 創造力・表現力・発信力・ 自由
	<愛校心> 伝統・愛校心・思い出	<専門性> 専門性・技能・フィジカル・体力	<多様性> 多様性・ダイバーシティ
How (どのように)	<ルール・規律> ルールを守る・時間を守る・ メリハリのある生活・運動習慣・ あいさつ	<人間関係> 協力をする・喜びを通して・ 活動の経験を通じて・多様な活 動やクラブ	<集団行動・社会性> 集団ごとすることによって・仲間と 共に過ごす・ぶつかり合い・ 役割分担・長期間過ごすこと
	<自主自立> 自分で考える・教員がいなくても できるように・やってみる	<計画性> 話し合いで・練習計画をつくる・ メニューづくり	<達成感> 大会やコンクール、展示会などを 通じて
	<判断力> 成功体験や失敗体験・自身の 選択		

<関学での部活動を通じて、生徒の「何を」「どのように」育みたいかという問いに対して出された回答>

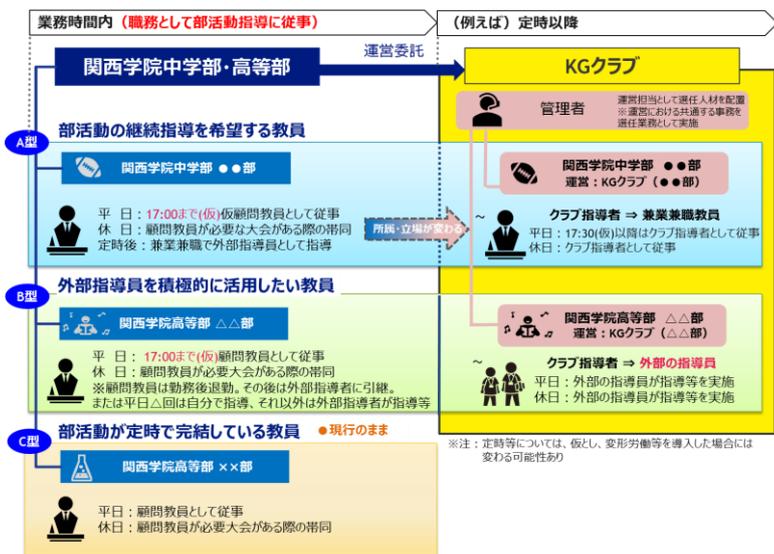
とりわけ私立学校では、部活動が学校教育の特色の一つであることから、部活動指導を学校での職務から完全に切り離すことには異論が多く、「学校法人における教員の職務としての部活動指導」を一部でも残すことを前提にして議論を進めることが、今回のFS事業を進める上での当座の前提となった。

¹⁴ FS事業成果報告書（関西学院高等部・中学部） <https://www.learning-innovation.go.jp/verify/b0133/>

「定時までは教員として、定時以降は希望する教員が業務委託で」という仕分けは可能か

このため、今回の FS 事業では、顧問業務を希望する教員は、学校の職務として部活動に従事しつつも、例えば、定時以降は KG クラブが運営する部活動で兼業コーチとして従事するモデルが検討された。具体的には、下図のように関西学院内の部活動を、学校の「定時前」と「定時後」に切り分ける形で、教員の意向や部活動の活動時間に応じた A 型と B 型と C 型の 3 類型に分けて実施することが可能か、議論がなされた。

(A 型) は部活動の継続指導を希望する教員は KG クラブで兼職兼業の形態で顧問として指導するモデルであり、(B 型) 外部コーチを積極的に活用したい(部活動の指導の一部を担う) 教員は KG クラブの外部コーチを活用するモデルである。そして (C 型) は現状部活動が定時に完結しているため、今と変わらない形で引き続き顧問業務を担うモデルである。



＜定時前後で KG クラブが運営する部活動で兼業コーチとして従事するモデル＞

労務管理の観点からは、「定時に活動を切り分ける」べきか、「活動全体を別法人化する」べきか

部活動の顧問業務を継続したい教員については、兼職兼業の形で KG クラブとの契約で継続しようとしても、その契約内容次第では KG クラブから「個人として引き受けた委託業務」が、関西学院での「教員としての業務」との切れ目のない同一事業とみなされ、総労働時間管理の対象となる恐れはないかなどの指摘もあった。教員からも同様に「校務分掌との関係が不明確にならないか」といった懸念もあった。

部活動を「定時前後で活動を切り分ける」べきか、「部活動の運営全体を KG クラブに任せる」べきか、その他の方法を考えるべきかについては、生徒の安全管理やコーチの労務管理の面から、さらに総合的な検討が深められるべきであろう。仮に教員が兼業する場合には活動開始時間は学校の定時前から設定可能なのか、定時後になるのか。こうした様々な観点からも最適解を模索する余地が残されているだろう。

異なる主張の「根拠」を詰め合い、折り合いをつける、「対話のラリー」の必要性

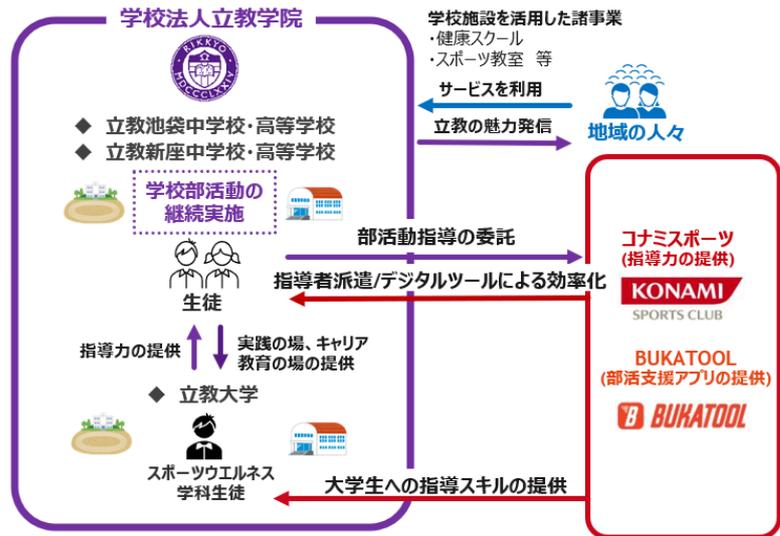
議論を通じて、教員一人ひとりの部活動への思いにもとづく、多様なスタンスが見受けられた。

例えば、「学校での普段の生活指導の延長線上に放課後の部活動がある。日中の教員としての顔、KG クラブでの兼職兼業コーチとしての顔を使い分けることは果たしてできるのか、そうすべきなのか」「特に中学では、教員の働き方改革の観点から部活動を学校外に切り出すことに理解を示す家庭がどれだけあるか懸念があるし、質の担保も課題になる」といった意見もある一方、「朝から放課後の部活動まで一人の教員に見張られる苦しさを感じる生徒も絶対にいる」「教員の働き方改革は必要で、家庭の理解を得られるよう議論すべきだ」「KG クラブに外部化をしたら質が下がり、学内でやれば上がる、というわけではない」といった趣旨の意見も見られた。

今後さらに必要なことは、「その意見は先生の思いですか？ 根拠はありますか？」「そもそも学校の最上位目標を実現する方法は他にもありませんか？」といった「対話のラリー」を、論理性を大事にひたすら繰り返すことで合意形成を目指すことではないだろうか。また、顧問と外部コーチの役割分担や連携も見据え、教員が部活動に関わる範囲や職務はどこまでなのかについても議論していく必要性も示唆された。

(10) コナミスポーツ×立教学院¹⁵

立教学院では「部活動は学校に残す」ことを経営のブランディング戦略として活用することを大前提にした上で、コナミスポーツの専門的指導者や部活動支援アプリ「BUKATOOL」を活用し、教員の負担軽減を図るとともに、立教大学の「施設」や在学する「大学生」といったリソースをフル活用することによって、地域密着型の戦略で更なる「立教ファン」の獲得も同時に目指すという視座で検討された。



＜目指す姿のスキーム図＞

「大人が何でもやってあげるサービス」ではなく、「生徒の主体性・判断力・規律を引き出すサービス」の必要性

コナミスポーツからの指導者派遣の形で、附属中学校でのトライアル指導が実施された。実施した競技は立教池袋中学校の卓球部（1回）とバスケ部（1回）、立教新座中学校の陸上部（11回）と卓球部（3回）であった。

トライアル指導を行う中で、陸上部顧問が発した重要なコメントがあった。それは「顧問による指導とコナミトレーナーによる指導で大きく異なる部分は、“これはサービス業だな”という点。例えば用具の準備をコナミスポーツの指導者が始めても、生徒たちは手伝わなかった。顧問としてはどうしても“手伝いなさい”と指示を出しそうになった。」というもの。この指摘は重要であり、サービス提供側はついつい「何でもやってあげる」サービスを提供する義務感に駆られる可能性があるが、U15/U18世代のスポーツ環境としては、「生徒自身が主体的に考え、行動し、規律づける」ことに導く教育的サービスを提供することが重要な課題になるだろう。

「デジタルツールを活用できない校内環境」という課題の解消

部活動顧問業務の負担を軽減し、より高度なコーチングを受けながら自律的・主体的にチームビルディングをしたい生徒達のために導入予定であった「BUKATOOL」については、学校のWi-Fi環境が十分ではなかった¹⁶ことや、そもそも中学生は学校でのスマートフォン利用に制限があることなど、利用環境が整わなかった。

¹⁵ FS 事業成果報告書（コナミスポーツ・立教学院） <https://www.learning-innovation.go.jp/verify/b0136/>

¹⁶ 2022年3月時点での整備状況

地域の生涯学習機会としての大学施設の利便性

大学の施設ではあったが、立地・環境ともに良好な学校施設を地域住民に開放し、本実証中には食事セミナーや運動教室を開催した。コロナ禍ということもあり、参加者は学校関係者のみで、一般の方にはオンラインでの参加（申込 395 名）となったが、参加した方へのアンケート結果では、満足度は高く、1 回の開催につき平均 1,250 円/人程度の参加費負担が可能ということがわかった。今後、大学生の実践の場、キャリア教育の場としての活用の可能性が挙がり、そこへの期待も大きい。

無料 / オンライン / 運動&食事セミナー
＋レッスン無料開催
 コナミスポーツ×立教学園
ゲスト：馬淵 優佳

申込
 2/19 Sat. 14:00-15:30 運動セミナー + 癒し系レッスン
 2/26 Sat. 14:00-15:30 食事セミナー + 体幹レッスン

申込＆アンケート回答者の中から抽選で**50名様**にオリジナルグッズをプレゼント!!
 馬淵優佳さんのサイン色紙：10名様
 立教オリジナルグッズ：20名様
 コナミスポーツオリジナルグッズ：20名様

＜立教学園 HP に掲載されたイベント開催案内＞



＜レッスン風景＞

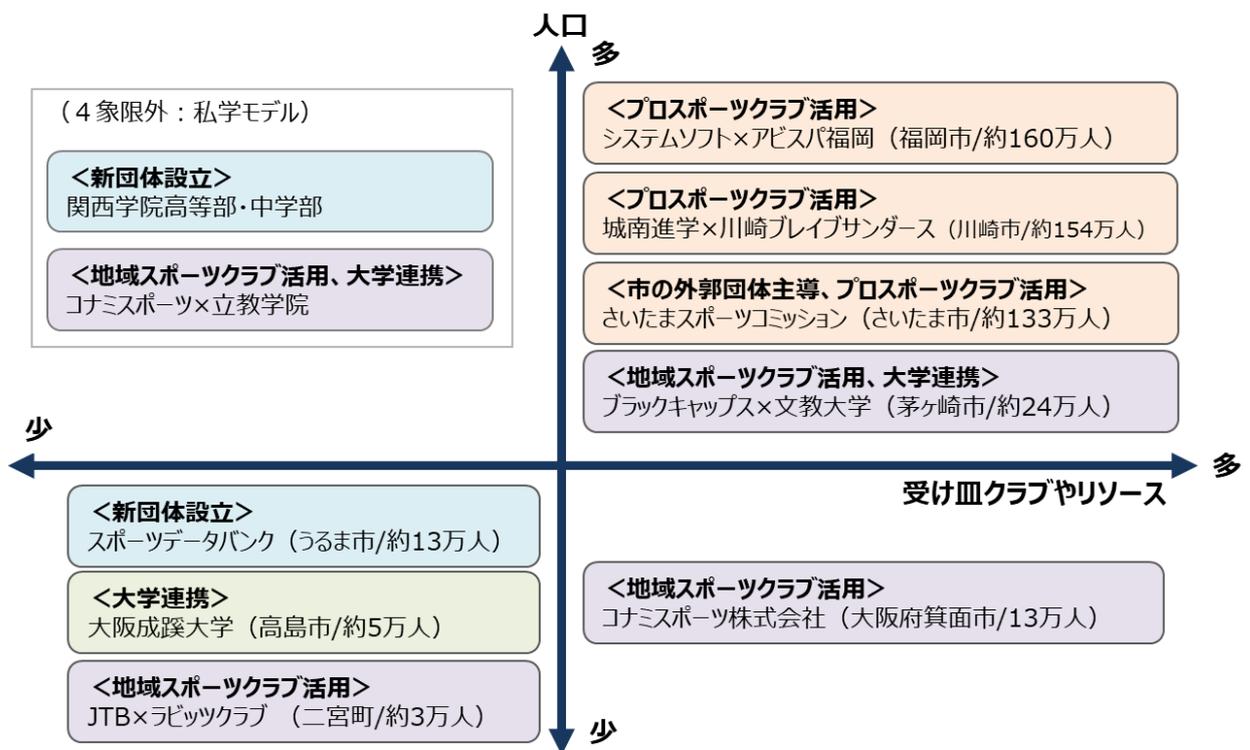


＜食事セミナー＞

【2】「未来のブカツ」FS 事業で見た、地域特性に応じた受け皿モデル

本 FS 事業では、部活動の地域移行の受け皿モデルとして、地元の Jリーグや Bリーグ所属のスポーツクラブ、地元の総合型地域スポーツクラブ、地元の大学とスポーツクラブの組み合わせ、学校が自ら担い手になるモデル、さらにはそれらと学習塾との組み合わせなど、多様なモデルの可能性を検証した。しかし、プロスポーツクラブや大学がある地域は限定されるほか、地域によってはスポーツクラブもないなど、各地域におけるリソースは均等ではなく、地域ごとに抱える課題も異なるため、地域特性や課題に応じた地域移行の受け皿モデルの姿を考える必要がある。

下図は、縦軸に人口、横軸に受け皿クラブやリソースの多寡として、FS 事業全 10 プロジェクトがどこに位置するのかを示したものである。都市部でのプロジェクトは、受け皿としてプロスポーツクラブなども拳がる一方で、活用できるリソースが十分でない地域においては、教育委員会が主導して、新たに受け皿団体を設立することを検証した地域もあった。FS 事業から得た受け皿モデルについて、その示唆を以下にまとめる。



＜FS 事業全 10 プロジェクトを人口・リソースの多寡に応じて 4 象限に分類した図＞

(1) プロスポーツクラブや地域スポーツクラブ等がある地域モデル

福岡市や川崎市、さいたま市などの政令指定都市では、地域スポーツクラブのみならずプロスポーツクラブもあり、地方に比べるとスポーツ資源が充実していると言える。

例えば、福岡市での FS 事業では、アビスパ福岡の筆頭株主であり不動産企業向けの事業も展開している株式会社システムソフトが運営統括を担い、サッカースクールも運営するアビスパ福岡がスポーツ指導を行い、さらには、大手進学塾なども巻き込んだ総合型放課後サービスの創出モデルが検証された。また、川崎市でも、地元の学習塾グループと川崎ブレイブサンダース等が協業し、受け皿総合放課後サービスの展開可能性が検証された。

これらのモデルでは、質の高い指導が提供でき、より付加価値の高いサービスモデルが期待できる上、子どもたちの放課後時間に余裕が生まれるというプラスの効果の反面、受益者負担の高さがネックになるため、受益者負担を下げるため、事業者側における他の収益機会をいかに増やせるかという点が鍵となる。そのためには、学校施設

利用に係る条例改正等のハードルを超えることが前提であるほか、学校施設のデザイン設計も重要な要素になるため、地域レベルでの柔軟な議論が必要となる。

また、さいたま市では、市の外郭団体であるスポーツコミッションが統括団体となり、地域の競技団体、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、プロスポーツチーム等の豊富な地域のスポーツ資源を活用・連携しながら受け皿整備を進めるモデルが検証された。資源の豊富な地域でそれらを活用したモデル構築にあたっては、とりわけ、施設活用含め地域全体のコーディネートを行う存在が重要であり、それによって全体最適なモデルの可能性が示唆された。

(2) 受け皿となり得る地域スポーツクラブ等がある地域モデル

一方で、上述したようなプロスポーツクラブや多くの地域スポーツクラブがある地域は、どちらかと言えば少ないだろう。人口約3万人の二宮町で実施したFS事業では、町に唯一の総合型地域スポーツクラブ（ラビッツクラブ湘南二宮）が、運営・管理の一部を教育委員会から受託する形での受け皿モデル検証が行われた。ここでのラビッツクラブの位置づけは、全ての運営を担うのではなく、受け皿団体の中核となり、他種目団体と連携をしながら教育委員会、中学校と一緒に進めていくものである。中学校が町内に2校のみとはいえ、ひとつの地域スポーツクラブですべての部活動を担うだけのリソースには限界があり、その他のスポーツクラブや町体育協会、中体連、PTAから資金、人材、町民理解などあらゆる面でサポートが必要である。また近隣地域には、湘南ベルマーレがあることなども踏まえ近隣地域との連携なども考えられるという示唆を得た。

さらに、小学生や高校生も交えた生徒児童交流や大人向け健康指導といった、世代間のタテの交流と、各種目や企業とのヨコの連携も目指す姿として検証され、まさに地域全体でスポーツ環境を含めた地域社会システムの再デザインを行えないかという仮説も立てられた。

二宮町では、企業版ふるさと納税による財源確保も検討されたが、部活動の地域移行事業のみで寄附額を確保することは難易度が高いということもあり、例えば、相模湾に面しているという地域特性を活かしサーフィンやヨット、フェンシングなどで、強いチームを作ることや、有名指導者による話題性創出、スポーツセンターなどの目玉になる拠点施設を作る等の工夫を併せて行うことで有効な手段になり得るという示唆もあった。

また、コナミスポーツのような、フィットネスクラブを運営する企業が受け皿となるケースも考えられるだろう。

(3) 教育委員会が主導して受け皿団体を整備するモデル

うるま市では、教育委員会が主体となって、スポーツデータバンクを中心としたSDBうるまスポーツクラブを創設した。そして、教育委員会がこのスポーツクラブも含めた地域団体に運営を委託する形で進められた。

さらには、教育委員会が支援団体を設置し、財政支援や学校施設の管理などをソフトもハードも一体となった管理を目指す地域移行モデルが検討された。

このように、教育委員会が主導する形で、受け皿団体となる地域スポーツクラブを設立することも考えられ、さらには、受け皿団体に対して事業支援を行う支援団体を教育委員会が設置することで、部活動応援基金として地域からの資金集めのワンストップ窓口となることや、学校施設を活用した収益事業による財源確保に繋がるなど、所得格差によらないスポーツ環境整備を自治体主導で進めていく意義も大きいだろう。

(4) 大学という地域資源を活用するモデル

高島市で実施したFS事業では、びわこ成蹊スポーツ大学の施設や学生、スポーツ指導監修ノウハウ等のリソースを活用し、地元の地域スポーツクラブと連携した地域移行モデルが検証された。

また、私立中学校での FS 事業であったが、コナミスポーツが立教学院と連携した事業では、同法人の立教大学の施設や学生、大学 OBG を活用した地域移行の受け皿モデルも検討された。

さらに、茅ヶ崎市でブラックキャップスが実施した FS 事業においても、学部の都心移転により文教大学湘南キャンパスに余裕が生まれたことによる、大学施設活用や健康栄養学部と連携した子ども向け栄養指導の可能性もあることが確認された。10 プロジェクトのうち 3 プロジェクトで大学連携が検討されるなど、地域移行において大学が果たす役割は大きいという示唆を得た。

一方で、大学生コーチの活用については、議論の中でも「責任の所在」「コーチ資格の有無」「安定的にコーチとして従事できるか」という点が問われたが、これらは大学生コーチに限った論点ではないため、大会レギュレーション等で資格を取得したコーチを必須とするなどにより、質の担保を図る方策が必要であろう。

【3】「未来のブカツ」FS 事業全体から浮き彫りになった課題

(1) 実務的な課題①自然体では「不採算」、採算を迫えば「家計所得による機会格差」に

事業の持続可能性の観点からは、受益者負担・派生事業収入・助成金収入等の組合せで運営資金を回す見通しが立つ必要がある。

しかし、FS 事業の結果を読み解くと、「受容できる保護者負担（月謝）」の水準は非常に低く(多数派は 2000~3000 円台/月)、これだけで運営コストを賄うことは困難である。

そこで、「学校不動産の活用による収益を生徒の放課後活動費に充てる」というアイデアもあるが、学校設置者である自治体条例等が障壁になり、そもそも学校施設を「収益を生み出して子どもに還元するための学校不動産」として捉えて活用すること自体に教育委員会が躊躇を示すことも重なり、大半の FS 事業で実現の目途はたえず、「論理的には可能だが、関係者による継続協議が必要」という結論にとどまった。

(前提：300人の生徒を対象、生徒20人につきコーチは1人、週に11時間活動)

収入源は受益者負担¥3,000/月のみを想定した場合 **赤字**

(単位：円)	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
収入源	会費のみ (3,000円/月・人) ^{B)}			
場所	学校(無償)	外部施設(750円/h) ^{C)}	学校(無償)	外部施設(750円/h) ^{C)}
コーチ	従業員 (250,000円/月・人)		副業・兼業・アルバイト等(1,500円/h・人)	
収入	900,000	900,000	900,000	900,000
会費	900,000	900,000	900,000	900,000
その他				
支出	2,200,000	2,744,500	1,089,000	1,633,500
人件費	2,000,000	2,000,000	990,000	990,000
場所	0	495,000		495,000
その他 ^{D)}	200,000	249,500	99,000	148,500
利益	△1,300,000	△1,844,500	△189,000	△733,500

いずれのパターンも赤字。特に、従業員を雇用した場合の赤字幅は大きく、パートタイムの併用は必須

＜FS 事業を踏まえた 1 月当たりの収支計算（受益者負担 ¥3,000 の場合）＞

さらに、全世代型のスポーツクラブ事業として設計することによって、学割のように「大人価格で儲けて、学生価格は下げる」ことも考えられるが、その場合は、大人の健康寿命延伸を動機にした生涯スポーツの習慣づけという、難度の高い仕掛けも必要となり、直ちに収益に貢献することが期待できるものでもない。

(前提：300人の生徒を対象、生徒20人につきコーチは1人、週に11時間活動)

収入源は受益者負担¥10,000/月のみを想定した場合 **黒字**

(単位：円)	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
収入源	会費のみ (10,000円/月・人) ^{B)}			
場所	学校(無償)	外部施設(750円/h) ^{C)}	学校(無償)	外部施設(750円/h) ^{C)}
コーチ	従業員 (250,000円/月・人)		副業・兼業・アルバイト等(1,500円/h・人)	
収入	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
会費	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
その他				
支出	2,200,000	2,546,500	1,089,000	1,435,500
人件費	2,000,000	2,000,000	990,000	990,000
場所	0	315,000		315,000
その他 ^{D)}	200,000	231,500	99,000	130,500
利益	800,000	453,500	1,911,000	1,564,500

黒字化が可能。一方で、実際には10,000円/月・人に見合うサービスを提供する必要があるため、指導者の増員や高度化に伴い人件費等の支出が増額する可能性

<FS事業を踏まえた1月当たりの収支計算(受益者負担¥10,000の場合)>

学校施設を活用した派生事業による収益化の可能性

(単位：円)	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
受益者負担に加えた収入源	駐車場事業 (15,000円/日)	塾事業 (3,000円/月・人)	大人向けスクール (1,250円/回・人)	コワーキングスペース (1,000円/回・人)
場所	学校(無償)			
収入	450,000	600,000	300,000	300,000
会費		600,000	300,000	
その他	450,000			300,000
支出	237,000	200,000	59,400	148,500
人件費		200,000 ^{D)}	54,000	135,000
場所				
その他 ^{D)}	237,000 ^{C)}		5,400	13,500
利益	+213,000	+400,000	+240,600	+151,500

**全ての派生事業を行っても1,005,100円の収入増
事業化のためには派生事業は必須であり、地域移行と合わせて学校開放の議論は必須**

- ・会費3,000円/人・月、従業員の場合 (△1,844,500～△1,300,000) ⇒赤字補填しきれない
- ・会費3,000円/人・月、パートタイムの場合 (△733,500～△189,000) ⇒黒字化可能
- ・会費10,000円/人・月の場合 (+453,500～1,911,000) ⇒更なる収益源となりうる

<FS事業を踏まえた1月当たりの収支計算(派生事業あり)>

(2) 実務的な課題②活動場所・移動手段・コーチング機会の確保に向けた「柔軟な対応」

人口減少地域を中心に、今後は中学・高校の学校部活動が休日・平日問わず全面的に地域移行せざるをえない地域も増えることを想定する場合、地域レベルで考えるべきポイントは多数ある。

例えば活動場所やそこへの移動手段を、できるかぎり安価に安定的に確保できるか否か。そして、コーチ人材も減る中で、生徒達が様々な競技のコーチングを受ける機会をいかに確保するかという論点も発生する。

民間のスポーツクラブが受け皿となるにしても、できる限り事業コストを小さくするためにも、活動場所としては営利事業か非営利事業かを問わず学校施設の利用可能性を高めることが重要になる。また、地方においては活動場所への移動手段の確保も課題になり、コーチについても意欲のある教員による兼業環境の整備や大学生コーチの活用に向けた課題の解決も必要になる。さらに、クラブとしての活動が、そもそも全員で集合する活動日と、分かれてオンラインでつながりながら活動する活動日を組み合わせにすることは可能だろうか。

このように、関連する論点について、これまでの発想に囚われることなく、「一体の社会システム」としてデザインし直す必要が生じる。



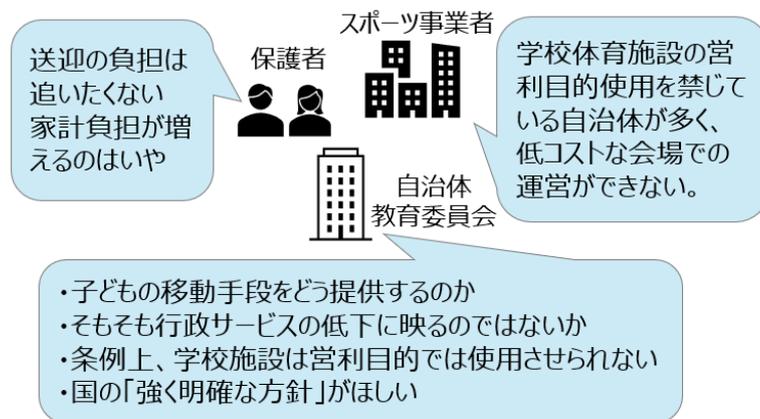
<高島市内にある6校の中学校の分布>

(3) 組織文化的な課題①ファースト・ペンギンは避けたい「地方自治体の心理」への対応

そもそも、「学校部活動の地域移行」というテーマは、住民から行政サービスの改悪とも捉えられかねないテーマである。このため、特に保護者の反応が気になり、「地方自治体としては慎重にならざるをえない」という心情を吐露する自治体も少なくなかった。

このため、地方自治体として学校部活動の課題を十分に認識している場合であっても、「他の自治体の動きを見てから決めたい」「先陣切ってファースト・ペンギン（全国第1号）にはなりたくない」「国(文部科学省)の明確で具体的なメッセージがないと動きをとりづらい」と

いう結論が多く、本事業の実施期間中は、殆どの事業において、検討が足踏み状態になった。



<各ステークホルダーの反応>

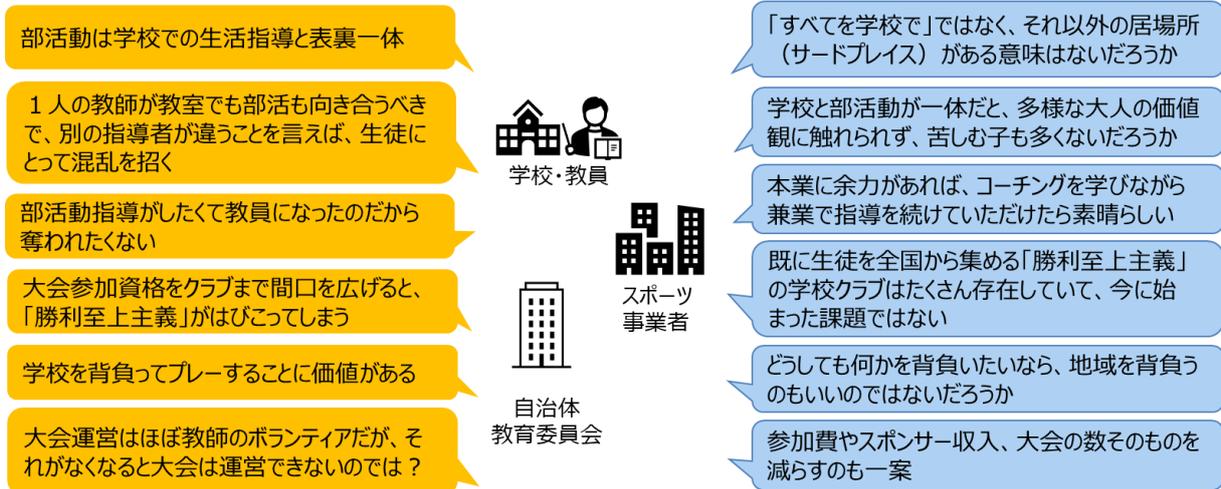
(4) 組織文化的な課題②合意に向けた関係者間での「議論のラリー」が止まりやすい

学校にとって、部活動は「あって当たり前」のものであり、それを変えようという際に「問い直し」を避けてしまい、議論が途中で止まる現象が多発。部活動の地域移行というテーマが複雑な社会システムの転換であることから、関係者が最上位の目標に合意するべく意味のある対話を繰り返すことが必要になる。有効な対話が成立すれば解決に向かう話題だが、関係者が合意に向けて有効な対話をする自体に不慣れな様子もうかがえた。

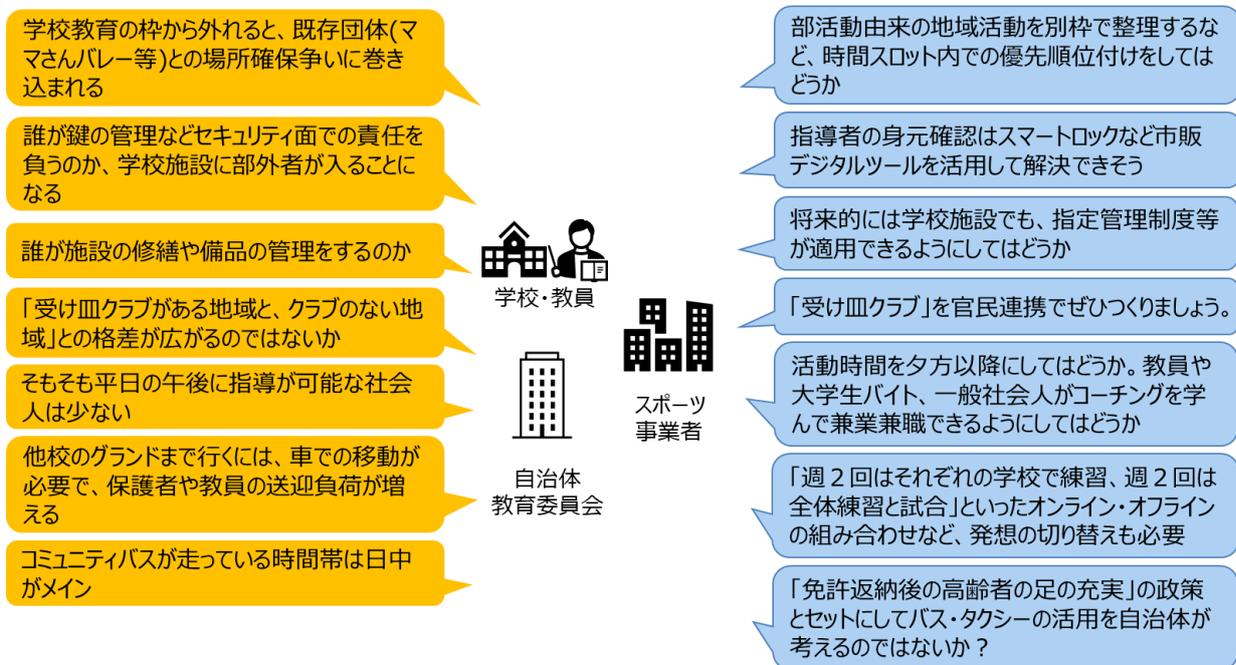
多くの教員が部活動に価値を感じ、そこへの強い思い入れがあることを尊重しつつも、「そもそも論」から問い直すための「議論のラリーの材料」を現場に届けていくが必要になる。(頻出した指摘やそれに対する考える議論の材料については、後述の参考【3】「対話のラリー集」にまとめる。)

そもそも何を実現したいのか、何ができればいいのかという目的の抽象化を行い、目的の実現に向けた手段選択を現実的に議論していくためのヒントを広めていく必要があるだろう。

もし「議論のラリー」がこのように続くようになれば、いずれは相互理解にも向かうはず その①



もし「議論のラリー」がこのように続くようになれば、いずれは相互理解にも向かうはず その②



第2章 海外の「ブカツ」に学ぶ：欧州の民間クラブ、米国の学校部活動

日本・米国・欧州、「ブカツ」のあり方は多様である。

少し海外を見回すだけでも、「ブカツ」のあり方は多様であることが分かる。日本のように、教員のほぼ無償のボランティアで支えられる学校部活動を通じて、極めて多くの生徒がスポーツを経験することが一般的な国もあれば、米国のように同じく学校部活動は盛んだが、学業成績やトライアウトで選抜された生徒に限った活動事例や、欧州のように学校には部活動がなく、スポーツをしたい生徒は主に地域の民間スポーツクラブで活動する国もある。また、大会のあり方についても、教員や外部コーチの関わり方や報酬の水準も国により大きく異なる。このように、国ごとに「ブカツ」の姿は多様である。

おそらく、日本の「未来のブカツ」を考える上では、日本がこれまで積み重ねてきた資産の上に、米国や欧州に見られる特徴から、学ぶべき部分は取り入れつつ、デザインし直すことが正しいのではないだろうか。この章では、委員提供の情報や事務局の調査結果をもとに、欧州や米国における「ブカツ」や「部活」の特徴を簡単に整理する。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
1 学校部活動	学校に部活がある			学校に部活がなく*、スポーツをする場合は、 地域クラブの活動に参加
	多くの生徒が通年で参加 (全員参加の学校も)	誰でも参加が可能だが、 人気競技はトライアウト で人数制限をする場合も	多くの生徒が参加するが活動頻度は週1などに限定	
2 地域クラブ	U15/18のスポーツ環境としては一般的ではない (種目や個々の事情によって一部生徒は参加)		U15/18のスポーツ環境として一般的	
3 大会	競技横断で大会フォーマットが存在 (中体連、高体連等) 基本的に全国大会まで		競技種目ごとに大会の在り方が様々 基本的に州大会まで	
4 教員の関わり	基本的に教員が指導	外部登用が主流だが、教員も希望すれば指導可 (教員にも報酬は支払う)	基本的に教員が指導するが、週1なので負担は少ない	教員の一部は地域クラブで有償ボランティアとして活動
	資格要件なし	外部コーチと同様、 教員にも資格要件**あり	資格要件なし	資格要件はないが、地域クラブのコーチ(約8割が有資格)として取得している

出典：各国政府データ、その他記事検索 (*一部例外も存在、**コーチング、応急処置、CPR認定等)

<日米欧の U15/U18 世代のスポーツ環境比較>

【1】 欧州の民間クラブ (エリート選手、ノン・エリート選手) : ベルギー・シント=トロイデン VV の事例

1924年に設立された伝統あるフットボールクラブ「STVV (シント=トロイデン VV)」は、ベルギー東部にある人口4万人の地方都市シント=トロイデン市をホームタウンとし、今もベルギー・プロサッカー1部リーグ (Jupiler Pro League) に所属し、数多くの日本代表経験者を抱えるトップチームを頂点に、ユースチームやノンエリートのチームを抱えるクラブである。「未来のブカツ」の姿を考える上では、学校とクラブの垣根を越える取り組みを「当たり前のこと」にしてきた日本サッカー界の直近30年以上の歴史を振り返ることが欠かせないが、同時に、クラブというものが地域の人々の生活に溶け込み、文化になっている欧州の姿からも学べる点がある。

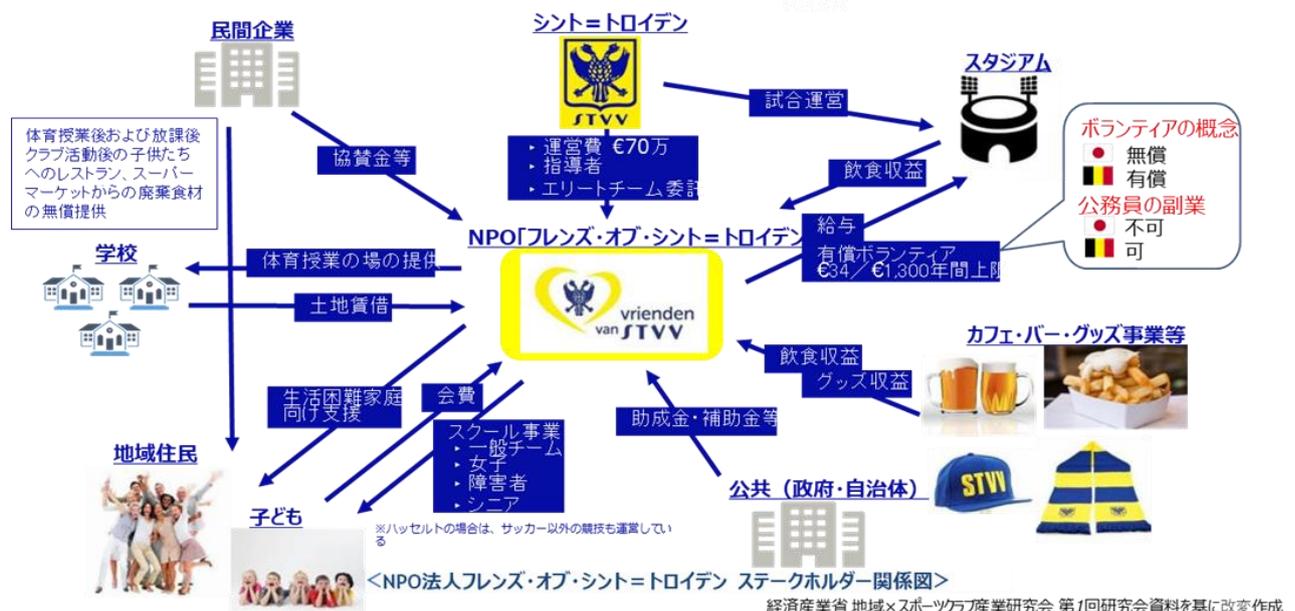
シント=トロイデン VV は下部組織として1948年設立のNPO法人「vrienden van STVV (英語ではフレンズ・オブ・シント=トロイデンの意味)」を有し、地域住民に対して「する」「観る」スポーツ環境の提供や、シント

= トロイデンのグッズ販売、ホームスタジアムの中にある飲食店の経営などの事業を担当しており、それが地域スポーツクラブの収益源となっている。

なお、スタジアムでの試合の運営に際しては、90%以上を有償ボランティアに委託しており、その給与はフレンズ・オブ・シント＝トロイデンから支払われている。日本のJリーグの試合のスタッフ構成は、「(イベント会社等の)プロが半分、事実上の無償ボランティアが半分」で、さらに警備員を雇って試合が運営されていることが一般的であり、フレンズ・オブ・シント＝トロイデンの事例とは大きく異なる。

さらに、試合が行われるスタジアムは、ホテルやショッピングモール、イベントスペース、スポーツクラブやオフィスや大型駐車場も入る複合施設であるため、「スポーツを見る、スポーツをする」目的ではない多くの人も毎日集まる場所であり、試合開催日以外も毎日経済活動があるにぎわいの場所となっている。スタジアムの中には、フルコースのディナーを楽しめるスイートルームを備えたレストランがあり、試合開催日にはスイートルームを借りきり、観戦前ここで食事をするような楽しみ方ができる。

さらには、ベルギーには、プロサッカー選手が納めた所得税の8割が当該選手の所属クラブに還付され、還付された税金の用途は所属クラブやその傘下の団体において青少年(21歳以下)のスポーツ環境支援に限定され、その用途は事後監査される仕組みになっている。こうした独特の税制などを活用しながら、「フレンズ・オブ・シント＝トロイデン」は、プロチームである「シント＝トロイデン」から、この税制を原資にした投資を受けて地域の子どもの対象にしたスクール活動を展開している。さらに、自治体からの補助金等を受け、地域の学校に場所を提供すると共に、会費を払ってスクールに通うことが難しい子どもへの支援を実施している。



<NPO 法人フレンズ・オブ・シント＝トロイデン ステークホルダー関係図>

また、ベルギーのシントトロイデン市においては、いわゆる「学校部活動」はなく、そもそも中学・高校の施設内に「体育施設」がない。

放課後にスポーツをしたい生徒達は、下図にあるように、校舎から徒歩10分～15分程度の場所にある民営・市営のスポーツ施設に出向き、民間スポーツクラブの中で活動する。サッカーの場合はシント＝トロイデンの練習グラウンドで、バスケットボールなどのインドア競技は市営体育館で、水泳やホッケーをしたい生徒は民間のフィットネス施設のプールやグラウンドを活用し、武道をやりたい生徒は民間の道場まで出向く。

生徒自身の志向や競技レベルに応じて、クラブ活動は「エリート（トップクラスを目指す選手達のクラブ）」とそれ以外の「ノン・エリート」という英語ではっきり峻別されている。サッカーでいえば、シント＝トロイデンのユースチーム（U15/U18）で競技をするエリートチームと、傘下の NPO 法人フレンズ・オブ・シント＝トロイデンのユースチームで競技する普通のチーム（ノン・エリート）に分かれており、大会カテゴリーも異なる中で競技をする。

16 時前に学校から自宅に帰宅した後、17 時半から 18 時前後のスポーツクラブでの活動開始にあわせて送迎してくる保護者の姿も目立つ。スポーツクラブにはクラブハウスやカフェが併設されており、保護者たちは夕方になると子どもの練習風景を見ながら、ビールやコーヒーを片手に談笑する様子（「親は親で、大人として楽しんでよい」という点は、日本のスポーツ少年団活動の実情とは大きく異なる）が、街のスポーツクラブに共通して見られる。スポーツが「生活に潤いをもたらす文化」として捉えられる様子がうかがえる。



＜シントトロイデン市内の民間・公共スポーツ施設を活用した「学校体育や放課後の地域クラブ活動」＞

各施設についての解説

- ① この STVV グラウンドでは、プロのトップチームから、放課後の STVV ユースやノンエリートのクラブ活動まで行われており、送迎に来た保護者は仕事帰りにクラブハウスで歓談して過ごしている。学校体育のフィールド種目もこの場所を借りて行われている。
- ② この市立公園では、サイクリングのほか、学校体育の長距離走種目も行われる。
- ③ この市立体育館では 放課後のバスケットボールなどのインドアスポーツの地域クラブ活動が行われ、送迎にきた保護者はコートが見えるカフェで歓談して過ごすなどしている。また、併設された駐車場にはスケートボードなどのアーバンスポーツ施設も設置され、放課後になると生徒が集まって練習をしている。
- ④ この民間スポーツ施設はプールやホッケー場・フットサル場・バスケットボール場がある。学校体育の水泳はこのプールで行われ、放課後のホッケーやフットサル等の活動もここで行われている。

【2】米国の学校部活動（主にエリート選手）：カリフォルニア州の事例を中心に

欧州とは異なり、米国には学校部活動が存在しているが、「試合に出場して競技すること」が大前提になるため、希望制や少数精鋭でクラブが形成される場合が多い。この点、「練習への全員参加と機会均等」といった点を重視する日本の学校部活動とは真逆の発想が見られる。

そもそも、学校部活動に参加できるのは、学業成績に一定の条件があり、アメフトやバスケなどの人気競技になると、トライアウトを経て選抜された生徒のみで行われるケースもある。近年は中学校を中心に、希望者全員の活動を認める学校も増えているが、トライアウトの実施は強いチームを組成する目的のみならず、限られた指導者や場所を活かして活動の質の担保するため、という理由がある。

トライアウトを実施せず希望者全員の参加を認める中学校においても、学業成績の審査を行うことは多く、「GPA が 2.0 以上の者かつ学校の行動規範を守っている者」「全ての参加すべき授業に出席しており、成績に F が無い者、または、修了していない科目が無い者」に限るような事例がある。

人数制限と時間制限と

- ▶ **人気競技は入部テストで人数を制限**
 - ◆ 試合出場がアメリカの部活動の前提
 - ◆ 学校、競技によっては、二軍(Junior Varsity)、三軍(Freshmen)も
 - ✓ 二軍、三軍もリーグ戦あり

- ▶ **競技別部員数**
 - ▶ 男: アメフト100万人、陸上58万人、バスケ54万人、野球49万人、サッカー43万人
 - ▶ 女: 陸上48万、バレー43万、バスケ43万、サッカー38万、ソフトボール36万

- ▶ **学業基準(州あるいは校区が規定)は厳しい**
 - ◆ 試合 & 練習は原則として平日夕方以降
 - ✓ チームとしての活動は週18時間以内(州・校区によって)
 - ・ 練習2~3日、試合2日程度
 - ✓ 授業欠席の問題、体育の単位として認定される州も

<第 13 回研究会 小林委員発表資料「アメリカの部活動の人数制限と時間制限と」>

州や学校独自で練習時間等を制限する場合もある

カリフォルニア州では試合と練習は原則平日の夕方以降であり、活動できる期間や練習時間の制限が存在し、規則違反に対しては州の高体連や当該校それぞれから罰則が科せられる。カリフォルニア州で高校部活動を管轄する CIF (California Interscholastic Federation) は 2014 年から練習時間制限規則を導入し、「週に 18 時間、1 日最大 4 時間まで」と規定されている。これは生徒の Well-being を考慮する趣旨のものであり、「子どもたちが、子どもでいられる時間」を与え、学習やスポーツ以外のことをする時間を確保することが重視されている。アスレチックディレクターや保護者からの通報により、このルールへの違反が発見された場合には大会参加資格が奪われる。

なお、多くの中学校では週 2 日~3 日程度の活動が行われており、「火曜と木曜の各 1 時間 ずつ」(Piedmont Middle School)、「月曜~木曜の各 1 時間半」(Martin Murphy Middle School) といった事例があった。

中学校も高校もシーズン制 (秋/冬/春) が導入されているため、季節ごとに異なる種目に取り組むことが可能である。例えば秋にはアメフト、サッカー、バレーボールなど、冬にはバスケ、アイスホッケー、スキーなど、春には野球、ソフトボール、ゴルフ、ラクロスなどが行われ、チアリーディングのような通年の部活もある。届出があれば夏合宿が可能な競技もあるが、シーズン外活動は不可とされている。種目数は学校により異なり、選択肢がある学校もあれば、2 種目程度しかない高校なども存在する。

また、指導者は州の指導要件を満たす必要があり、通常は有償にて指導を行う。教員が部活動指導（課外活動）を指導する場合も同様に有償であり、メリーランド州モンゴメリー群学区では時給約 15 ドル程度の報酬が支払われている。アメフト強豪校では、指導者に対して教員を上回る報酬が支払われているケースも存在する。学校部活動の財源は、受益者負担に加え、寄附金、試合への入場料、スポンサー費用、試合会場のグラウンドや体育館の広告費など多様な収集方法により捻出される。例えば、寄附金では参加者の保護者に 110 ドルの寄附を求める、しかし寄附を拒否する家庭の子供も参加は可能である。(CA: C.T English Middle School の事例)。公式戦では 5 ドル程度の入場料を徴収したり、試合会場のグラウンドや体育館の広告費として、ポート・ヒューロン学区では年間 88 万円のプランから 5 万 5000 円のプランまで用意されている。また、ハワイ州にある高校の運動部協会はハワイエアラインをはじめとする 22 社のスポンサーを持つなど、費用の捻出方法は多様である。



The image shows a job listing for a "Coach - Middle School Football" at Princeton School District 0477 in Princeton, MN. The listing includes the estimated salary of \$33,700 - \$42,700 per year, a full-time position, and job details such as Job ID: 2074, Date Posted: 5/16/2022, and Location: Princeton Middle School. A callout box highlights the job title and location in Japanese: "new コーチ- 中学校のフットボール プリンストン学区 0477 プリンストン, ミネソタ州".

<Indeed (米国) に掲載された公立中学校のフットボールコーチの募集情報>

第3章 解くべき「課題の本質」は何か：U15/U18世代のスポーツ環境は社会に何をもちたらずか

【1】解くべき課題の整理：U15/U18世代のスポーツ環境の課題

「部活動の地域移行」が自己目的化しないために

学校部活動は全国津々浦々まで定着したジュニア世代のスポーツの社会基盤である。そうであるがゆえ、「学校部活動の地域移行」という政策テーマが広く話題に上がるようになってきた今こそ、まず始めに、新しい社会システムを再デザインするにあたり、そもそも「解決すべき課題は何だったのか」をあらためて社会全体で振り返るとともに、どのようなスポーツ環境を目指すかというゴールイメージを共有することが必要ではないだろうか。

第1章【2】で示したとおり、「未来のブカツ」FS事業から得た示唆としては、「部活動の地域移行」自体が目的化してしまうと、関係者の合意形成が困難を極め、「手段」の設計に柔軟性が失われる可能性があるということである。

学校部活動の 地域移行	?	U15/U18世代の望ましい スポーツ環境実現
----------------	---	----------------------------

よって、まずは関係者間で「いま解決すべき課題は何か」「実現したい状態（最上位目標）は何か」「部活動を地域移行すれば全ての課題が解決するのか」「他には手を打たなくてよいのか」を一つひとつ議論し、丁寧な合意形成を進める必要がある。何より先に共有されるべきは、本章で整理する、「解決すべき課題」であり、ここでは以下の3つのポイントに整理し、一つずつ考察していきたい。

（課題1） 「もはや学校単位でチームを組めない」：少子化の中で多様な種目の経験機会をつくるには

（課題2） 「関係者にボランティア負担が寄る」：断れない、対価もない、苦しいスポーツ環境を変えるには

（課題3） 「科学的・長期的・選択的な視座」：やりたいことを、正しいやり方と、やりたい場所で続けるには

（課題1） 「もはや学校単位でチームを組めない」：少子化の中で多様な種目の経験機会をつくるには

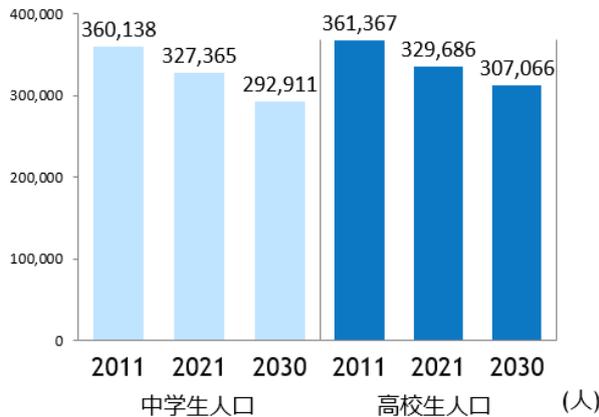
少子化による1学校あたりの生徒数の減少により、特にラグビー、サッカー、野球など多くの人数を必要とする種目では学校単位のチーム編成が困難になり、この傾向は今後ますます深刻になろう。2030年に向けて、中学生は約10%、高校生は約7%減少するとされ、地域によっては、20%以上の減少が見込まれる。さらに、令和3年度、生徒数が100人未満の公立中学校の割合は20%になっており、16道県においては、生徒が100人未満の公立中学校の割合が全体の3割を超えている。生徒数が少ない学校では、自ずと部活動の競技数も減るため、子どもたちが多様なスポーツを経験できる機会はさらに少なくなってしまう。

中高生人口と学校数の変動

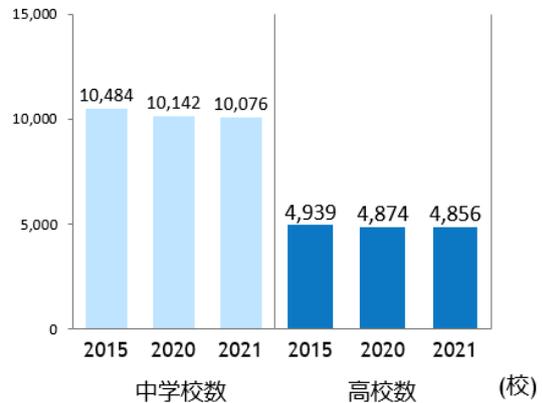
■ 2030年に向けて中学生は約10%、高校生は約7%減少

■ 学校の統廃合が進み、年100校以上の中学校・高校が消滅

中学生・高校生の人口変動



全国の中学校・高校数



出典：内閣府「出生調査」、文部科学省「学校基本調査」

<中学生・高校生の人口変動及び学校数の変動>

中学生の人口減少率の高い/低い都道府県

■ 中学生人口は2030年に向けて全国的には10%の減少であるものの、地域（地方に集中）によっては20%以上減少見込。

2030年に向けて中学生の人口減少率が高い都道府県



2030年に向けて中学生の人口減少率が低い都道府県



都道府県名	中学生人口		変化率
	2021	2030	
1 秋田県	21,924	16,923	-23%
2 奈良県	35,964	28,227	-22%
3 群馬県	50,841	41,197	-19%
3 岐阜県	54,493	44,338	-19%
5 長野県	55,189	45,335	-18%

都道府県名	中学生人口		変化率
	2021	2030	
47 東京都	311,049	334,148	7%
46 沖縄県	49,716	49,777	0%
45 福岡県	139,657	132,712	-5%
44 神奈川県	226,599	212,258	-6%
44 島根県	17,040	15,960	-6%

出典：「人口動態調査」e-Stat統計でみる日本

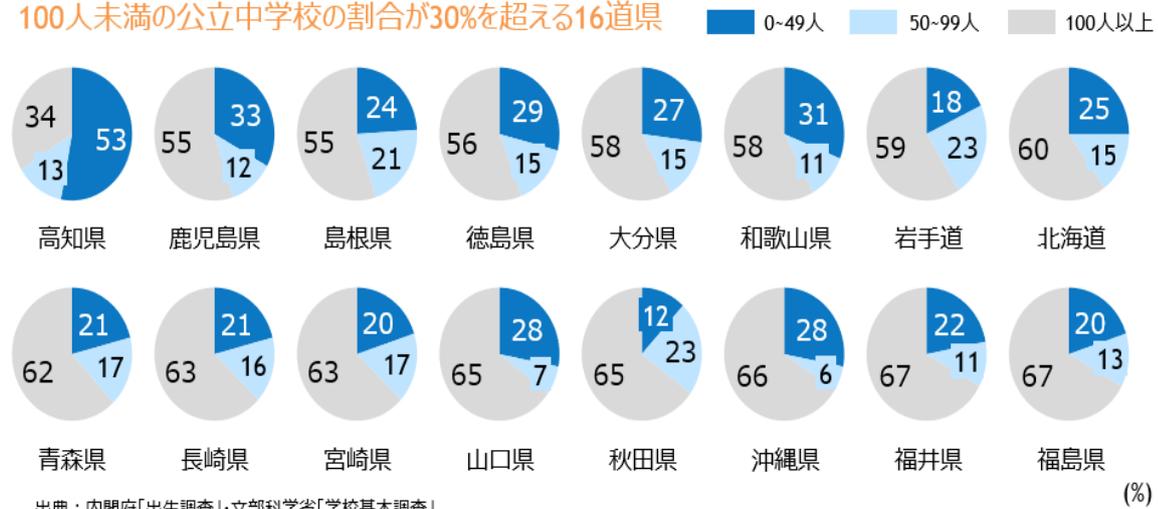
<中学生の人口減少率の高い・低い都道府県>

少子化による影響への対応としては、現在の学校部活動でも、学校を跨いだ活動や、合同チームの編成は可能だが、練習は参加できても大会には出場できないといったケースや、出場できても毎年のように学校の組合せが変わり、チームとしてのアイデンティティを持ちにくく、安定した競技環境とも言えない側面がある。そういった不安定な環境に鑑みれば、学校の枠にとらわれない地域スポーツクラブを組成するメリットを考え、学校部活動しか参加できない各種の競技大会も、地域スポーツクラブへの門戸開放を前提にデザインすべきではないか。例えば、地域単位のクラブの設置もありうるし、学校法人がスポーツクラブ法人を組成し、そこに近隣他校の生徒も参加する未来像も考え得るだろう。

生徒数が100人未満となっている都道府県

■ 令和3年度、生徒数が100人未満の公立中学校の割合は20%（9230校中1877校）になっている
16道県において、生徒数が100人未満の割合が3割を超えている

100人未満の公立中学校の割合が30%を超える16道県



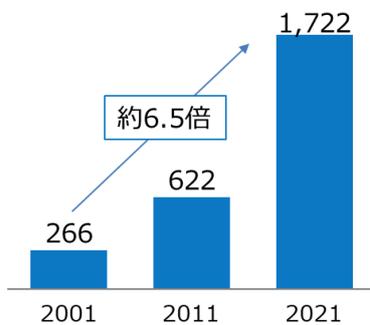
<公立中学校の生徒数が100人未満の都道府県>

合同チームの増加

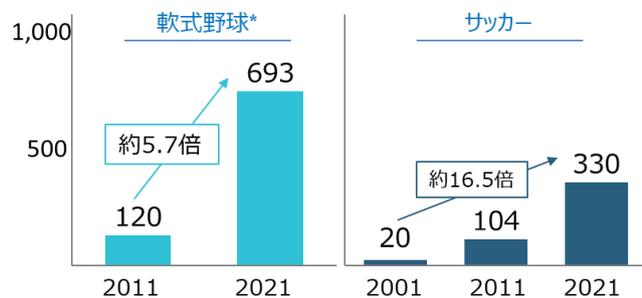
■ 中体連に合同部活実施チームとして届け出を行っている
合同チーム総数はこの20年で約6.5倍に（対象は22種目）
4校以上が1チームとして活動しているものも存在

■ 軟式野球、サッカー、バレーボール、ソフトボールといった
多くの人数を必要とする団体競技で合同チームを
組成する学校が多い

中体連に登録する合同チームの数



中体連で合同チームが多いのは団体競技



出典：「加盟校・加盟生徒数調査集計表」公益財団法人日本中学校体育連盟

<中体連に登録する合同チーム数及び合同チームの多い団体競技>

また、海外のようなシーズンスポーツ制を採用していない日本では、もともと経験できるスポーツ競技の種類も限られているが、学校の枠を越えて、子どもたちが複数の競技種目を経験できる地域の民間スポーツクラブに所属し、シーズンごとに異なるスポーツを「掛け持ち」できるシステムを生み出す絶好の機会と考える必要もあるのではないかと。

（課題2）「関係者にボランティア負担が寄る」：断れない、対価もない、苦しいスポーツ環境を変えるには

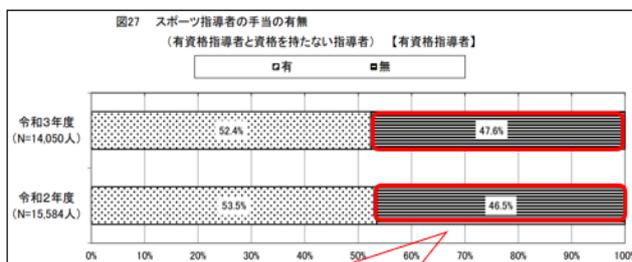
中学や高校の教員には、「部活の顧問をやりたいから、教員になった」という方々が多数いる一方で、本当は顧問業務を断りたいが、断れないまま日常生活を犠牲にして続けている教員も多数存在する。日本では殊更スポーツにおいて、ボランティア活動の「無償の美德」の面が強調されやすいが、スポーツ指導や試合への引率・送迎などの面で教員のみならず保護者も「断れない負担」を本意ながら強いられている現実も、きちんと課題視をすべきことである。

「ボランティア」に支えられる地域スポーツ

■ 総合型地域スポーツクラブにおいて、有資格指導者でも半数が無償で指導

■ スポーツ少年団でも指導者の半数以上はボランティア

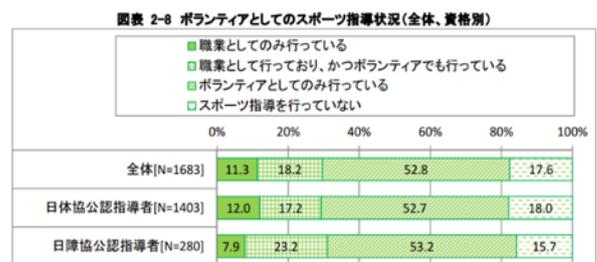
有資格のスポーツ指導者の手当の有無



有資格のスポーツ指導者の半数が無償で指導

出典：総合型地域スポーツクラブに関する調査・事例：スポーツ庁
平成26年度 文部科学省「スポーツにおけるボランティア活動活性化のための調査研究（スポーツにおけるボランティア活動を実施する個人に関する調査研究）」報告書 笹川スポーツ財団

スポーツ少年団の指導者状況



- 日本体育協会公認の資格を持つ指導者であっても半数以上はボランティアとしてのみスポーツ指導を行う
- ボランティアでスポーツ指導を行う人の割合はスポーツ指導を行う人全体の70%に及ぶ

<総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団における手当の有無割合>

今後、この課題意識をもたずに学校部活動を地域移行させると、「地縁社会での同調圧力」として、教員の負担が地域社会や保護者に付け替えられるだけの結果になりかねない。なお、日本では「ボランティアとは無償のことである」と解されがちだが、例えばベルギーでは地域のスポーツクラブにおけるコーチも運営スタッフも「有償のボランティア」によって成り立っている。日本の場合、「公益的な活動であったとしても、各人の貢献に見合った正当な対価を支払うのは当然である」という文化を、社会全体で醸成することも同時に必要となる。

（課題3）「科学的・長期的・選択的な視座」：やりたいことを、正しいやり方で、やりたい場所で続けるには

競技活動を通じ、自分の強みや弱みを知って自分自身を磨く経験や、チーム内で議論をして目標を共有し、協力をする経験、そして戦略的に物事を考え、創意工夫を繰り返す習慣づくりには、人間的な成長を促す大きな価値がある。一方で、子どもの頃からやみくもな長時間練習や、非科学的な練習、主体性をそぐような上意下達の意味決定に慣れてしまえば、選手の身体に悪影響を与えるのみならず、学生時代に育まれるべき「主体的・対話的で深い学び」、その中核となる科学的・論理的な思考をも阻害するだろう。また、中学・高校・大学など学生時代のスポーツ環境を通じて培った行動様式や思考様式は、大人になってからの働き方・考え方のフォーマットに大きな影響を与えるという指摘もある。

さらに、U15/U18 世代に近視眼的に選手としてのピークを求めてしまうという課題は、元トップアスリート達からも多数警鐘が鳴らされている。様々な科学的知見が蓄積されている中、米国の事例なども参考に、そうした知見を大会レギュレーションに反映させるなど、仕組みとして落とし込むという工夫もあり得よう。

クラブの属性が学校部活動であるか民間スポーツクラブであるかを問わず、これから創られる「未来のブカツ」の環境が科学的な視点から設計されたスポーツ環境となり、そこで一人ひとりの選手たちが子どもの頃から主体性をもって思考し、論理的なコミュニケーションと意思決定を自然と繰り返せる環境に変わっていくのであれば、そのことが日本社会全体に長期的に与えるプラスの波及効果は計り知れないものになるのではないだろうか。

たとえば、「花園」の愛称で知られる全国高等学校ラグビーフットボール大会に静岡県代表として2009年以來7度出場する静岡聖光学院ラグビー部は、生徒主体の時短練習をシステム化し、組織文化・組織構造として定着させた有名事例である。以下のコラムにあるように、時間の有効活用や、論理的・科学的思考、そもそもの主体性を徹底して刺激する学校部活動は、スポーツを通じて選手たちが社会に出てからも生涯にわたって活かすことのできる「働き方・考え方のフォーマット」を自然と身につける機会になりうる。

【事例】 静岡聖光学院中高ラグビー部の「時短練習」：「思考の質で勝つ」

この事例は、学校部活動が、そのデザイン次第では、これからの大人に必要な「働き方・考え方のフォーマット」を子どもの頃から体得する機会へと変貌する可能性を示唆している。

この学校では、そもそも部活動の日数や時間が制限されており、活動日は週3回火・木・土の放課後で、活動時間は1日90分（2月—10月）や60分（11月—1月）と極めて短い。そして、日々のトレーニングではゲーム（試合形式）とミーティングが重視される。ラグビーでは一連のプレーが90秒から120秒続くことが多く、トライが決まるとゴールキックの待ち時間で90秒ほど話し合う時間がある。そこで「インプレイ90秒+話し合い90秒」をワンセットで考えて練習時間も設計される。

選手たちは90秒激しく動いて息の上上がった状態でも、次の90秒で「トーク&フィックス（話して、情報を整理して、次の行動方針を決める）」と呼ばれる、きちんとフォーマット化された短いミーティングの中で、次にとるアクションを意思決定する。こうした思考訓練を繰り返す際に、「気合い入れよう」「下向くなよ」など、状況判断や意思決定の役に立たない言葉で90秒を無駄にしない意識付けも徹底される。1日90分や60分という短い練習時間も、ここまでの高密度だと、短いようで十分エキサイティングな、キツイ時間のはずである。

そもそも選手達は日常的な3S活動（整理・整頓・掃除）の徹底を通じて、各人がやるべき仕事を自分で考え、探し、次の仕事を段取る癖をつけている。そして、日々の練習は、映像を見て練習全体のポイントを共有してからスタートする。選手一人ひとりが異なる課題をつぶす「主体練」（個人練習メニュー）では「そんなラグビーをしたいなら、君は10mのパスを0.8秒で投げて、28mを4秒で走る必要がある」というように、具体的な数値目標のクリアに向けて各自取り組む。このように選手主体の時短練習が大前提の、「思考の質で勝つ」姿勢で部活が運営される。

佐々木陽平中高統括監督は、「選手の判断・決断を奪わないことを大事にしています。だから、選択肢を与えて判断力を磨く練習をするために、うちでは決まった「型」より、「原則」の方を重んじます。そしてゲームでは選手自身がどのような手段で目的達成するのか、そこを楽しむことを重視します。選手に決まった「型」を教え込んで「コマとして動かす」のではなく、「原則」を大事にして、試合の最もスリリングな場面で主体的に判断・決断できるトレーニングを日々積み重ねています」という。

<得失点後のトーク&フィックスの様子>

“次にとるアクション”を必ず意思決定する



<具体的な数値目標のイメージ>

“この場面では10mのパスを0.8秒以内で！”



（佐々木陽平「選手主体の時短練習で花園へ—静岡聖光学院ラグビー部の部活改革」の抜粋と、事務局インタビューより）

また、選択肢という点においては、学校部活動の場合、何か事情があったとしても、転校以外で所属チームを変えられないといったことも課題と言える。さらに、自由な移籍環境がない中で、強豪校などでは、能力の高い大量の補欠選手を自チーム内に抱えこむことになってしまうということも珍しくなく、子どもたちの可能性を活かせないことも課題として指摘される。この点も、新しいスポーツ環境のデザインに当たっては、見逃せない視点であり、例えば公式戦への出場機会がない選手達や、監督やコーチとの相性などから志半ばで退部した選手達の中にも、「もし、他校のチームに移籍できたら」「トップレベルの民間クラブがあれば」「もし他の競技にも挑戦できたら」という問いかけは必要ではないだろうか。本研究会では、相応しい場所を選び直せるなら大活躍をする可能性のある選手も眠っているはずとの指摘もなされたが、大会のデザイン次第では解決できる問題ではないだろうか。

顧問やコーチとの相性の悪さや競技レベルの不一致によって退部したことにより、その後の競技環境を失う中高生は一定数存在する。しかし、多くの種目で転校・転籍後の出場停止期間が規定されており、例えば高校サッカーでも6ヶ月の出場停止期間があるが、高校野球であれば所属校を転校した際に1年間の出場停止期間があり、さらに、同一学校の生徒であっても、軟式野球部から硬式野球部、またはその逆の転部者は同一年度内の選手資格の取得ができない¹⁷など制約が厳しく、高校や中学の学籍とは関係なく競技ができる民間クラブの存在は重要になる。同時に、あらゆる大会において学校部活動のみならず民間クラブにも門戸開放がされていることが必要になる。

高野連登録学校における補欠選手数と「補欠」に対する意見

■「大量の補欠」は選手の可能性の損失であり、国のアスリート資源の全体最適も阻害しているはず

高野連登録学校におけるレギュラーと補欠の数 (令和3年)

登録選手数 \ominus 登録学校数 \times レギュラー数^{*} $=$ 補欠選手数
 134,282 \ominus 3,890 \times 18 $=$ 64,262

- 約48%もの生徒はベンチ入りもできない状況下で野球部として活動している状況 *甲子園でのベンチ入り可能人数は18人
- 他の種目でも同様の問題は発生しており、補欠の生徒のも試合が楽しめるような仕組みの考案は必要

「補欠」に対する意見

(補欠時代を振り返って) 高校が3年間限定でよかった。もし、あの高校生活が4年も5年も続くとしたら自分にはとても耐えられない時間になっていただろう

(黒田博樹選手/元ヤンキース)

約5年、息子は一度も遅刻や欠席をすることなく参加 (...) しかし息子は1試合、いや1打席もバットを振ることもなく小学校野球を終了してしまいました

(東洋経済記事より)

出典：公益財団法人 日本高等学校野球連盟資料「令和3年部員数(硬式)」より計算、『決めて断つ』黒田博樹、東洋経済記事

<高野連登録学校における補欠選手数と「補欠」に対する意見>

¹⁷公益財団法人日本高等学校野球連盟の令和4年度大会参加者資格規定には、「第6条 同一学校の生徒でも、軟式野球部または硬式野球部に登録されている選手、部員は、同一年度内(3月20日から翌年3月19日まで)は、転部しても選手としての資格はない。ただし新チーム編成上、止むを得ない理由がある場合は、本連盟の承認を得れば選手資格がある。なお、秋季の硬式、軟式の両大会には出場できない。」とされている。

https://www.jhbf.or.jp/rule/enterable/enterable_2022.pdf

多くの種目で「転校・転籍後の試合出場停止期間」が設定されている

■ 全国高等学校体育連盟ウェブサイトにおける各競技の実施要項を確認すると、基本的にはチームスポーツも個人種目も転校後半年以内の試合出場は認めていない

■ 高校野球の転校規定は他の種目に比較して厳しく、転校後1年間は試合の出場不可になる
ネット上で批判する声も多いが未だこのルールは存在

転校・転籍後6ヶ月の出場停止が一般的

高校野球は転校後1年試合出場停止

佐賀県高等学校総合体育大会開催基準要項

10 大会参加資格 (抜粋)

(7) 転校・転籍後6ヶ月未満(水泳は1年)のものは同一競技への参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる)但し、一家転住などやむを得ない場合は、佐賀県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。

朝日新聞デジタル > 記事

強豪校で挫折、でも野球を 転校も出場停止も乗り越えて
滝口 暁之 2018年7月4日 9時32分

シェア ツイート ブログマーク メール 印刷



大会を前に練習に訪む東大和の弓場 暁之=東京都東大和市

転校、その後の公式戦1年間出場停止を乗り越え、最後の夏に挑む2人がある。府中西(西東京)の今村京将(けいすけ)と東大和(同)の弓場 暁(ゆきは)と、ともに3年だ。2人は高校1年生のときは、チームメイトで、今は別々の学校で切磋琢磨(せつさたくま)する仲だ。

過去最多700試合をライブ中継 パーチャル高校野球で全試合中継の大会も →
夏の甲子園、歴代最高の試合は? 投票ベストゲーム →

(出典) 強豪校で挫折、でも野球を 転校も出場停止も乗り越えて - 高校野球: 朝日新聞デジタル、佐賀県高等学校総合体育大会開催基準要項

<部活動における「転校・転籍後の試合出場停止期間」の設定>

一方、そもそも学校部活動に加入することが全生徒に義務づけられているといった「強制」が存在したり、強制ではない場合であっても、生徒や保護者に「高校受験時の内申書をよくするには部活が必要ではないか」という付度を働かせてしまうという状況も、選べないことと同様に重要な視点であろう。

部活動の「強制」問題

■ 部活動への参加を「強制」する学校も存在し、生徒の自主的な活動を制限している
文科省による2017年の調査で「生徒全員が部活動を行う部に所属し、活動も原則参加させている」と回答した中学校は3割

中学生の部活動所属状況

	公立中学校			私立中学校 n 32
	全体 n 414	人口 集中地区 n 180	非人口 集中地区 n 223	
1. 生徒の希望	66.7	80.6	54.7	78.1
2. 全員が所属し、活動も原則参加	30.4	17.2	41.7	15.6
3. 全員が所属するが、活動への参加は生徒の意思	1.9	1.1	2.7	3.1
4. 全員が運動部と文化部に1つずつ所属し、活動も原則参加	0.2	0.0	0.4	3.1
5. 全員が運動部と文化部に1つずつ所属するが活動参加は生徒の意思	0.0	0.0	0.0	0.0
6. その他	0.7	1.1	0.4	0.0

※ 人口集中地区は、総務省統計局が定める人口集中地区(市区町村内で人口密度が4,000人/km²以上の国勢調査基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区)による。また、非人口集中地区は、人口集中地区及び総務省統計局が定める準人口集中地区以外の地区とした。

➢ 「全員加入」の傾向は、人口集中地区に比して非人口集中地区で強い

出典: 文部科学省「平成29年度「運動部活動等に関する実態調査」集計結果より抜粋、朝日新聞「部活動全員加入校が97%だった岩手「精神論ばかり」ある母の嘆き、毎日新聞「部活動「強制加入」の撤廃を求め署名8940筆、スポーツ庁に提出」

<中学生の部活動所属状況及び部活動強制加入の現状に対する記事>

部活動強制加入の現状に対する記事も多く存在

朝日新聞 DIGITAL
部活全員加入校が97%だった岩手「精神論ばかり」ある母の嘆き
文科省発表
2019年5月16日(木) 16:38 (最終更新 2019.10.29)

部活動「強制加入」の撤廃を求め署名8940筆、スポーツ庁に提出
文科省発表
2019年5月16日(木) 16:38 (最終更新 2019.10.29)

若者の声を政治に反映させる活動を続けている一般社団法人「日本若者協議会」(東京都)は9日、中学校や高校で生徒に部活動への参加を強いているケースがあるとして、「強制加入」の撤廃などを求める署名を8940筆分の署名と共にスポーツ庁に提出した。

部活動は、学習指導要領で「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」と明記されている。だが、地域や学校単位で部活動を原則、全員加入とするケースがある。スポーツ庁が2017年度に全国の公立・私立の

第4章 システム改革の試案：多様なスポーツクラブが混在する「未来のブカツ」へ

【1】今後のU15/U18世代のスポーツ環境で大事にしたい「3つの価値」

学校部活動改革は、子どもの成長にとって望ましいスポーツ環境、関係者に無理を強いることのないスポーツ環境を構想し、社会システムそのものを再構築する大きなチャンスである。しかし、FS事業を通じて明らかになったことは、「そもそも何のための改革なのか」について、地域内での様々な関係者の対話を通じた合意形成に、かなりの困難が生じる現実であった。

例えば教員の中にも「部活こそが教育であり生活指導であり、それこそ教員の本務」「自分は部活顧問になるために教職に就いた」という方もいれば、「自分の本務は教育課程であり、部活顧問まで引き受けたくない」という方もおり、そもそもの教育観・価値観の開きは極めて大きい。そんな中、部活で実績を上げている教員の学内での存在感の大きさも、渋々、無理を重ねている教員も少なからずいる実態もうかがわれる。

今後、各地域で改革を進める過程において、関係者間での議論が錯綜し動きが止まる現象や、学校部活動の地域移行という「手段」の自己目的化も発生するのではないかと考えられるが、そんなときに関係者間で共有されている最上位の目標、つまり「改革を通じて実現したい価値」の共通理解があることが、そうした混迷を避ける上で重要になるだろう。

このため、第3章で整理した課題を克服する観点から、関係者が迷ったときに立ち戻ることができる共通理解として、「未来のブカツ」つまり今後のU15/U18世代のスポーツ環境によって実現したい3つの価値を、以下のよう

（1）「自由意志に基づく」スポーツ環境：する側、教える側、支える側すべてに無理が少ない

- ◇ 地域社会やオンライン空間の中にスポーツを始める「最初のきっかけ」があり、やりたい子は継続ができる
- ◇ 教えたい人が正しく学びながら教え（コーチ）、支えたい人が支える（保護者・地域住民）
- ◇ 採算性あるクラブ運営の中で、関係者には必要経費や、貢献に応じた対価が支払われる

（2）「選べる」スポーツ環境：選べるから、始められる・磨ける・競い合える・続けられる

- ◇ 取り組む競技種目とその数、競技志向・娯楽志向、活動の頻度・強度、コーチを選べる
- ◇ 家計の経済格差に大きく左右されないための補填財源がある
- ◇ レベルに応じた公式戦出場機会がある（同一クラブから複数チームが出場可能）
- ◇ クラブ間の移籍も容易で、それを妨げる制約がない（大会出場停止期間の原則撤廃）
- ◇ 多世代交流が前提で、引退のない生涯スポーツ環境の入口になる

（3）「探究的」なスポーツ環境：反証不能な「べき論・根性論」に支配されない

- ◇ 主体的な探究プロセスが尊重される環境がある
- ◇ 科学的エビデンスを尊重した練習内容・練習頻度の環境がある

【2】「5本柱の施策群」：2020年代前半までに進めるべき施策群

第3章【2】でまとめた3つの価値を実現し、U15/U18世代の多様なスポーツクラブが共存する「未来のバカッ」の社会システムを構築するためには、少なくとも以下のような施策群を、短期間にまとめて整備することが必要になるのではないだろうか。

（施策群1）あらゆるU15/U18世代の大会デザインの再設計：大会の仕組みこそが、関係者を動かす「引き金」

- ①参加資格を「学校部活動」に限らず、「民間クラブ」に門戸開放
- ②「補欠」を生まない
- ③「移籍の制約にならない」
- ④「あえて地域ブロック大会までに抑える」
- ⑤「活動時間の適正化を動機付ける」
- ⑥「無償ボランティアに過度に依存しない」
- ⑥「クラブの適正なガバナンスを動機付ける」

（施策群2）活動場所と移動・コミュニケーション手段の確保

- ①「営利目的か非営利目的か」を問わない、学校施設の開放・活用促進
- ②地域内移動手段の確保、オンライン活動日とオフライン活動日の組合せ
- ③活動時間は「放課後（夕方）」のままか、「夜間」に移行か

（施策群3）教員の兼業環境整備、活動時間の再編、有償・兼業コーチの育成・確保

- ①教員の「業務委託契約」での兼業環境整備（「兼業は可能だが、実際は許可されない」状態の脱却）
- ②教員の兼職兼業コーチ活用による放課後時間の再編
- ③有償・兼業コーチ（教員のほか、社会人・大学生）のコーチングスキル習得環境整備

（施策群4）所得格差由来の機会格差を埋める資金循環の創出

- ①「学校不動産の価値最大化」による資金循環の創出：PPP/PFI等による複合施設としての再整備
- ②「クラブ収益源の多様化」による資金循環の創出：マーケティング連携、企業版ふるさと納税等
- ③スポーツ振興くじの更なる活用からの資金循環

（施策群5）学校部活動の地域移行の見通しとの制度的位置づけの早期明確化

- ①「社会教育（学校も担いうるが、必須ではない）」としての位置づけ明確化

（施策群1）あらゆるU15/U18世代の大会デザインの再設計：大会の仕組みこそが、関係者を動かす「引き金」

- ① 参加資格を「学校単位」に限らず、「民間クラブ」に門戸開放

全中大会の民間クラブへの「門戸開放」の実現という大転換

競技大会への参加は、スポーツで他者と競い合う醍醐味を味わう大切な機会であるがゆえ、U15/U18世代のスポーツの課題を解消する上でも、大会のデザインこそが関係者への動機付けの意味でも鍵を握る。学校部活動の大会としては、中学校なら公益財団法人日本中学校体育連盟（中体連）が主催する「全国中学校体育大会（全中大会）」、高校なら公益財団法人全国学校体育連盟（高体連）が主催する「全国高等学校

総合体育大会（インターハイ）」や、各種目の中央競技団体（NF）が主催する大会が存在する。基本的に、中体連、高体連が主催する大会の参加資格は「学校部活動単位」が原則であり、例外として学校を跨いだ「合同チーム」も参加できる種目もあるが、「合同チーム」の参加も認められていない種目もある。

2021年6月にこの研究会の第1次提言でも提唱したことが、本年3月には中体連がスポーツ庁の検討会議での方針を受け、2023年度の全中大会から学校単位に加えて、地域の民間クラブなども出場できるよう参加資格を拡大することを決定した¹⁸。今回の中体連の決定は極めて大きな転換点だと言える。

続いて、高校生の大会についても民間クラブへの「門戸開放」が必要ではないか

部活動が抱える問題（少子化によるクラブ数・部員数の減少等）は高校においても同じであり、今後、高体連が主催するインターハイや各NF主催の大会においても参加資格を学校単位に限定することなく、U18の世代別カテゴリー分けの徹底により、民間クラブの運営主体の法人形態も問わず（株式会社・NPO法人・一般社団法人などの形式で差別されることなく）、一人でも多くの子どもたちに、より多くの種目の競技機会を提供できる環境整備が期待される。

① 学校部活動が地域単位の段階的に移行するために

課題を解消していくための3つのポイント

学校部活動単位で出場する大会
全国中学校体育大会（中体連）
インターハイ（高体連）
の将来の未来像を明確にする

- 学校部活動においては頂点とされる「全中大会」と「インターハイ」のあり方が、地域スポーツクラブへ移行していくためには重大なポイントである
- 部活動を基礎にした学校にあるスポーツ関連施設や学校教員が担っている指導者がスポーツをするために欠かせない地域もある。学校部活動のメリットを生かし、デメリットを解消していく方法を地域の実情に合わせて検討が必要

今後、運営主体となっていく
地域スポーツクラブが責任を
果たせるために必要な体制を明確にする

- 今まで学校や教育委員会、県などに管理責任があったものが、地域スポーツクラブに移行することが想定される。責任を果たせるに相応しい法人格に移行や、体制維持など支援の検討が必要
- 指導者と管理者、経営者の業務や責任をいわゆる「契約」として、その業務範囲を明確にすることが必要

公共施設の維持管理運用が
行政の予算如何によって存続が
左右される状態を解消していく

- 自治体の予算縮小で、真っ先に削減の対象となるのが体育館などの施設である。「スポーツをする場」の維持管理の仕組みに長期の持続性・安定性などの観点を入れた仕組みにする必要がある。（例：広域化など）
- 地域においてスポーツを実施していくためには、行政のサポートに頼るところが大きい。

日本のスポーツをどうしていくのか、全体のビジョンを更に具体的に

<第3回研究会 池田委員発表資料「大会の在り方の明確化の必要性」>

¹⁸（公財）日本中学校体育連盟「運動部活動の段階的な地域移行に関わる地域スポーツ団体等の全国中学校体育大会の参加資格緩和について（令和4年3月9日）」<https://nippon-chutairen.or.jp/cms/wp-content/uploads/2022/03/%E5%85%A8%E5%9B%BD%E4%B8%AD%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E4%BD%93%E8%82%B2%E5%A4%A7%E4%BC%9A%E5%8F%82%E5%8A%A0%E8%B3%87%E6%A0%BC%E3%81%AE%E7%B7%A9%E5%92%8C%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6-2.pdf>

（公財）日本中学校体育連盟「全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格について（令和4年6月13日）」<https://nippon-chutairen.or.jp/cms/wp-content/uploads/2022/06/%E5%85%A8%E5%9B%BD%E4%B8%AD%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E4%BD%93%E8%82%B2%E5%A4%A7%E4%BC%9A%E3%81%B8%E3%81%AE%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E3%82%B9%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%84%E5%9B%A3%E4%BD%93%E7%AD%89%E3%81%AE%E5%8F%82%E5%8A%A0%E8%B3%87%E6%A0%BC%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf>

先行したサッカーやバスケットボールに続く他の競技団体が待たれる

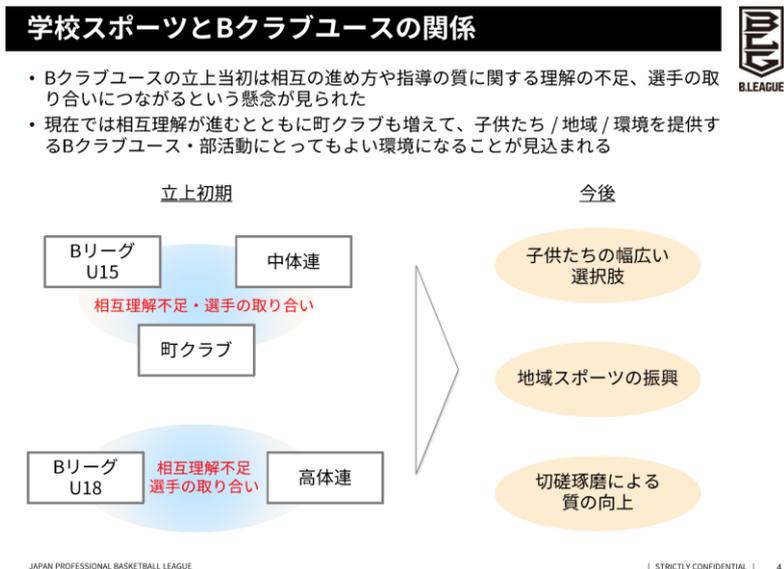
大会参加資格の改革については集団競技ではサッカーが先進的であり、バスケットボールもそれに続いている。サッカーでは中学校単位での出場が原則とされる「全中大会（全国中学校サッカー大会）」と、クラブチームの大会である「全国クラブチームサッカー選手権大会」がそれぞれ存在するが、その他に、第3種（中学年代）カテゴリーのNF加盟チームの全てが参加できる「高円宮杯 JFA 全日本 U-15 サッカー選手権」がある。バスケットボールについても、日本バスケットボール協会が Jr.ウインターカップを主催し、「中学校部活動チーム」「クラブチーム」「プロ傘下の U15/U18 チーム」にすべて参加資格を認めている。

	中学生	高校生
大会名	高円宮杯 JFA 全日本U-15サッカー選手権	高円宮杯 JFA U-18プレミアサッカー
主催者	(公財)日本サッカー協会	(公財)日本サッカー協会
参加資格	中学年代の加盟チーム全てが参加可能	学校単位、クラブ単位で参加可能。 ただし、出場選手は他のクラブチーム及び高等学校サッカー部などに二重登録されていないこと。
大会名	全国U15バスケットボール選手権大会 (Jr.ウインターカップ)	B.LEAGUE U18 REGIONAL LEAGUE (2021年から始動)
主催者	(公財)日本バスケットボール協会	(公財)日本バスケットボール協会、(公社)ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ
参加資格	「中学校部活動チーム」「クラブチーム」「B.LEAGUE U15チーム」のすべてのチーム	高等学校・高等専門学校単位で構成されたチーム、B.LEAGUE U18チーム、クラブのチーム

＜大会参加が学校単位にも認められている NF 主催の大会例＞

Bリーグのユースチーム立ち上げ当初は、学校部活動と B クラブユースとの間で、お互いの指導の質や進め方についての相互理解の不足もあり、有望選手の奪い合いにつながるという懸念も見られた。

しかし現在では、相互理解が進むとともに地域スポーツクラブの数も増え、子どもたちに幅広い選択肢が与えられることによるスポーツ全体の振興や、切磋琢磨する機会の増加で指導・プレーの質的向上につながるが見込まれている。



＜第4回研究会 島田委員 発表資料「B クラブユースと学校部活動との関

② 「レベルに応じた出場機会がある」大会

「控え選手は公式戦に出られない」という競技環境は、特に、能力の高い部員が多い強豪校では「他校に行ったら主力選手のはずだが、出場機会を得られないメンバー」を多数生み出し、結果的に才能を死蔵させてしまう側面も否定できない。

まず、1つのクラブから A チームも B チームも C チームも、その競技レベルに応じて公式戦に出場し、同じクラブのチーム同士の対戦もありうる環境づくりが必要である。例えば少年硬式野球のポニーリーグでは、同じ球団から複数チームの出場が可能であると同時に、投手の投球数や球種の制限や、交代後再出場も認めるなど、選手の出場機会を体の成長にも配慮して提供している。従来の学校部活動の大会とは大きく異なる、クラブ文化の良い点が広がることも期待できる。しかしながら、上述した中体連の地域スポーツ団体等の参加資格拡大の決定において、「地域スポーツ団体名での出場は 1 チームのみとする」とされているが、この場合、大量の補欠が存在し、一度も試合に出場したことがないというメンバーも生じうる。

そもそも、トーナメント方式の場合、半数のチームは 1 回戦で大会を終了せざるをえず、機会格差は見逃ごせない。1 クラブから複数チーム出場可能な大会設計及び競技レベル別のリーグ戦方式で競技機会を増やすこと

があらゆる競技において推進される必要があろう。競技人口拡大が至上命題であるはずの各 NF のリーダーシップにより、大会の再デザインが行われることが期待される。

③ 「移籍の制約にならない」大会

学校部活動の場合、ひとたび一つの競技部活に入部した後は、「転部は正当な理由のある場合に、本人、保護者、顧問、担任の協議により認める。」といったルールが置かれている学校の事例もあるように、転部や兼部をすることが難しい場合も多いと言われる。こうした文化を引きずりやすい学校部活動のままでは、子どもたちが様々なスポーツに触れて楽しみ、自分に合った指導者やチームを探し、自分の適性をいろいろと試して探り、人生全般に転用可能な学びを得ながら、生涯親しむスポーツ習慣を身につけるのは困難ではないだろうか。また、多様性に富んだスポーツ環境という観点からは、シーズンスポーツ制やマルチスポーツの導入も考えられ、1人が複数のブカツを掛け持ちする場合には、複数競技での大会出場機会が提供されることが望ましい。

④ 「あえて地域ブロック大会までに抑える」大会

また、「育成年代に全国大会は必要か」という点も議論があろう。「全国1位を目指す」ということが近視眼的な勝利至上主義に陥らせ、成長期の子どもに過剰な要求をしてしまうことにつながりかねないとの指摘もある。いずれにしても、大会についても、子どもにとって望ましい多様な選択肢を与えるという観点からの検討が重要である。

⑤ 「活動時間の適正化を動機づける」大会

望ましいスポーツ環境の実現のためには、大会の参加資格のレギュレーションを活用することも有効な手段となりうる。例えば、米国のように、「適切な練習時間・練習メニューのもと行われていること」というレギュレーションをかけることにより、非科学的なトレーニングや、近視眼的な勝利至上主義がもたらすスポーツ障害・外傷のリスクを防ぐことができるのではないかと。引率者の負担や「補欠」の問題も、レギュレーション次第で解消することが可能であろう。

⑥ 「無償ボランティアに過度に依存しない」大会

現在、中体連や高体連は教員が主な構成メンバーとなり、大会運営や審判等の実務を担っていたり、引率が教員の負担となっている状況があるが、参加者から大会参加費用を徴収し、スポンサーを集め、同じボランティアでも有償ボランティアとしての貢献によって運営される形態に移り、こうした実務を今とは別の主体が担うのであれば負担は激減するであろう。例えば、大会自体の運営を権益と共に販売し、放映や配信、広告収入を稼ぐことも手であろう。そういったことを行えば、大会で稼ぎながら、無償ボランティアに頼らない運営が可能になる。第2章の【2】で述べたように、米国では試合会場の学校のグラウンドや体育館で広告費収入を稼いでいるとの事例もある。

例：Bリーグ千葉ジェッツによる大会スポンサーシップ

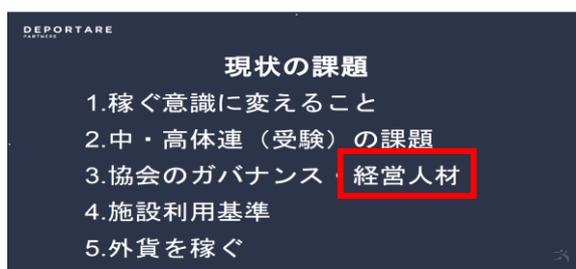
企業にとっては、地元の子どものための地域スポーツクラブを支援することは地域貢献の形としてモチベーションを維持しやすいほか、保護者を含む地域住民との接点になるとの利点もある。現在、中体連や高体連の主催する大会ではユニフォームにスポンサーの記載を入れることは認められていないことが多いが、大会運営の在り方を工夫することで、地域企業のスポンサーシップは、企業の有効な広報手段にもなりうる。

例えば、バスケットボール Bリーグの千葉ジェッツは、千葉県内で開催される一般社団法人千葉県バスケットボール協会主催の小中高生の大会の権益を買取り、これまで学校の先生が中心に行っていた資金集めを実施している。具体的には、プログラムへのロゴ掲載や大会冠、CM 放映、企業 HP や広報物へのロゴ使用権等を提案し、地元の企業スポンサーを募ることや、大会オープニングの演出、チケット販売などを実施している。それにより、大会運営側の千葉県バスケットボール協会や学校の先生方の負担が減る上、安定した資金集めも可能となり、大会演出などにも工夫が加えられることとなっている。

⑦ 「クラブの適正なガバナンスを動機づける」大会デザイン

全国各地の総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の地域スポーツクラブの多くは、法人格を持っておらず¹⁹、学校部活動が地域スポーツクラブに移行することを契機に、地域スポーツクラブは、責任を果たすに相応しい法人格へと移行し、経営人材を確保するとともに、経営者・指導者・顧客との間での業務と責任について契約やジョブ・ディスクリプション（仕事の定義）として明確化するなど、マネジメント体制の強化を進めるべきではないか。大会参加資格を要件の中に、クラブの適正なガバナンス体制を求めていくということも検討に値するであろう。

また、「総合型地域スポーツクラブ」については、第 2 期スポーツ基本計画（平成 29 年 3 月 24 日文科科学大臣決定）に基づきスポーツ庁が枠組みを示し、日本スポーツ協会と都道府県体育・スポーツ協会が関係団体と連携・整備する、「総合型地域スポーツクラブ」登録・認証制度が、令和 4 年 4 月 1 日より運用開始されている。当該登録・認証制度は、活動実態や運営実態、ガバナンス等を要件とした基準を課すことにより、総合型クラブが地方自治体等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たすことが期待されているものである。例えば、スポーツ振興くじによる助成やスポンサー企業が地域スポーツクラブに支援を行う際に、支援先が、活動実態や運営形態、組織ガバナンス・マネジメント等の基準を備えていることを担保するものとして、本制度への登録を義務付ける等の活用も有効であると考えられるが、本制度では法人格を有することまでは求められていない。地域スポーツクラブにガバナンスの実効性を期待する場合、法人格の取得を促す取組も有効ではないか。



<第 5 回研究会為末委員発表資料「現状の課題」>

¹⁹ スポーツ庁によると、全国に 3,583 ある総合型地域スポーツクラブのうち、法人格を取得しているのは 959 と、全体の 27%に満たない。(令和 3 年度 7 月 1 日現在)

なお、本登録・認証制度では、スポーツ基本法第 21 条²⁰において、行政が支援する「地域スポーツクラブ」とは「住民が主体的に運営するスポーツ団体」として定義されていることなどの理由から、「非営利組織であること」が要件として設定され、営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外となっている。ただし、今後全国で新しいスポーツ環境の構築が検討される際には、非営利組織の総合型地域スポーツクラブのみならず、株式会社等の地域スポーツクラブが担い手としての役割を果たす形も含め、地域に応じたふさわしい組織形態が柔軟に検討されることが望ましい。

なお、上記の他、大会設計に当たっては、クラブの保険加入を必須にすることや、指導者の資格基準なども付与することで、より安全なスポーツ実施環境の実現につながることも考えられるところ、子どもにとってどのようなスポーツ環境が望ましいかという大きな視点で考えることが必要である。

（施策群 2）活動場所と移動・コミュニケーション手段の確保

① 「営利目的か非営利目的か」を問わない、学校施設の開放・活用促進

総合型地域スポーツクラブにせよ、プロチーム傘下のスクールにせよ、多くは活動場所の確保に苦労している。国の関係法令は、営利事業者が学校体育施設を使ってビジネスを行うことを必ずしも妨げてはならず、スポーツ庁が策定している学校体育施設の有効利用に関する手引き²¹では、利用しやすい環境づくりとして、「営利事業と非営利事業で利用料に差をつけるなど、一定のルールのもとで受け入れることを検討することが望ましい」との記載もあるが、自治体の条例や規則等で「営利事業」での学校体育施設の利用を一律に禁止している例が多い。

部活動の課題 会場



民間(営利企業)への使用を条例で規制されているため、活用できる団体が限られている。法律と条例のねじれが発生、解決すべき課題

関連条例(要綱等含む)	該当文言
・江戸川区教育委員会 学校開放事業	・以下に該当する場合は、使用できません。該当していることが判明した場合、使用ができなくなります。営利目的で使用する場合
・文京区学校施設使用	1 使用できる方 営利行為を目的としない方であれば、どなたでもご使用いただけます。
・港区立学校施設等 使用事前届出団体の登録 について	登録条件 区内で継続的に社会教育活動・スポーツ活動・地域活動を行い、営利や特定の政治・宗教活動を目的とする団体でないこと。
・千葉市立学校の学校体育 施設開放の規則	2 開放校においては、営利行為その他スポーツの場としての利用に反することをしてはならない。
・横浜市立学校施設 使用規則	(2) 政治、宗教及び営利を目的とする使用であるとき。

<営利目的利用を禁止している自治体の条例の例>

旧・スポーツ振興法の時代に作られた条例が、現行のスポーツ基本法が施行された後も改正せずに残されている結果と思われるが²²、多種多様なスポーツ環境を整備するにあたっては、民間スポーツクラブが学校体育施設を

²⁰ スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）

第 21 条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

²¹ スポーツ庁学校体育施設の有効活用に関する手引き(令和 2 年 3 月) : https://www.mext.go.jp/sports/content/20200331-spt_stiiki-1385575_00002_2.pdf

²² 旧スポーツ振興法の第 3 条第 2 項に「この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するものではない」とあるが、現在のスポーツ基本法には、そもそも第 7 条に「国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない」とあるほか、第 18 条にはスポーツ産業の事業者との連携等について「スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする」と定めている。その上で施設開放について具体的に第 13 条に「国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。」とある。

活用出来るよう、自治体が旧法からの影響を断ち切り、現行のスポーツ基本法の理念に基づき、学校教育上支障がないかなどの留意点に配慮しながら条例や規則を改正することを促す必要があろう。

	スポーツ基本法（現行法）	スポーツ振興法（旧法）
前提	基本理念(2条2項) スポーツは、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない	施策の方針(3条2項) この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、 営利のためのスポーツを振興するためのものではない
学校施設の利用	学校施設の利用(13条1項) 国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない	学校施設の利用(13条1項) 国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない
連携・協働	関係者相互の連携及び協働(7条) 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない スポーツ産業の事業者との連携等(18条) (略) スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする	<p>旧法が影響を与えている可能性も？</p> <p><学校開放の登録団体要件(東京都の例)></p> <p>ア 登録の要件 登録できる団体は、次の条件を満たすものとします。 (ア) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10人以上の団体 (イ) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体 (ウ) アマチュア活動を目的としている団体 (エ) 営利を目的としない団体 (オ) 団体の運営が計画的、組織的に行われており、定期的に活動を行っている団体 (カ) その他学校開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）が定める条件を満たす団体</p>

<学校施設の利用に係るスポーツ振興法が与える影響の可能性>

② 地域内移動手段の確保、オンライン活動日・オフライン活動日の組み合わせ

大阪成蹊大学・びわこ成蹊スポーツ大学が滋賀県高島市で行ったFS事業では子どもたちの移動が課題に挙げられた。高島市は最も生徒数の少ない中学校では全校生徒数27人で、部活動は陸上部と卓球部のみという状況である。このような地域においては、複数校の生徒が拠点となる施設に集まってチームを組むことで競技選択の幅が広がると考えられるが、広域な面積の中に6校の中学校が点在している高島市においては、活動場所までの移動手段やそれに伴う移動時間が課題として挙げられた²³。高島市に限らず多くの地域において、移動問題は発生するものと思われるが、その解決策として、高齢者を含む交通弱者の支援と併せた形で地域のコミュニティバスの活用を検討することができないだろうか。

また、一人一台端末を活用したオンライン指導を取り入れるなどして、拠点となる施設に集まって実施する日と自校で各自がオンライン指導を受ける日を組み合わせるなどの工夫ができないか。その際には、体育館やグラウンドにはネット環境がなく端末が使えないことや、教室からの端末持ち出しを禁止している学校もある中で、端末使用の柔軟性も併せて検討する必要があろう。

(施策群3) 教員の兼業環境整備、活動時間の再編、有償・兼業コーチの育成・確保

現在運動部に所属する中学生・高校生は約350万人²⁴。一方で日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有する指導者は約20万人²⁵いるが、今後、仮に学校部活動の多くが平日も含めて地域移行され、多様なスポーツクラブが受け皿となる場合のコーチ人材の確保が課題になる。現在学校部活動の顧問をしていて、今後もスポーツのコーチを続ける意欲のある教員が指導を続けられる兼業環境とともに、これまでは渋々引き受けて

²³ 大阪成蹊大学・びわこ成蹊スポーツ大学等のFS事業の概要 (P22~P24)

²⁴ 令和元年度における中学校と高等学校における運動部活動の参加人数の和 (スポーツ庁 第1回スポーツ審議会スポーツ基本計画部会 参考2-4 P.57-58) https://www.mext.go.jp/sports/content/20210426-spt_sseisaku01-000014466_16.pdf

²⁵ 令和3年10月1日現在、公認スポーツ指導者認定数は198,582人 (JSPOスポーツ指導者に関するデータ) https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/20211001_tourokusha_pref.pdf

きた教員を解放する代わりに、コーチ業に従事する意欲のある大学生や一般社会人が、パートタイムでコーチングに従事できる環境を整えることも併せて必要になるだろう。

スポーツは、「有資格者が有償で指導する」という常識の確立

一方で、学校教員も含め、スポーツ指導に関する資格を保有していない（場合によってはスポーツ指導を学んでいない）者が指導している実態もあるが、スポーツ環境の持続可能性を考えた場合、ボランティアコーチではなく、できる限り「有資格・有償コーチ」にこだわるべきではないだろうか。

“週に2～3日、子どもたちの放課後の時間や休日の昼間時間に限って活動”という現実を考えた場合、副業・兼業・アルバイトで従事する者を多く確保する必要がある。また、FS事業で試算した収支計算における事業性の観点からも、アルバイトや兼職兼業の活用が現実的な選択肢であった。その際、社会人や大学生の活用方策を考えるべきだが、スポーツ指導者として必要な資質能力を身に付けスポーツ指導に関する資格を取得した上で地域スポーツクラブでの指導に当たることは重要なポイントとなる。



<第12回研究会眞壁委員発表資料「地域スポーツクラブに必要な4つの要素」>

① 教員の「業務委託契約」での兼業環境整備（「兼業は可能だが、実際は許可されない」状態の脱却）

教員の兼職兼業は、現在も制度上は可能である²⁶。よって、希望する教員が、企業・NPO等運営型クラブと業務委託契約を結び、対価を得てコーチ業に従事することは可能である。しかし、令和3年2月17日に文部科学省から発出された通知『「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について』には、教育委員会が兼職兼業を許可する際の留意事項として、「形式的に運営主体である地域団体が学校とは別に存在したとしても、その活動に係る教師の業務が実質的に引き続き校長等の指揮監督下にあると判断されるような場合は、当該活動は学校部活動と一体的な活動として学校の業務の一部であるとみなされ、兼職兼業の対象ではなく、学校の本来業務の一部と整理されるべきであること。」との記載がある。

つまり、学校部活動の地域移行に関しては、学校や教師の本務に支障がないと認められる必要があるほか、スポーツクラブにおける指揮命令系統等が、実質的に学校業務と切り離されていなければ、兼職兼業を認めることは難しいと判断される可能性がある²⁷。そのため、教員がスポーツクラブのコーチを兼業しようとしても、選手やコーチ

²⁶ 2021年2月17日には文部科学省から都道府県・指定都市教育委員会に対して発出された『「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）』の中には、地方公務員法第38条、教育公務員特例法第17条等に基づき、教育委員会の許可を得た場合に営利企業等に従事も可能であると明記されている。一方で、教員が兼職兼業をした結果、通算して時間外労働及び休日労働の合計が単月100時間未満、複数月平均80時間以内で収まらない場合は、「労働基準法との関係から許可を出さないことが適当」と整理されている。

²⁷ 「一般論として平日において地域団体の業務に係る兼職兼業の許可を行うことも可能であるものの、例えば当該活動が学校の業務である学校部活動との切れ目がないような場合は正規の勤務時間終了時に学校の業務から地域団体の業務に自動的に切り替わると整理することは困難と考えられるな

の大半が当該学校の生徒・教職員であり、学校の業務の一部とみなされる場合、「形式的には学校業務から切り離されているが、実質的には切り離されていない」と判断され、兼業許可されないのではないか、という懸念の声がある。

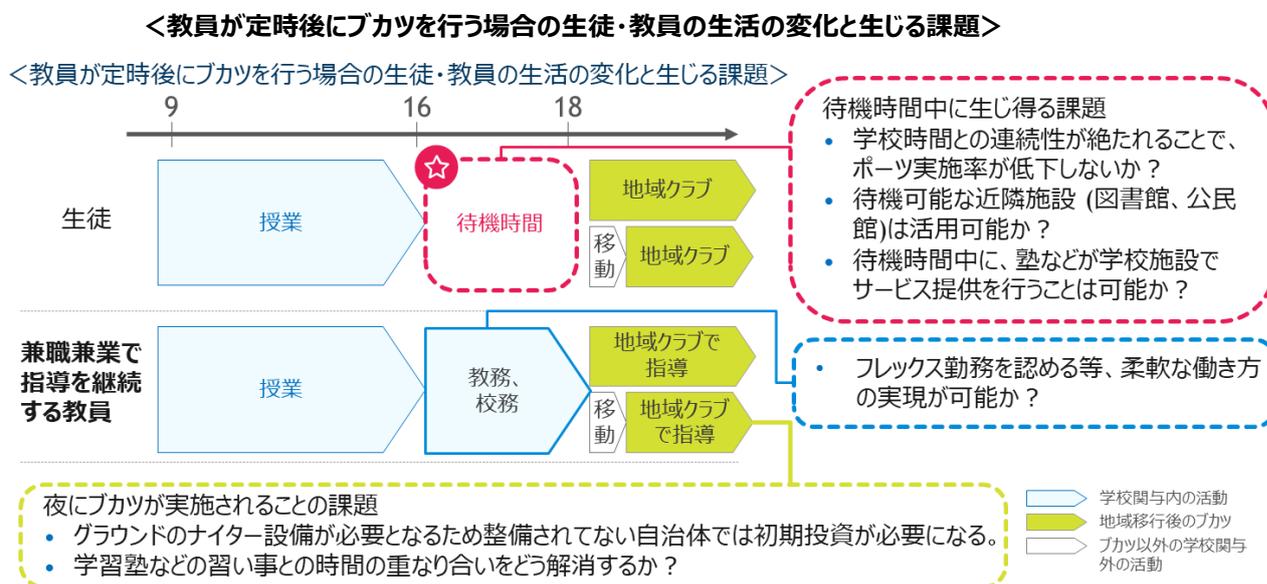
こうしたことから、希望する学校の教職員が引きつづきスポーツ指導の担い手となるには、学校とは別の運営主体によるクラブや、地理的・指導体制的に学校と離れた場所にあるスポーツクラブで兼職兼業の許可を得て実施するか、これまでと同様に学校業務として事実上の無償ボランティアとして従事するか、といった懸念が指摘され、兼職兼業が制度上可能であっても、これらの雇用契約を前提とされたものでは実効性があるものとは言えないとの声もある。

そもそも、クラブと指導者の契約は一般的には業務委託契約となっている現状であり、教員についても、労基法上の「雇用契約」ではなく民法上の「業務委託契約」が現実的ではないかとの見方もある。

教員の兼職兼業コーチ活用による放課後時間の再編

別の課題として、仮に業務委託契約による兼職兼業が認められる場合でも、教員の働き方と放課後スケジュールを見たときに、これまでの学校部活動と同様に16時頃から始まるクラブでの指導に従事できるのだろうか。

教員のフレックス勤務を認める等、柔軟な働き方が実現するのであれば、子どもの放課後スケジュールに影響を与えず、兼職兼業コーチとして指導することも可能になるだろう。しかし、フレックス勤務が認められず、勤務時間外に教員が引き続き地域クラブでコーチを務める場合、クラブの活動開始時間を夜にずらすことになり、放課後時間の過ごし方や、活動が夜になることによる、ナイター施設の完備状況や通塾時間との「時間の食い合い」が各地域において大きな論点になるだろう。



2017年改訂学習指導要領で大きく変わる「本務」の遂行

そもそも「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、内容が大きく構造的に変化した2017年改定学習指導要領が教師に求めている資質・能力の水準は、非常に高いものである。教員免許更新制度の廃止に伴い、教師が刻一刻と変化する社会や技術の変化に対応すべく、教師が日常的に学び続け、絶え間なく自己研

ど、(中略)当該活動の指揮命令系統、活動の実施場所、指導体制、活動形態、活動内容等に鑑み、個別具体的活動ごとに総合的に判断することが必要」とされている。

鑽を重ね続けることが求められていることも間違いない。そして、様々な理由で学習困難な状況にある生徒への個別ケアや進路相談などを放課後の時間を活用して行うことも、教師の重要な業務である。

つまり、教師自身の能力開発や授業準備、生徒に対するケアなどに向ける必要に鑑みれば、現在は部活動に当てられている放課後の勤務時間は、そうした「教師としての本務」に当てられるべき貴重な時間と言える。

② 有償・兼業コーチ（教員のほか、社会人・大学生）のコーチングスキルの習得環境整備

スポーツのコーチには、コミュニケーションスキルを土台にして、①認めて、褒めて、励まし、勇気づける力、②プレーヤー自身が自分自身の目標設定を行い、自ら考えて判断をする機会をたくさん提供できる力、③フェアプレー等の規範意識を養う力、④フィットネスやケガ防止など安全と体づくりに関する十分な科学的知識、⑤競技ごとの専門的知識・技術的指導力などを身につけることが必要となる。

その上で、コーチのジョブ・ディスクリプション（求められる業務内容・資質）が明確化され、コーチング実態の評価をもとにした報酬体系で、対価をもって有資格者による指導が行われる社会システムを整備する必要がある。そのためには、それらの資質能力を担保する育成システムの下で学んだ有資格者が指導するという体制を作ることが必要である。また、近年、学校部活動を取り巻く体罰やパワハラ、セクハラ等が問題視されていることへの対応は、議論の余地もない、大前提となろう²⁸。

前述の兼職兼業教員の活用のみにとどまらず、進学塾で学生チューターが活用されているように、スポーツ指導にも大学生の活用が期待されるが、学生コーチ、社会人コーチ、教員との兼業コーチ問わず、何らかの指導資格の取得などをクラブとして義務づける工夫が必要となろう。例えば、【参考2】で述べるような日本スポーツ協会

（JSPO）が各競技団体等と協同認定している公認スポーツ指導者資格は各競技団体等と連携してカリキュラムが作成され、競技や資格の特性を踏まえたものとなっている。

また、子育て世代の女性が指導に参画しやすいようにする配慮も、女性スポーツ人口の増加やスポーツ現場における多様性の確保という側面からより一層必要であろう。さらに、今後の学校部活動の地域移行を見据えた時、学校教員やOB/OGの兼業や元アスリートの関与なくしては指導者の絶対数は圧倒的に不足するため、兼業・専業問わずスポーツ指導者としての資質能力を身に付けた人材を確保することが急務である。

兼職兼業コーチを活用するクラブ側の整備

また、地域スポーツクラブが兼職兼業コーチにコーチングを依頼する場合には、①適正な税務処理②保険の加入③権利義務の主体としての法人化が求められる。法人が兼職兼業コーチに報酬を支払う場合、法人は源泉徴収義務者となり、支払う報酬に対して源泉徴収を行い、源泉徴収票（支払調書）を作成して税務署へ提出するなど、法人格のみならず、事務的な作業を処理できる体制も作る必要がある。

（施策群4）所得格差由来の機会格差を埋める資金循環の創出

スポーツ活動が学校部活動から地域の民間クラブに移行され、教師との兼業コーチ、元アスリート・社会人・大学生のコーチが正当な対価を得て関与するのであれば、教師による「事実上の無償ボランティア」頼みで運営されている現状に比べ、スポーツの「受益者負担」は大きくなるだろう。その際、まずは、これまで学校部活動が教育活動の一環として学校教員の献身的な負担の上に成り立ってきたという現実を踏まえると、当該費用は「本来発生

²⁸ ヒューマン・ライツ・ウォッチ報告書「数えきれないほど叩かれて-日本のスポーツにおける子どもの虐待」では、学校部活動での体罰やハラスメントの事例が報告されている <https://www.hrw.org/ja/report/2020/07/20/375777>

してしかるべき費用」だったとも言え、その現実が広く認知されることが重要になるであろう。その上で、世帯収入の格差等によって子どものスポーツ機会に格差が生じないようにする仕組みが必要になる。

例えば、民間スポーツクラブの月謝を参考に、仮に平日の活動も含め一人当たり7,000円/月の負担が発生すると仮定した場合、経済的困窮家庭の公立中学生のスポーツ活動を支援するために、必要となる額は全国で約400億円/年と試算できる²⁹。各家庭の所得格差がスポーツ機会格差につながらないようにするためには、クラブ運営において様々な収益源を確保し、所得に応じて家計負担を抑える工夫や、クラブ運営や個人への支援を可能にする新たな財源創出が必要となる。

地方によっては、民間クラブの会費の多寡について、自治体や学校関係者、保護者といった「クラブの部外者」を中心に議論する「官製価格」のような動きも散見され、これはサービスの質やコスト感覚を抜きにした経営的視点を欠いた、「安くて高品質」をむやみに求める流れになり、クラブ経営に対する理不尽な圧力になる。「質を求めるなら、高くなる」ことを前提として、併せて機会均等も求めるのであれば、所得格差を埋める公的負担を考える必要がある。

① 「学校不動産の価値最大化」による資金循環の創出：PPP/PFI等による複合施設としての再整備

「子どものためのお金を生む」学校不動産への転換はできないか

我が国では、およそ全ての学校に校庭・体育館・プールなどの体育施設がほぼフルセット型で備えられている³⁰。

さらに、子どもたちが歩いて通える場所に設置されている学校施設は、他の地域住民にとっても便のいい場所にある場合が多い。例えば、体育施設を含む学校施設を日中の「学校」の利用のみならず、土日を含めた学校時間終了後には様々な主体に貸し出され、地域住民にとっての趣味や習い事の場、学び直し場、コミュニティの場になり、さらにそこから収益が生み出される姿を検討できないだろうか。現行法上、それを妨げる規制は見受けられない。学校施設で貸し出せる場所と貸し出せない場所との動線の区分け、セキュリティ、施設の運営管理の問題等、越えなければならない壁はあるが、やり方次第であろう。実際、株式会社コナミスポーツが行ったFS事業（P.15～17）では、関係者の理解と手続きを経た上で、公立高校の施設を民間企業が利用するということが実現している。今後、こういった事例が一つでも増え、横展開されることが期待される。

²⁹ 令和2年の公立中学校の生徒数は、2,941,423人で、文部科学省「就学援助実施状況等調査結果」によると、中学生の約16%が就学援助を受けている。文部科学統計要覧（令和4年版）https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/1417059_00007.htm

³⁰ 例えば、中学校設置基準第十条では「中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。」とされており、近接して社会体育施設等がある場合などの例外を除き、全ての中学校に運動場と体育館が備えられている。

スポーツ施設の全体最適化

全国に体育施設は公共・民間合計で約 19 万施設存在するが、その内訳は、全体の 6 割を占める約 12 万施設が「学校体育施設」、約 5 万施設が「社会体育施設」と「公共社会教育施設に付帯するスポーツ施設」であり、「民間体育施設」は約 1.6 万施設という構成である。

今後、過去に建設された多くの学校体育施設や社会体育施設が更新時期を迎える。また、現存する社会体育施設は、スポーツ振興や生涯学習等それぞれの目的で建設されてきているものの、施設用途には重複も多く、合併市町村ではますます施設の重複感が増していることも指摘されている。

自治体の財政状況も逼迫する中、学校体育施設も含め、より一層稼働率が高く、収益性のある利用を可能にする施設再編計画が必要なはずである。更新費や維持管理費に係る財政負担を軽減するためにも、施設の区分にとらわれず、また、現状の制度の枠組みを超えて、全体最適となる在り方を考えるべきではないだろうか³¹。

学校体育施設の「社会体育施設」化と、地域スポーツクラブとの共用による稼働率・収益力の向上

例えば、学校施設は、新築・改修時に建築基準等の条件を満たすことで「社会体育施設」として整備することが可能である³²。全国各地にある学校体育施設の有効活用や改修を機にした社会体育施設への転換を促し、施設の質的な充実を官民連携の投資で進めること（PPP:Public-Private-Partnarship）の余地がある³³。

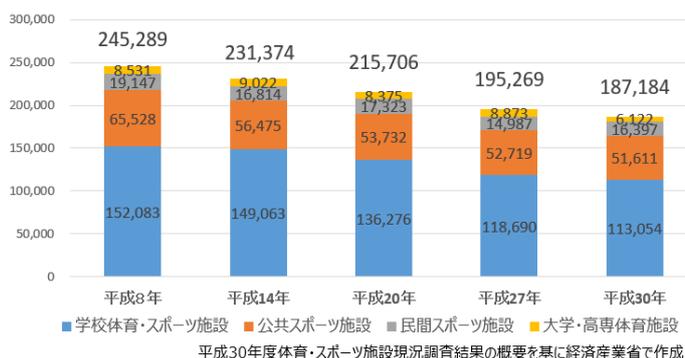
例えば、フィットネス事業者のように自社でスポーツ施設を運営する企業は、施設の維持・管理・補修のコストが非常に大きく、経営上の負担が大きいという課題を抱えている。一方で高齢化に伴う財政負担が大きくなっている自治体にとっても、少子化が進む中での学校改修・再編に際して民活型で社会体育施設への転換を進めることは Win-Win の関係になる。フィットネスクラブ等のスポーツクラブ産業と自治体が共同で建設し、「学校の利用を優先する」という条件をつけつつ、社会体育施設として地域スポーツクラブも利用可能とすることで、稼働率の高いサービス拠点として機能しうるのではないだろうか³⁴。

「B 級の施設を全ての学校が揃える」のではなく、近隣の学校が「A 級の施設を 1 つずつ持ち、共有する」

全ての学校が砂と土のグラウンドや、屋根のない小さなプールをもっている。こうした施設は、全面芝のグラウンドや屋根付きの温水プールを「A 級の施設」と呼ぶなら、「B 級の施設」と呼べるだろう。今後、学校設置基準に基づいて必要な施設を「全ての学校が全て揃える」という設計思想を変えてはどうだろうか。

例えば学校施設の中でも特に稼働率の低い施設であるプールは自治体にとっては悩みの種であり、25m プールの水を一度入れ替えると 25 万円以上かかり、屋内・温水プールではなく、年間で夏場の 2 週間以下の利用

■ 体育・スポーツ施設は平成 8 年以降継続して減少
主に、学校体育・スポーツ施設及び公共スポーツ施設が減少



< 体育・スポーツ施設数の推移 >

³¹ 平成 30 年 3 月にスポーツ庁から示された「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」にも、既存施設の運用改善を図るとともに、安全なスポーツ環境の持続的な提供のために、自治体ごとに必要な施設の質と量、利用状況や人口動態等を踏まえた施設計画が必要として、大規模施設の有効活用のポイントや検討フローなど方向性が提示されている。

³² 改修時に社会体育施設に転用する場合、補助金等適正化法に基づく手続が必要となる場合がある。

³³ 文部科学省：PFI を活用した公立学校施設の整備 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/pfi.htm

³⁴ 愛知県半田市にある成岩中学校の老朽化に伴う建替えにあたり、中学校の敷地内にクラブハウスを併設した社会体育施設として整備され、NPO 法人ソシオ成岩スポーツクラブが、指定管理者として運営し、学校とソシオ成岩スポーツクラブが共同で利用している。【参考 2】（3）参照

施設も多い。例えば近隣で一つの学校に屋内型・温水で一年中使用可能なプールをフィットネスクラブと共同で整備運営し、普段は社会体育施設として市民開放できるなら、効率的な施設運営が可能になるだろう。

下記の委員提出資料イメージのように、ある学校の体育館はジム機能も併設されたアリーナとして整備され、ある学校にはフィールドスポーツに適した人工芝や天然芝の校庭が整備されているといった形での、メリハリのある学校体育施設改修が必要ではないか。一方、ある学校にはスポーツ施設は特に存在せず、アートに取り組むアトリエやエンジニアリングに取り組めるファブラボ、音楽にとりくむスタジオが充実していてもよいかもしれない。こうした発想で、学校の生徒だけを利用者として想定するだけでなく、様々な民間教育サービス業と自治体が共同で近隣住民も含めてサービス提供できる施設に転換するための合理的な投資を、PPP の形で行えないだろうか。

近隣エリア内の複数校

	A校 インドアスポーツ 特化校		B校 フィールドスポーツ 特化校		C校 教育特化校	
	改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後
校舎	○	○	○	○	○	○
体育館	○	○	○	×	○	×
校庭	○	×	○	○	○	×
プール	○	○	○	×	○	×
飲食施設※1	×	○	×	○	×	○
その他施設※2	×	○	×	○	×	○
一部敷地の売却※3	×	・校庭	×	・体育館 ・プール	×	・体育館 ・校庭 ・プール

※1 カフェ、レストラン
 ※2 ダンス、ヨガ、ジム、治療院、ATM、コンビニ等
 ※3 駅近など土地の相場が高いエリアの学校は、校庭や体育館などを計画的に売却し、校舎だけを残す教育特化型校にする等の工夫も可能

<第5回研究会 立石委員発表資料「メリハリのある学校改修イメージ」>

福祉施設や保育施設のみならず、カフェ等商業施設やオフィス等の「複合施設化」

今後、少子化と学校老朽化の進行が同時に進む中での学校建て替えや、また一部自治体では少人数学級の実現に対応した学校新設も必要になろう。このとき、生徒のセキュリティ確保の観点からの動線・設計を工夫すれば、学校体育施設はフィットネス産業の施設と融合する形で建設・運営されるほか、学校施設は保育所や老人福祉施設、近隣の人が集うカフェ・レストランや日常の買い物をする小売店等も入る地域の複合施設として生まれ変わる可能性も追求できよう。

さらに、ベンチャー企業向けのインキュベーション（起業支援）施設や貸しオフィスも入居できる公共・民間の複合施設として建設・運用できるのであれば、「社会の中にある学校」が実現できる。普通教室のほか音楽教室や理科実験室や図書館などの空間も、放課後の時間は学習塾や音楽教室やプログラミング教室などの民間教育サービスによって利用されるなら、学校施設は収益力のある施設に転換されつつ、地域の生涯学習の場やコミュニティ拠点となる未来が描けるのではないかと。

すでに全国各地でこうした志向の施設整備へのチャレンジは始まっているが、こうした動きを本格的させるには、補助執行³⁵や構造改革特区制度等を活用することなどにより学校施設の管理業務を教育委員会と首長部局が連携して行う必要もあろう。また、国から地方自治体に対する補助スキームを工夫することなどを通じて、「最低

³⁵ 地方自治法（第180条の7）普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通公共団体の長と協議して、（中略）普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。

文部科学省「教育委員会の現状に関する調査（令和2年度間）」P27 教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行の状況：

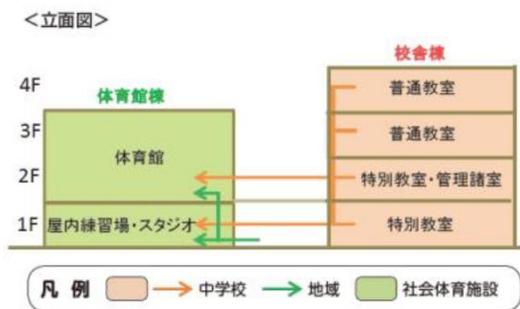
https://www.mext.go.jp/content/20220822-mxt_syoto01-000024607_1.pdf

でも学校体育施設ではなく社会体育施設として整備」「さらなる複合施設として整備」「いずれにせよ民間投資の活用（PPP）」を自治体を選択することにインセンティブ付けを行うことが有効ではないだろうか。

（事例 1） 体育館を社会体育施設として整備した事例（かほく市宇ノ気中学校） ³⁶

中学校整備時に体育館を社会体育施設として整備、指定管理者である総合型地域スポーツクラブが管理運営

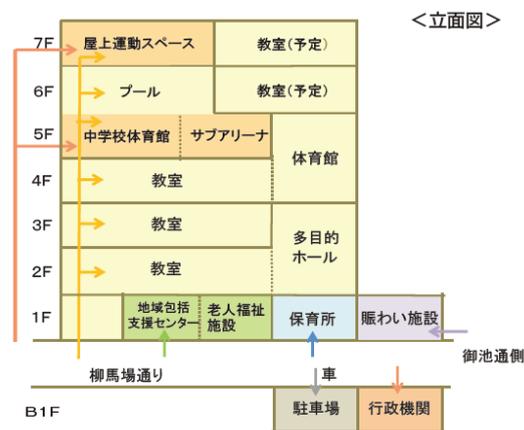
- ・ 学校利用時以外は指定管理者が自主活動を実施
- ・ 受付には指定管理者が常駐し、利用調整も行う
- ・ 学校施設と社会体育施設を併せて整備し、財政上の効果も大きい



（事例 2） 学校施設の複合化事例（京都市京都御池中学校） ³⁷

学校統合を機に保育所や老人施設も入る複合施設として学校を整備、運動施設や和室なども地域に開放

- ・ 併設施設は専用入口を設置
- ・ 学校側の地域開放施設の入り口に電子錠を導入、カメラ等も連動で来客を管理



PPP/PFI 等、民間ノウハウや資金の活用促進

施設の新築・改修に際しては、財政負担を軽減するためにも、PPP や PFI をうまく活用することがポイントである³⁸。また、施設の維持管理においても、PPP/PFI のほか、指定管理制度や包括施設管理委託等によってフィットネスクラブ等のスポーツ産業のノウハウを活用することで、日頃から安定した稼ぎを生む収益施設とすることは可能であろう。自治体による条例の整備と入札の工夫により、民間事業者に質の高いサービス提供機会をもって参入するインセンティブを十分に与える学校施設・社会体育施設の整備・運用は可能であろう³⁹。

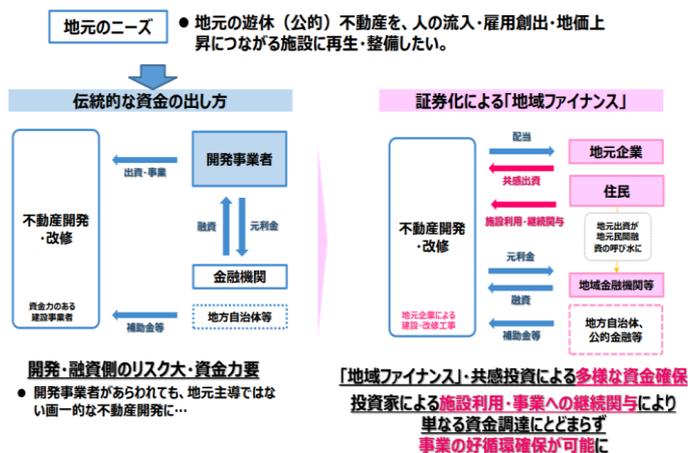
³⁶ スポーツ庁「学校体育施設の有効活用に関する手引き」から https://www.mext.go.jp/sports/content/20200331-spt_stiiki-1385575_00002_2.pdf

³⁷ 文部科学省：PFI を活用した公立学校施設の整備 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/pfi.htm

³⁸ 内閣府 - 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）：PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 4 年改定版）
https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index_r4.html

³⁹ 文部科学省：文教施設における多様な PPP/PFI 事業等の事例集
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650_00001.htm

学校施設等は小規模投資案件であるため PPP/PFI の魅力に欠けるという弱点もあるが、地元企業や地域住民から出資を受けることのできる「不動産特定共同事業」⁴⁰の活用や、複数の施設をまとめて投資を集めることも有効ではないだろうか。また、こうした手法を活用し、施設利用権を付与する等により、必ずしも金銭的リターンに依らない投資家からの投資も考えられるのではないかと。少子化による生徒数減少や市町村合併等の影響により多くの学校が廃校となり、遊休施設となっている施設も多く存在する中、廃校となった学校体育施設を地域スポーツの場として活用し、収益の上がる施設にできる可能性もあり、本事業の活用は十分に検討に値するであろう。



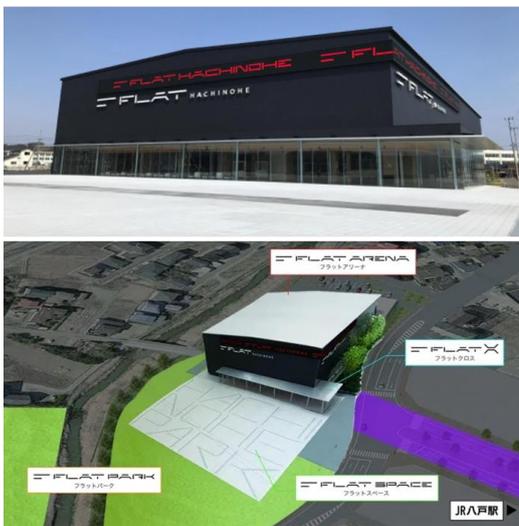
<不動産特定共同事業（FTK）活用の意義（国土交通省 HP）>

（事例3）多目的アリーナ「FLAT HACHINOHE」での不動産共同事業活用事例⁴¹

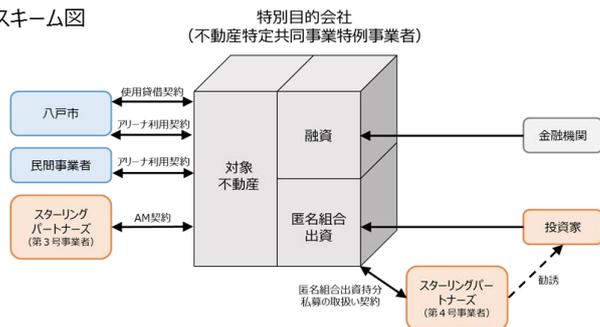
八戸市から土地を無償で借り受け（貸借期間：30年）、不動産特定共同事業（FTK：SPC型特例事業スキーム）により、多目的アリーナ「FLAT HACHINOHE」を開発した事例。年間約7,000時間の営業時間のうち、八戸市が2,500時間分を借り上げ、各種スポーツ大会や練習、学校体育、市主催事業で活用。その他の時間は、民間事業者に貸し出すこととしており、官民が連携した新しい運営手法を採用。

事業概要	
所在地	青森県八戸市（八戸駅西口から徒歩2分）
用途	多目的アリーナ（通年型アイスリンク）
敷地面積／延床面積	15,000.3㎡ / 7,162.2㎡
事業費	約31.9億円

■施設外観



■スキーム図



⁴⁰ 国土交通省：不動産特定共同事業等について https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000263.html

⁴¹ 国土交通省提供資料から経済産業省作成

「総合放課後サービス」が提供される空間に

学校体育施設を含む学校施設そのもの立て替え・新設に際しての複合施設化が進む際に、教育産業やプロスポーツチーム等、様々な事業主体の参入を促すことによって、特にジュニア世代向けには「総合放課後サービス」と呼ぶ新しい付加価値の提供が期待されよう。

さらに、スポーツ指導がいわゆる非認知能力や科学的思考・論理的思考力といった「学力が伸びて行くための素地」に大いに関係するのであれば、地域スポーツクラブに対して対価を支払う際の「保護者の納得感」も高まるのではないだろうか。

小・中・高のジュニア世代に絞って考えても、スポーツ・文化芸術・学習支援などのサービスをワンストップで提供する機能を持てるのであれば理想的であろう。例えばプログラミングを始めとしたデジタルスキルを身につける機会、音楽などのアート活動の機会、学習塾が同居して受験勉強の指導もできるならどうであろうか。また、大学のキャンパスを活用した地域スポーツクラブであれば高大接続型で中高生が大学レベルの研究に触れ、研究の入口に立つ機会も提供できる。

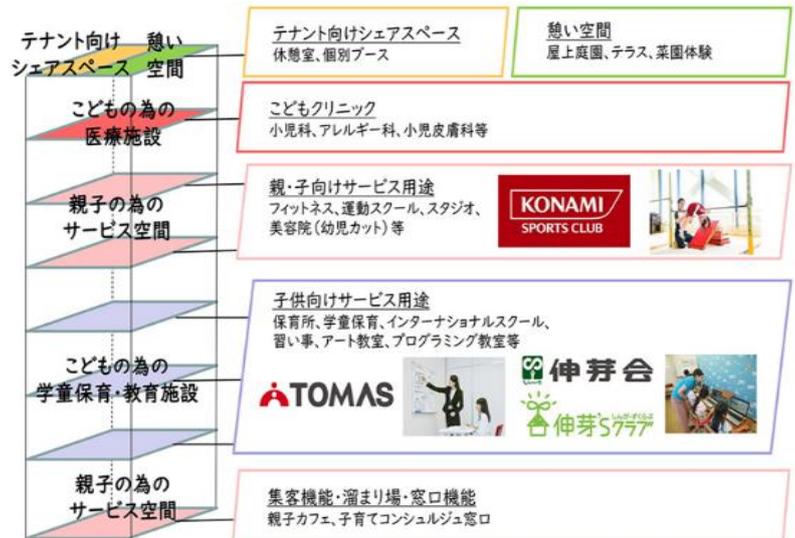
こうした多様なサービスをワンストップで提供できる場であれば、またクラブの活動拠点が中学・高校の校舎や大学のキャンパスなどといった学校施設や、その他の公共施設で展開され、近隣交通機関までの送迎バスの活用等も合わせれば、生徒達の移動やそれによって生じる親の送迎の負担軽減も期待される。

② 「クラブ収益源の多様化」による資金循環の創出

会費、指定管理料・業務委託料、スタジアム運営収入、カフェ・レストラン等の収入

第2章【1】で紹介したベルギーのシント＝トロイデングループ傘下のNPO経営の地域スポーツクラブでは、プロチームの試合日のスタジアムの飲食・グッズ販売の収入が入るほか、カフェやレストランの収入など多様な財源を有している。

地域スポーツクラブが学校体育施設や社会体育施設の維持管理・運営を担う際、現状の5年間程度ではなく、10年間や20年間と言った長期間での指定管理や業務委託を受けられるのであれば、地域スポーツクラブは安定的・基盤的な収入を手にすることができるだろう。また、契約内容によっては、その体育施設において自主事業としてのスクール事業等を実施することも可能になるだろう。



＜コナミスポーツ株式会社×ヒューリック株式会社×株式会社リソー 教育の業務提携による子ども向けワンストップサービスイメージ＞



(再掲) <学校施設内で学習塾が運営できた場合の子どものスケジュール>

また、社会体育施設等の指定管理等については、指定管理者となる企業として事業収支が成り立たないレベルの料金での募集がかかる場合も多いとも指摘されている。受託企業が自らの創意工夫と責任のもと自社のノウハウを活かしたサービスを提供し、その対価として利用料金収入を受け取るコンセッション方式の活用も検討されるべきであろう。そして自治体側も、いたずらに施設整備費や指定管理料を引き下げるのではなく、民間サウンディング等により、企業側の声を聞き、企業側からの提供サービスに見合った整備費、指定管理料、施設利用料を設定することも考えるべきである。

例えば、学校体育施設等の学校施設の老朽化に際し、社会教育施設と学校施設の複合施設としてコンセッション方式により建替え、施設内に飲食店やインキュベーション施設等も入った施設として整備され、利用が集中するであろう休日や平日夜間の施設利用料を引き上げる一方、平日の日中における施設利用料は引き下げることで、体育施設の利用状況の平準化といった改善を図るなど、企業のビジネスマインドも採り入れるようにすることで整備すれば、本章（施策群5）の②で描いたような「総合放課後サービス」が実現できるのではないかと。

企業がスポンサーになる価値をさらに高める

デジタルマーケティングの発達により、プロスポーツクラブとスポンサー企業の連携による新ビジネス創出などの動きに期待が大きくなっている。共通のプロスポーツクラブを支えるスポンサー企業同士のマッチングによりスポンサー企業の経営課題の解決につながることや、更なるアクティベーション（スポンサーに与えられる権利を活用して事業機会を拡大したり、事業課題の解決機会を増やしたりしている状態）につなげることなどにより、地域スポーツクラブがスポンサー企業の売上向上・利益向上のハブとして機能するモデルである。



<第7回研究会 プラスクラス・スポーツ・インキュベーション株式会社 平地様発表資料「スポンサー同士のマッチング」>

地域の異業種企業とのパートナーシップ 例：中国経済産業局「スポコラファイブ」

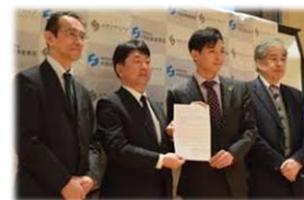
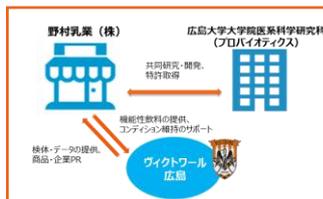
経済産業省中国経済産業局が事務局として2017年よりスタートしている「スポコラファイブ（スポーツ×コラボレーション×5県：ちゅうごく5県プロスポーツネットワーク）」に見られるように、プロスポーツクラブの経営基盤強化のためには、異業種連携による派生事業の成長は重要な鍵になる。

例えば「スポーツ新連携パートナーシップ事業」の1号案件として成立した野村乳業株式会社とヴィクトワール広島と広島大学の連携は、選手が植物性乳酸菌飲料マイフローラを日常的に摂取する中でコンディションとパフォーマンスに関するデータを取得・検証するという事業提携が生まれた。

スポーツ新連携パートナーシップ事業（1号案件）



- スポーツ新連携パートナーシップ事業の1号案件として、野村乳業株式会社×ヴィクトワール広島×広島大学のマッチングが成立（令和2年1月30日発表）。
- 選手が植物性乳酸菌飲料「マイフローラ」を日常的に摂取し、体調やパフォーマンスに関する各種データを取得・検証中。



スポコラファイブシンポジウムにおいて提携合意を発表（2020年1月、写真は中国新聞より）

<第5回研究会二宮委員発表資料「スポーツ新連携パートナーシップ事業」>

ふるさと納税・寄附の活用

ふるさと納税は返礼品等のメリットにより受入額・件数は10年で急激に増えており、活用者は全納税義務者の約10%と推定され、今後さらなる拡大が見込まれる。しかし、年に1回、12月の入金が大半で、金額の見通しが立ちづらい不安定な財源であることや、自治体からの補助金として受け取ることになるため、資金としての自由度が低い側面もあることを踏まえて活用することが重要である。

ふるさと納税にせよ、寄附にせよ、寄附者との最初の接点から寄附につながるまでの動線設計が必須であり、大義の作り方、webマーケティングの知識・ノウハウから、事業管理フローの設計も必要となる資金調達であるため、周到な準備が必要になることは間違いない。

1

寄付金もふるさと納税も獲得するためには、寄付で集めるための大義名分とそれを社会に伝えるための一定のノウハウや経験、リソースが必要である。

2

ふるさと納税は財源としては不安定で、確実性が低い。また、使い勝手についても課題は多く、事業としてやりたいことを自由にやるための財源としては利用しづらい。

3

寄付にしても、ふるさと納税にしても、最初の接点から次の寄付につながるまでの動線設計が必須。そのためには、Webマーケティングの知識、ノウハウや管理フローの設計が必要。

<第10回研究会 NPO 法人フローレンス今井様ご発表資料>

企業版ふるさと納税の活用

一方で、企業版ふるさと納税については、2020年度税制改正において、税額控除割合の引き上げ等の見直しを実施され、その初年度である2020年度の寄附実績については、金額が前年度比約3.3倍、件数が約1.7倍となり、金額・件数ともに大きく増加した一方、全黒字化企業約100万社のうち、寄附を行った企業数は、1,640社で活用率は0.16%に留まる。

スタジアム整備などで資金調達手段の一つとして活用する事例も出てきているところであり、今後の活用拡大が期待される一方、あまり自治体にも活用方法が知られていないとの指摘もあり、活用事例の積極的な周知なども必要であろう。

スポーツデータバンクがうるま市で実施したFS事業では、うるま市が国内初の取組として、教育委員会・学校・地域・民間企業が連携し、部活動指導における技術面の充実と教員の負担軽減となる仕組み・環境づくりを目的として、企業版ふるさと納税を募集した。それによる2021年度の歳入は1,700万円であり、子どもたちの健全育成のためという大義、かつ税制優遇のメリットがあれば、寄附する企業も一定数あることが確認された。

自治体で進める際には、教育委員会のみでは難しく、首長部局と一緒に進める必要があるが、継続的な収益としても、また、初期投資回収の手段としても有効と考えられる。

■ 2020年度税制改正により、件数は約1.7倍増加
一方で全黒字企業約100万社のうち、寄附を行った企業数は、1,640社で、活用率は0.16%に留まっている。



<企業版ふるさと納税の受入件数の推移 (全国計) >

寄附税制の日米比較

米国の寄附市場は世界最大で、日本と比較すると、約5倍（対名目GDP比）の差があり、経済規模を考慮しても、日米の寄附市場の差は大きい。中でも米国は個人寄附が盛んで、人口1人当たりの平均寄附額は10万円にのぼる。これは、文化・制度面が理由なのではないかとの意見も本研究会において出されたところであるが、寄附税制上でのメリットは、個人・法人ともに日本が特別に劣るわけではなく、むしろ、控除額においては日本では税額控除形式（寄附先に応じて一定率税額控除）

が選択可能で、低額寄附層は米国より高い控除を受けられる。一方で、日本は、税制優遇対象となるためのハードルが米国よりも高く、結果として、税制優遇の対象となる寄附先⁴²が少なくなっている。

日本で寄附による税制上のメリットを受けるハードルを下げる（電子化や要件緩和等）検討をすることは、有効と考えられるが、制度悪用とのトレードオフ（米国では、寄附優遇法人の詐欺利用等が問題となっている）になるため、慎重な議論は必要となろう。

■米国の寄附市場は世界最大で日本と約5倍の差がある
中でも、米国は個人寄附が盛んで、人口1人当たりの平均寄附額は10万円にのぼる

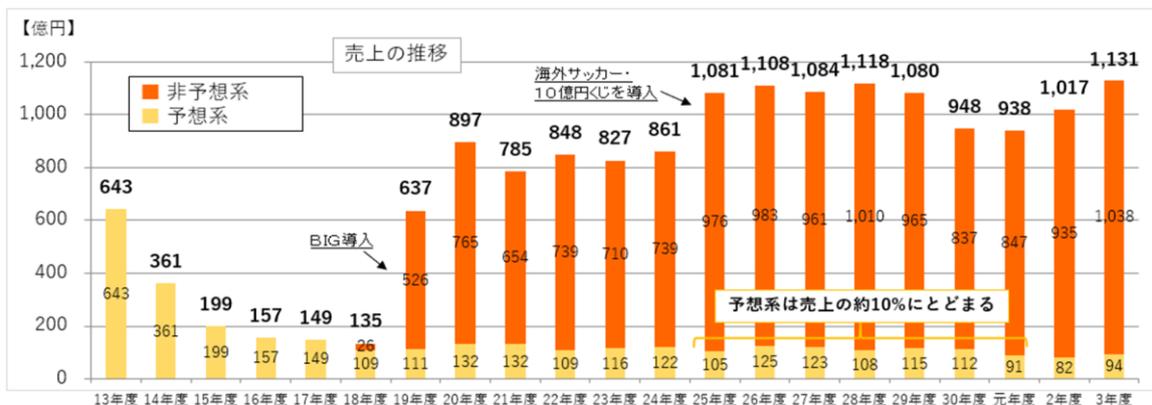
		日本		米国	
全体	対名目GDP比	0.36%	約5倍	1.63%	
	総額	1.9兆円	約19倍	36.4兆円	
	個人	対名目GDP比	0.23%	約7倍	1.55%
		総額	1.2兆円	約29倍	34.6兆円
	法人	対名目GDP比	0.13%	約0.6倍	0.08%
		総額	0.7兆円	約3倍	1.8兆円

＜日本と米国の寄附金額及びGDP比の比較＞

③ スポーツ振興くじの更なる活用からの資金循環

2020年改正投票法への期待

日本では、投票法（スポーツ振興投票の実施等に関する法律）に基づいて販売されるスポーツ振興くじが、これまで様々なスポーツ環境整備の原資を稼ぎ出した。そして、2020年12月の投票法改正により、2022年9月以降はスポーツ振興くじの対象競技にバスケットボールBリーグが加えられ、投票法として、これまでの「全試合結果の予想」だけでなく「単一試合結果の予想」も追加された。これにより、スポーツファンが、試合会場に直接足を運んだり、テレビやスマートフォンから映像で観戦したりしながら、スポーツ振興くじを買って試合結果や順位の予想を楽しみ、ファンとチームのつながりを強めるきっかけが増える可能性がある。



＜スポーツ庁「スポーツ振興くじにおける予想系と非予想系の売上」＞

⁴²公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定のもの（「特定公益増進法人」）に対するその特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金については、寄附金控除等の税制上の措置の対象とされている。また、認定特定非営利活動法人制度における、税制優遇の対象となっている団体はNPO法人50,860社のうち約2.4%の1,231団体である。

民間スポーツクラブで使える「スポーツ・バウチャー」を配布できないか

ここで、「今後さらにスポーツ振興くじが大幅に収益を上げられるならば」という仮定の話になるが、収益金の分配についても工夫の余地が生まれるのではないだろうか。スポーツ振興くじの分配金はスポーツ施設整備や競技団体への支援、総合型地域スポーツクラブの立ち上げ助成等に使われてきたが、今後、学校部活動の地域移行が本格的に進むとなれば、子どもの**スポーツ環境が家庭の所得格差に影響されないための助成金（スポーツ・バウチャー）への用途拡大も検討できないだろうか**。併せて、それを可能にする収益拡大に向け、**スポーツ振興くじの一層の収益確保に向けた魅力的な商品設計の検討が期待される。**

toto法改正によるインパクト

- toto法改正により、スポーツファンには試合を観戦しながら予想を楽しむ新しい楽しみ方を提供できる
- totoの売上はスポーツ全体の振興に寄与するとともに、対象試合開催機構に対する経費支援は、Bリーグ・クラブの財政上大きな助けになる



<第4回島田委員発表資料「toto 法改正によるインパクト」>

（施策群5）学校部活動の地域移行の見通しとの制度的位置づけの早期明確化

上述した4つの施策群を動かす大前提として、「学校部活動の地域移行」についての大方針が早期に明確化され、全国に共通理解が広がることが重要となる。

実際にFS事業でも、“土日だけでなく平日も地域移行するのか”、“部活動が完全に学校からなくなるのか”、“学校教育として提供しなくてもよいのか”、“何らかの財源措置があるのか”など、「国の大方針がはっきりしない中では判断ができない」という学校現場や自治体からの声に多数向き合うこととなった。

スポーツ庁の検討会議では、「休日の運動部活動の段階的移行を進め、その目標時期は令和7年度末を目途とする」という当面の見通しは示された。しかし、「まずは休日から」「長期的には移行すべき」という方針では、学校部活動を地域移行させる側の学校現場も、受け皿を準備するスポーツクラブ産業側も、政策の「本気度」を図りかね、最終形を見据えた学校側の部活動実施方針に混乱をもたらすだけでなく、地域スポーツクラブという地域移行の「受け皿」を担う企業や団体にとっては計画的な事業投資判断が難しい。さらに有償サービス化が進むのであれば、低所得世帯に向けてのスポーツ機会保障策も必要となるのであり、こうした総合的・具体的なビジョンが、文部科学省から早期に明確化される必要がある。

なかでも、以下に述べるように、そもそもの学校部活動の制度的位置づけを明確化することは、関係者間で合意形成に向けた議論を進める上で重要な一歩となるのではないだろうか。

① 「社会教育（学校も担いうるが、必須ではない）」としての位置づけの明確化

スポーツは「生活文化・ライフスタイル」そのものであり、スポーツを「教育」として捉えること自体への批判もあるものの、スポーツを通じて人生全般に転用が可能な学びも得られることも、多くの人にとっては事実でもある。よって、スポーツは豊かな生活文化・ライフスタイルの重要な構成要素でありつつ、重要な学習機会でもあると捉えたい。

しかし、同じ学習機会だとしても、「学校が行う部活動」の法的な位置づけを明確にする必要はないだろうか。

ここで、社会教育法の第二条「社会教育の定義」を素直に読む限り、**教育課程外で青少年に対して行われる組織的な教育活動である「学校部活動」は、そもそも社会教育の一類型**であると言える。

社会教育法（抄）

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「**社会教育**」とは、**学校教育法**（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）**に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。**

一方、学習指導要領や、令和2年9月1日付の事務連絡「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」によれば、**学校部活動は、学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられた活動である**とされ、「**教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある**」「**豊かな学校生活を実現する役割を有**

中学校学習指導要領（抄） 第1章第5の1のウ

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、**学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。**その際、**学校や地域の実態に応じ、地域の**人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の**各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。**

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月1日。文部科学省からの事務連絡）

○学校の働き方改革も考慮した部活動改革の考え方

- ・部活動は、（略）**学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられた活動である。**
- ・部活動に参加する生徒にとっては、（略）**教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。**部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、**豊かな学校生活を実現する役割を有する。**

する」と、その学校教育上の意義が記載されている。部活動にはそうした教育的意義があるにしても、本来は「社会教育（教育課程外の組織的な教育活動）」である学校部活動が、同時に学校教育法に基づき教育課程の編成基準を定める学習指導要領に位置づけられ、教育課程との関連性を担保することも要請されているということが、学校現場の職業倫理的葛藤や、地域移行の受け皿をつくらうとするスポーツクラブでの混乱や遠慮を生じさせていないだろうか。

このことは、スポーツ庁の検討会議でも論点のひとつとして取り上げられ、同会議の提言（令和4年6月6日）において、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得る、また、その理解を促進していく必要がある、さらには、学習指導要領の次期改訂時には、部活動の意義や留意事項については削除すること等も念頭に部活動に係る規定の抜本的見直しを検討する必要があると示されたところであり、次期改訂時の文部科学省による明快な整理が期待される。

【3】4つのクラブ類型：「未来のブカツ」は、運営主体の別なく、多様なスポーツクラブが混在する姿

上述した5つの施策群が整備された先にある、「未来のブカツ」のイメージは、どのようなものだろうか。学校、企業、NPO等の多様な主体が運営する多様なスポーツクラブによる社会教育活動に移行した姿ではないだろうか。クラブ運営の形態としては、株式会社、地域のNPO法人や一般社団法人等（自治体に関与する場合も含む）が運営する「一般法人クラブ」のほか、学校法人やその関連法人が運営する「学校法人クラブ」に大きく分かれるのではないだろうか。

公立中高の部活動は「一般法人クラブ」になり、意欲のある教員は業務委託契約などによって兼業している状態が想定される。私立学校の部活動はそのまま学校部活動として続いているか、または法人が設置したクラブに移行している姿が想定される。

また、全ての種目の中央競技団体（NF）や中体連・高体連が主催する、あらゆる大会の参加資格は「一般法人クラブ」「学校法人クラブ」に区別しない完全な世代別に変わっている姿が考えられる。

	会員の考え方① 所属学校を問わずオープン	会員の考え方② 特定の学校の生徒に限定
一般法人クラブ （公立校部活の変化形） <ul style="list-style-type: none"> 株式会社、NPO法人や一般社団法人等が運営する想定 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ教室、フィットネスクラブ、プロクラブ傘下のスクール、総合型地域スポーツクラブの発展形 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の学校に紐付く団体が、コーチ外部派遣などを受けながら運営する形態
学校法人クラブ （私立校部活の変化形） <ul style="list-style-type: none"> 学校法人（や関係法人）が運営する想定 	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人や、それが関与する法人が、社会教育事業の主体として、「参加生徒の所属学校」を問わず運営 	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人や、それが関与する法人が、社会教育事業の主体として、「自校生徒向け」に運営

終章「未来のブカツ」は全世代型スポーツ環境：豊かな生活文化の土壌づくり

“休日・公立中学”にとどまらない、“その先の未来”（未来のブカツ像）から逆算するビジョン

この「未来のブカツ」ビジョンの役割として、“学校部活動の地域移行の先の未来”を問いかけることを意識した。本年6月にスポーツ庁の検討会議がまとめた提言の主眼は、まず着手すべき「公立中学の/休日の/部活動の段階的な地域移行」に必要な施策群の整理に置かれた。

一方、この「未来のブカツ」ビジョンは、U15/U18 世代型・全世代型の「未来のブカツ」のイメージを提案することにより、現在先行きに不安を感じながら「部活動の地域移行問題」に対応している全国各地のスポーツ関係者や自治体・学校関係者による検討の一助になるよう、議論の素材を提供する趣旨でまとめた。

教育・スポーツ行政における政策意思の明確化と積極的な取り組み、そして、スピード感をもった浸透

多様で持続可能なスポーツ環境を生み出すために必要な政策は何か。FS 事業で明らかになったことの一つは、学校現場や自治体は、学校部活動改革は教員の働き方改革との関係で喫緊の課題でありながら、今まで学校で当然に提供されていたものを変えていくことは「行政サービスの改悪」と取られかねないといった懸念から、他自治体との横並びを見て慎重にアプローチせざるを得ない構図である。

このような場合、国の出す方向性は、見通しのはっきりした強いものである方が動きやすい。スポーツ庁の検討会議では「令和5年度から休日部活動の段階的地域移行」「令和5年度から3年間を運動部活動の改革集中期間として位置づける」「各地方公共団体においては、この計画に基づき改革集中期間に地域スポーツ環境整備のための取組を重点的に行っていくことが必要」という方針は示された。しかし、その方針のみでは、政策目的を十分に理解できずいたり、平日の部活動の今後の方向性が必ずしも明らかでない中、何から始めていいのか、どのようなスケジュール感と本気度で進める必要があるのか、混乱している学校現場や自治体も少なくないとの指摘もある。地域移行の「受け皿」を担う企業や団体からすれば、さらに視界不良であり、将来を見通した計画的な事業投資判断が引き続き難しい。

まずは、国民的理解を早急に進め、「公立中学校の休日の段階的地域移行」の先にある姿を明確に打ち出すことが重要ではないだろうか。また、有償サービス化が進むのであれば、今後、低所得世帯のスポーツ機会をどのように保障していくか、という見通しも、同時に示す必要がある。国による、地域における運営団体・実施主体の整備、指導者の確保や参加費用負担について当面の集中的な支援とともに、長期的な見通しの提示が望まれる。

学校部活動改革を契機としたスポーツ環境の再構築は、国民理解の浸透や受け皿となるスポーツクラブの整備など、現実的には徐々に進むものであり、一気に変化するというものではない。しかし、FS 事業からも見て取れたように、この問題の難しいところは、例えば、活動場所が確保できたとしても出場できる大会環境が整っていないければ新しい活動体制は構築できないということや、受け皿になりうる地域スポーツクラブがあって、コーチが十分に確保できたとしても、移動手段がないことには活動はできない、場所も人も移動手段も用意できたとしても、所得格差を埋める財源がなければ機会格差が生まれるなど、第4章【1】で掲げた施策群のいずれかが欠けると、現場での議論や検討自体を立ち止まらせてしまうという点である。つまり、これらの施策は、相互に作用する土台であり、学校部活動改革を契機として U15/U18 世代のスポーツ環境を再構築するためには、第4章【1】で掲げた必要施策を全て短期間に整備することが必要であり、それによりようやく、地域の実情に応じた段階的な変革が進み出すのではないかと。

この「未来のブカツ」ビジョンがそのような変革を進める上での議論の材料となり、検討に留まらず実証事業や具体的な検証といった、試験的実働を通じて成果や課題を抽出し、それらからの気づきを一種のエビデンスとした新しいU15/U18世代のスポーツ環境の発展的な整備に繋がることを期待する。

【参考1】本研究会で取り上げた、国内で先行するスポーツ環境改革の事例

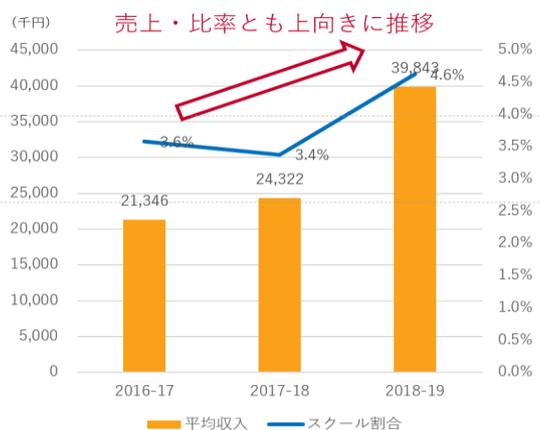
（1）Bリーグ（プロバスケットボール）のクラブが主催するスクール事業

全国38都道府県にあるBリーグ所属のプロバスケットボールクラブでは、次世代エリート選手の育成の場としてユースチームを有するほか、一般向けのスクール事業を展開している。スクール事業は各クラブにとっての貴重な収益源であり、売上高の水準も、その営業収入全体に占める割合のいずれも上向きに推移している。

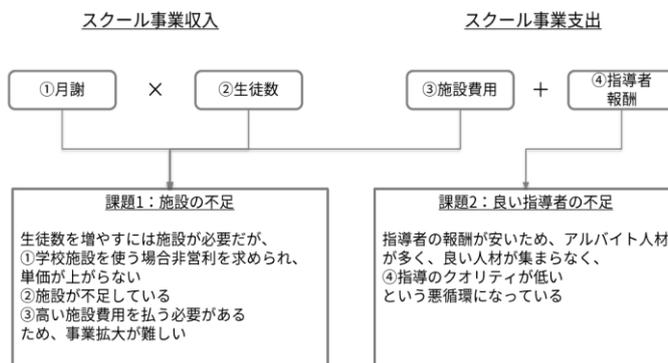
バスケットボールを「楽しく、正しく学べる」からという理由で、「厳しい」学校部活動の環境ではなくスクールを選んで通ってくる子どもたちは多く、社会貢献的な意義が大きい。プロクラブの経営面でも、子どもの頃からのファンづくりにより、ユニフォーム購入や親子観戦によるチケット購入に潜在的に貢献するというインパクトを与える仕組みになっている。

しかし、こうしたスクール事業においては、「安価に利用できる施設の不足」が事業拡大のボトルネックになっていると指摘され、そうした事業拡大の難しさが収益性向上の限界につながり、「指導者に支払う報酬とクオリティを同時に向上させる上での限界」にもつながるといふ。つまり、スクール事業収入（＝月謝×生徒数）とスクール事業支出（＝施設利用費＋指導者報酬）の差分が収益にあたるが、生徒数を増やすには施設が必要になる。しかし、①**多くの自治体において学校施設を使用してスポーツ教室を開催する場合には条件として「非営利団体が運営する事業であること」といった求められる実態があり、株式会社形態のプロのスポーツクラブは門前払いになってしまう。**また、②**使用できる学校施設の絶対数が不足しており、③代替施設を使おうとすると利用料が高く採算が取れなくなる、**といった制約がかかり、事業拡大が難しい現状がある。

B1クラブ平均スクール事業収入と営業収入に占める割合



＜Bリーグスクール事業の事業収入推移＞



＜Bリーグのスクール事業の収益構造と課題＞

（2）大学のスポーツ施設や指導者を活用したクラブ（ワセダクラブ）

スポーツの普及・振興事業を行い、青少年の健全育成や市民の健康増進、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、早稲田大学内部に2003年に設立されたNPO法人がワセダクラブである。早稲田大学が保有する施設やノウハウ等を活用し、大学の体育会各部や協賛企業とも連携しながら運営されている。

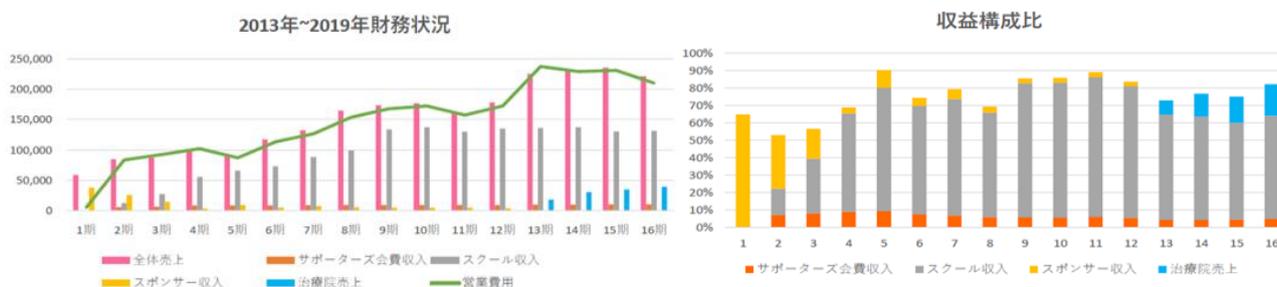
このクラブが発足したきっかけは、2002年に立ち上げた「スポーツメナ研究所」における、「大学と民間企業が連携することで地域スポーツクラブが成り立つか」「大学のブランドイメージを使ったスポーツ関連ビジネスはいかに実現するか」についての研究であった。その成果として、このクラブは発足した。

このクラブで行われる競技の数は、徐々に増えていき、**現在では子どもと大人を合わせて2000人程度が在籍し、様々なスポーツに親しんでいる。子どもの競技は16競技（ラグビー、サッカー、チアリーディング等）、大人の競技は9競技（ラグビー、アメフト、ゴルフ等）**である。ここでのサービス従事者は、早稲田大学生のアルバイトが大半を占めている。また、2005年にワセダクラブ北信越支部、2009年には関西支部を設立。**2015年には、スポーツはケガが伴うことから、リハビリを中心とした鍼灸接骨院を立ち上げ、2020年からは学習塾も開業**をしている。

- 2002** スポーツメナ研究所設立
当時のオフィシャルスポンサーadidasも参画し、クラブの実現について研究を重ねる
- 2003** WASEDA CLUB設立
参画Div: 4競技 協賛企業: 7社
- 2005** WASEDA CLUB 北信越支部設立
参画Div: 4競技→10競技へ
- 2007** 世界初 ダウン症レスリング大会開催
参画Div: 4競技→8競技へ
- 2009** WASEDA CLUB 関西支部設立
参画Div: 8競技→16競技へ
- 2015** WASEDA CLUB接骨院鍼灸マッサージ院開業
- 2020** SPORTS × STUDY 補講塾開業

＜ワセダクラブのあゆみ＞

このクラブの設立当初は収入に占めるスポンサー収入の割合が多かったが、現在は学校の会費収入とサポーターズ会費収入に加え、接骨院・鍼灸院の売上が収入源となってきた。基本的には大学生が使用しない時間に大学の施設を利用してクラブ活動を実施しているため、活動場所を安定して確保できないことや、サポーターズクラブ会員の継続確保などは課題となっている。しかし、大学を中心としたスポーツクラブのモデルとしてとして、特にスポーツ系や医療系の学部を有する大学における学生の出口整備という意味でも、全国へ広がっていくことを目指している。



＜ワセダクラブの財務状況、収益構造＞

(3) 学校施設を社会体育施設化して活用するクラブ（ソシオ成岩スポーツクラブ）

「学校の部活動」から「街の部活動」への移行により、地域の子どもたちを地域ぐるみで育てるべく、1995年に成岩地区少年を守る会を母体として「成岩スポーツタウン構想」を提唱し、「学校週5日制」を視野に学校と地域が連携して立ち上げられたのが、愛知県半田市にある「ソシオ成岩スポーツクラブ」。2002年に法人化され、設立当初は、中学校の空き教室をクラブハウスとして活用し、中学校の学校体育施設を活用したクラブ運営がなされていた。

しかしその後、**学校体育施設の老朽化に伴う建替えにあたり、学校体育施設として建替えるのではなく中学校の敷地の中にクラブハウスを併設した「社会体育施設」として整備されるに至った。**こうして中学校の敷地の中に建設された「社会体育施設」を、NPO法人ソシオ成岩スポーツクラブが指定管理者として運営し、学校とソシオ成岩スポーツクラブが共同で利用している。クラブハウスには、カフェやジャグジー等も併設され、地域住民の憩いの場になっている。



〈ソシオ成岩スポーツクラブ 施設〉

当初はボランティア主体で始められたこのクラブだが、現状では年間7,000万円規模程度の事業体として運営されている。**経営は、地域住民の13%にあたる約2,900名のソシオ（協賛会員）が持ち寄る協賛金が財政基盤となっており、国内外のトップスポーツを経験した元アスリートを含む5名の常勤スタッフを雇用する（この他ボランティアアシスタントは53名）**ほか、経済的に恵まれない家庭の子どもたちへのクラブ扶助制度（就学援助制度の要保護・準要保護にあたる家庭に対する会費の全額扶助制度）も備えている。今後、短期的展開として自己投資による施設の高機能化や、会員数目標を地域人口の15%まで引き上げることを目指している。現在、約2,900名のソシオ（協賛会員）のうち、「未就学児と小学生・中学生」（40%）とその親世代に当たる「30～40代の大人」（38%）が会員の大宗を占める。

小中学生の多様なニーズに応える取り組みとして、中学校部活動にはない種目も含め、陸上・硬式テニス・チアリーディング・ホッケー等の種目を提供しており、特にバスケットボール・バレーボール・硬式テニス・ホッケー等の種目ではアスリートによる質の高い指導を受けるプログラムも実施している。クラブで育った子どもたちには学校を卒業しても「引退」がない。そして、大人になって指導者としてクラブに戻ってくる好循環も生まれてきた。

(4) フィットネス企業が指定管理者として管理運営するクラブ（ヴィスポことひら）

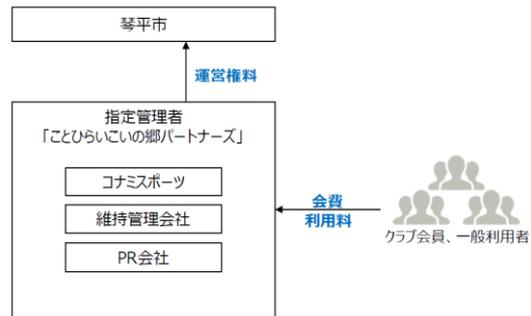
香川県琴平町の総合型地域スポーツクラブ・ヴィスポことひらでは、コナミスポーツ株式会社が体育館や屋外グラウンド等を指定管理者として運営管理する他、総合型地域スポーツクラブの運営も担う形態でマネジメントされている。

ジュニア世代向けには小学校の水泳指導や高校の部活動指導、さらに近隣の地元宿泊施設と連携して地域外クラブの合宿誘致も展開しており、シニア世代向けには介護予防のための運動指導等、幅広い事業を展開している。町民の6.3%に当たる900名が会員であり、地域コミュニティの交流の場としても機能している。

自治体としては民間企業ノウハウを活かした効率的な施設運営と高いサービスレベルによって、住民福祉の向上・スポーツ振興・地域交流を財政負担の軽減と併せて実現することが狙いである。コナミスポーツとしては、スポーツクラブの会員からの月額利用料収入を確保しつつ、地域におけるインストラクター養成の研修プログラムを導入して自社スポーツクラブと同等のサービスレベルを実現し、自治体のニーズに応えている。



運営スキーム：指定管理者 ※事実上のコンセッション



<グアイスポことひら 外観・運営スキーム図>

(5) スタジアムを活用し、地域企業・住民が支えるクラブ（アザレアスポーツクラブ）

アザレアスポーツクラブは、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会のレガシーとなるべく、（その1年後には日本代表が強豪アイルランド代表を撃破する場となった）静岡県小笠山運動公園（エコパスタジアム）を拠点に、2018年11月に設立された総合型地域スポーツクラブである。



■AZSCスポンサーおよび後援会法人会員
(2020年9月末現在)

SPONSOR	
GOLD PARTNER	静岡銀行 静岡新聞 SBS Suzuyo YAMAHA YAMAHA
SILVER PARTNER	NEFFUL 丸明建設株式会社 RSTC アザレア・スポーツクラブ後援会
OFFICIAL PARTNER	味の素 アスリートフードマイスター 遠州トラック 小笠山運動公園 ZEC-CIA SWITCH 遠電バス株式会社
OFFICIAL SUPPLIER	adidas X-PLSION ERANSON CRYNATICS TOELL magniMax
REGIONAL PARTNER	笠岡市立総合病院 静岡産業大学

後援会 法人会員	
株式会社数/道	遠鉄グループ
おいもや Group	アザレア・スポーツクラブ
サンワNETS	静岡クラブ
原キャラクター	HSBSプロモーション
梅トロー	遠州中央農業協同組合
おの耳鼻咽喉科	掛川グランドホテル
掛川市森林組合	カワサキ工業
梅車栄グラフィック	美三製菓作所
新ジェイ・ブロッカ	美樹木建設
STUDIO ONE	※サニタリー・フ つま恋リゾート彩の郷
豊田肥料㈱	トヨタ緑園㈱
浜松学園中学校・高等学校	HAREL ㈱
梅ビー・フラット	新藤田工務
梅田田保博㈱	新ハケ代産業
Yamaguchi Design	

<アザレアスポーツクラブのスポンサー一覧>

スポーツクラブ・大学・医療機関・企業・行政の協働によるまちづくりの実現を目的に、「複数のトップレベルスポーツを持つ地域スポーツクラブとしての潜在価値を地域と共有すること」をクラブの存在意義として掲げている。スポーツ支援活動を通じて①地域のスポーツ文化の象徴になるよう尽力（トップスポーツ支援）、②地域の健康的・文化的ライフスタイルの創成（スポーツ地域普及）、③地域経済活性化と地域密着度拡大を目指す（スタジアム集客活動）という3つのミッションを掲げている。

「アザレア・セブン」という女子7人制ラグビーチームや、「アザレア・ナイン」という女子野球チームを保有しており、また、アザレア・キッズスポーツ、アザレアガールズプログラムなど「女性と子ども」に特化して事業を展開していることが特徴である。

地域共生を理念として掲げており、エコパスタジアムという地域のシンボルを拠点に活動を行っている。また、スポンサーには静岡銀行や静岡新聞をはじめとした地元企業が多く、GOLD PARTNER、SILVER PARTNER という区分けに応じて年会費や会員特典を設定し、持続可能な経営基盤を確保している。

（6）外部指導員がマネジメントする学校部活動クラブ（聖学院中学校高等学校）

聖学院中学校高等学校では、「主たる業務である授業に注力できる体制」を作るべく、「顧問教員の熱意で運営してきた部活動」を「学校全体で組織的にマネジメントする部活動」へとリデザインすべく部活動改革を開始した。毎日8時15分開始で生徒の最終下校時刻は18時30分だが、放課後にはクラブ顧問業務のほかに授業準備、家庭連絡や各種会議、さらに新学習指導要領対応の準備など教員の負担が増えていた。このように**1日10時間以上の労働が前提となっている教員の働き方改革を進める上で、「学校部活動」に大きくメスを入れた。**

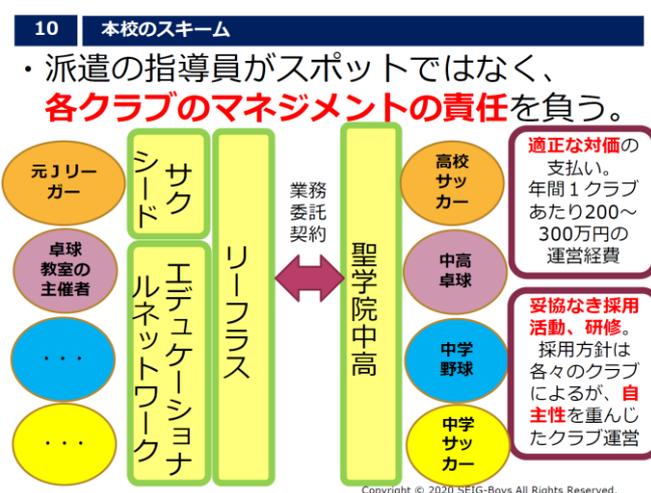
もともと、学校の中には、「先輩教員の部活動顧問としての思いが強かったクラブであるほど、現在の教員では引き継げない」という課題があった。そこで教員に対して「働く中での負担感調査」を実施し、一生懸命にクラブ顧問を頑張ってきた教員を含めて実態把握を行った。その結果を受けて校内プロジェクトチームが発足し、理事会の説得にも成功したため、学校が初期費用を全て負担する形でこのプロジェクトはスタートした。

まず、高校サッカー部、中高の卓球部に対してリーフラス株式会社から外部指導員（元Jリーガー、卓球教室の主催者等）を入れ、スポット指導の形ではなく、適正な対価を支払って各クラブのマネジメントの責任を負う契約となっている。これを、1クラブあたり年間200～300万円の運営経費でスタートさせた。

良質な指導員の供給を継続して受ける仕組みとなっており、指導員の質に問題がある際には交代してもらうこともでき、指導員が問題を起こした場合はリーフラス株式会社側に損害賠償を請求できる契約になっている。このため、教員としてはこれまで高度に求められてきた安全配慮義務を負わなくて済むようになり、従来は当たり前のように行ってきた教員の部活動顧問業務が可視化され、**教員のクラブ活動に関与する時間と精神的負荷が軽減され、時間外労働・連続勤務日数規制（連続6日）からも解放されることになった。**

生徒へのアンケート・ヒアリング調査によれば、「コーチの指導を受けて、技術やチーム力の向上を実感している」と答える生徒が56%から95%に上昇し、「もっと上手になりたい、成長したいと思っている」という生徒の割合が78%から89%に上昇しており、効果がでていることが確認できている。

このシステムを回す上での絶対条件は「生徒の満足度を下げない」ことであり、最も重要なのは継



<聖学院中高等学校のクラブ活動改革スキーム>

続性である。それを担保するためには十分な資金の確保による、良質な指導員の継続確保が必要になる。今後、学校内での経費全体の見直しや PTA や同窓会からの支援、学校の体育施設に設備投資をした上でのスクール事業向け貸し出し、ユニフォームへの企業ロゴ活用など、資金集めのためのあらゆる可能性を模索できるという問題意識が示された。

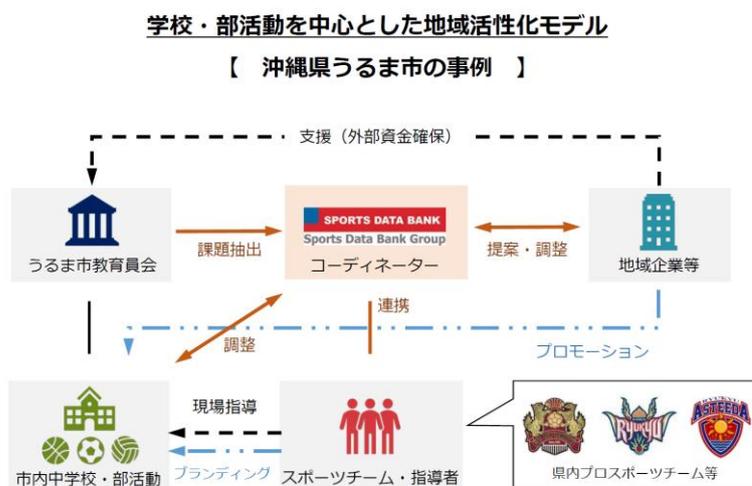
（7）企業支援型の学校部活動クラブ（沖縄県うるま市教育委員会）

2017年2月より沖縄県うるま市では学校部活動の民間委託モデルをスタートした。「うるまモデル」の特徴は、活動が自治体からの予算ではなく、地域の企業等からの支援（企業が学校内での PR やサンプリングを実施することを条件に学校部活動に協賛する形）によって運営されている点である。

スポーツデータバンク株式会社が事業設計や指導者のマッチング・マネジメントまでコーディネートし、指導者（元 Jリーガー、元 Bリーガー、大学野球部監督経験者等）が学校現場でクラブ指導に当たる。市内2校6クラブで始まったこのモデルは、2020年度からは9校27クラブでの実施に発展し、今後の自走化に向けた企業協賛モデルの広がりを模索している。

Ver.3.0 民間委託モデル

スポーツデータバンクグループ



< 沖縄県うるま市での民間協賛型部活動 >

協賛企業群の中には、まず「県内プロスポーツチーム」という一群がある。

サッカーJリーグの FC 琉球やバスケットボール Bリーグの琉球ゴールデンキングスなどのクラブとしては、地域に根ざしたクラブ運営の土台になるジュニア世代との接点づくりに関心が強い。

さらにもうひとつ、一般の「地元企業」という一群がある。これらは、学校内でのダイレクトマーケティングを行う機会と地域の子どもたちへの支援を行う会社というブランディング機会に価値を感じる地元企業群である。企業が CSR のみを目的として学校部活動クラブ支援を行うのは難しく、教育委員会・学校が認める種類の製品・サービスに限定はされる前提で、学校内での企業プロモーションを行える仕組みの構築を目指している。

（8）地域内での合同部活動モデル（磐田スポーツ部活：静岡県磐田市教育委員会）

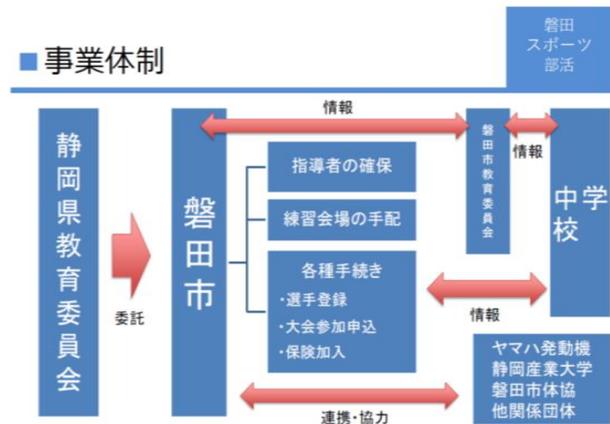
静岡県磐田市では、市内の中学生スポーツ活動の機会充実と教職員の負担軽減、そして学校部活動の枠を超えた企業・大学等地域内スポーツ連携の促進を目的に3種類の事業が展開されている（磐田スポーツ部活）。

これは自治体主導で進められて来た事業であり、企業や大学等と連携した地域部活動のモデル事業を行い、在籍する学校に希望する競技種目が部活動として存在せず、「やりたい競技」と「できる競技」が一致しない環境にある生徒に対して、競技レベルに応じた専門的指導や新たなスポーツ活動場所の提供やスポーツ塾、体験教室を提供されている。

自治体の社会体育施設や企業保有施設を活用し、「部活」として陸上競技とラグビー、「スポーツ塾」として卓球や男子バレーボール等の指導を実施している。ラグビーでは地元のプロクラブの指導者が指導に当たり、陸上競技部では大学陸上部 OB が指導を担当している。市（磐田市）が、各競技の指導者との連絡調整を行うとともに、保険加入や大会出場手続き、学校行事等にも配慮した日程調整を行うことで運営されている。

区分	概要
部活	学校に希望する部活がない生徒に対して、活動の場を定期的に提供するため、必要な合同部活を設置する。
スポーツ塾	学校の部活に所属している生徒、あるいは他の部活で活動しているが興味・関心がある生徒を対象に、競技レベルに応じた専門的な指導を行う。
体験教室	新たなスポーツの体験を希望する生徒に対して、学校部活の他に、スポーツ教室等を開催する。

<事業内容>



<事業体制>

(9) 欧州の原点に学ぶ日本のクラブ（YC&AC 横浜カントリー & アスレチッククラブ）

欧州の地域スポーツクラブには共通する5つのポイントがあると指摘される。まず、①地域住民の生きがいの場や、②子ども達の社会教育の場であり、学校教育からは切り離された存在である点である。そして、③スポーツクラブが地域住民の誇りとなることや、④公共の施設・土地を有効活用しており、⑤地域の活性化にも繋がっている点である。地域住民の自主的運営や、運営費の獲得努力により、毎年日本円で数億円規模の収益をあげるようなスポーツクラブも存在し、地域密着型のサービス業のひとつであると言える。

例えば、フランスのボルドーにある Girondins de Bordeaux は東京ドームの8倍の広さの土地の中に複数のサッカー場やテニスコート、インドア施設等を保有している。クラブハウスには宿泊施設や、レストラン、サウナ等も完備されている。これは欧州の各地にある典型的なスポーツクラブだが、こうしたクラブには長い歴史があり、地域住民の充実したスポーツ環境の基盤であり、住民たちは子どものころから、そして大人になっても、生涯にわたってここに通い、スポーツに親しむ。欧州のスポーツクラブが全てこのように広大な土地とたくさんの施設を保有しているわけではなく、学校の土地の上に立てられた施設や、公営のスポーツ施設の中で運営されるスポーツクラブもあるが、全てに共通しているのが「地域に密着し、住民が低料金で生涯を通じてスポーツを楽しむことが出来る」ことである。

<公益社団法人 横浜カントリー & アスレチッククラブ>

- ・ 会員数：550人(投票権を有する数)
- ・ 家族会員 & 一般：18,000円/月¹⁾
(クラブへの貢献度等により変動あり)



<YC&AC 横浜カントリー & アスレチッククラブ>

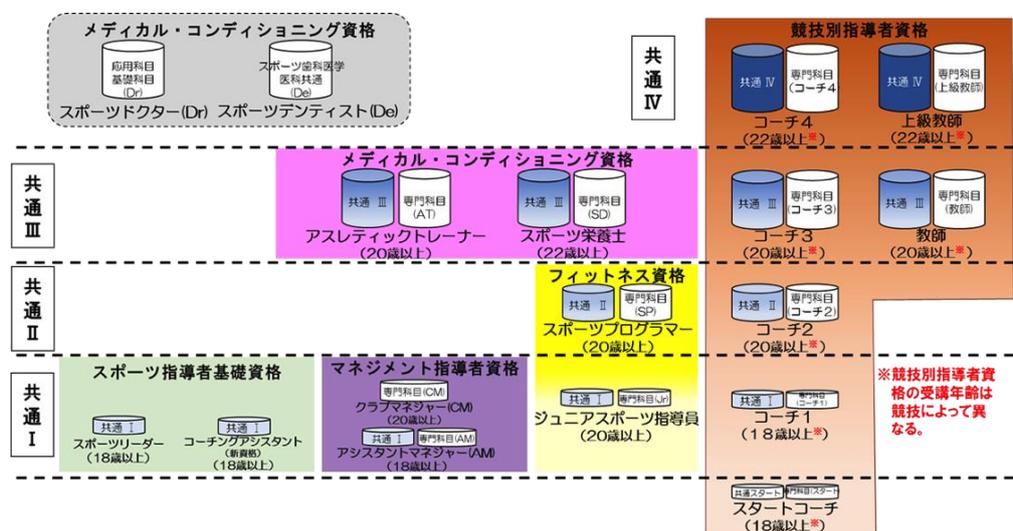
日本にも、欧州の原点に学んだ古い歴史をもつ地域スポーツクラブが存在している。公益財団法人横浜カントリー & アスレチッククラブは1868年に設立され、150年も経つ、現在も約550人の会員を抱え運

営されている。クラブ内で複数のスポーツが楽しめるほか、レストラン・バーやボールルーム（ダンス・パーティ会場）なども存在し、会費収入とともに、その事業収入が収入の大部分を占め、クラブハウスは地域のコミュニティ拠点となっている。

【参考 2】本研究会で取り上げた、コーチ育成プログラムの事例

（1）日本スポーツ協会（JSPO）の公認スポーツ指導者資格

日本スポーツ協会（JSPO）が各競技団体等と協同認定している公認スポーツ指導者資格は、各競技団体等と連携してカリキュラムが作成され、競技や資格の特性を踏まえたものとなっている。また、2019年には、いわゆる「人間力」と称する「思考・判断（スポーツの意義と価値の理解、コーチングの理念・哲学等）」と「態度・行動（対自分力、対他者力）」に関する内容の比重を増やしたカリキュラム「モデル・コア・カリキュラム」の内容を反映するため、カリキュラムや講習形態が変更されている。なお、競技によっては、チームの大会出場資格において、チーム指導者は公認スポーツ指導者資格の有資格者でないといけないとされるなど、その積極的な活用は広がっている。



＜第 8 回研究会 泉オブザーバー発表資料「公認スポーツ指導者資格」＞

例えば、日本オリンピック委員会（JOC）が各競技種目のトップコーチ・スタッフを対象に実施しているナショナルコーチアカデミーの受講条件は、2021年度からは「原則、JSPO 公認コーチ 3 または 4 をもっていること」となっている。また、2016年のリオオリンピックの代表コーチ等における資格保有率は水泳・サッカー・テニス等で 100%になった。国民スポーツ大会においては、監督への公認スポーツ指導者資格の保有が義務づけられているほか、各競技の（中央競技団体）レベルでも、水泳・ホッケー・ソフトボール等では国際大会帯同コーチに資格保有を完全義務づけしたほか、バレーボール・バスケットボール・自転車競技では一部大会での義務づけがされた⁴³。

一方、民間のフィットネス事業者やスクール事業でも独自のライセンスや研修制度を整備し指導者を育成しており、独自に発展し続けている。以下、事例を紹介する。いずれもビジネスとして提供されるサービスであるがゆえ「学習者を飽きさせない、学習者視点」に立ちやすいことに加え、スマートフォンを通じて動かす EdTech（学習用の

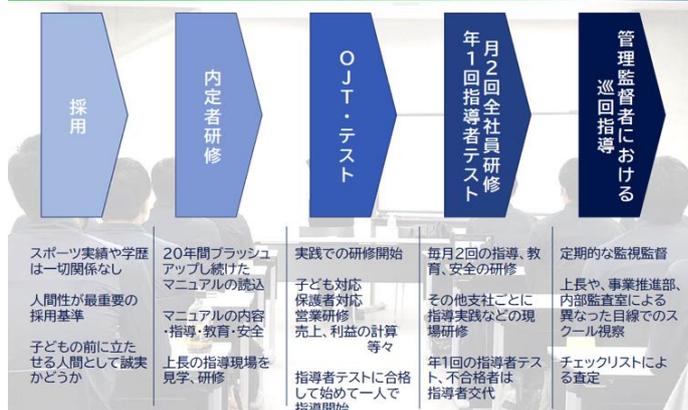
⁴³ 一方で、JSPO 公認スポーツ指導者資格以外に、様々な団体が資格認定を行っているが、資格の中には、資格試験の水準にバラツキがあったり、更新制ではないため資格取得後のメンテナンスが難しかったりする資格も存在している。さらに、そのような資格においては、セクハラやパワハラ等不祥事をおこした場合でも処罰に関するルールがなかったり、ルールがあったとしても内容が軽かったりといった点などは、今後の課題として指摘されている。

デジタル・テクノロジー)の要素を取り入れることで、「いつでもどこでも、分かるまで学べるサービス」に進化しているものもある。

(2) リーフラス株式会社における指導者研修制度

学校の部活動支援や体育授業支援、スクール指導や放課後等デイサービスや学童保育でのスポーツ指導を行うリーフラス株式会社では、指導者研修制度を設けてサービス提供をしている。入社時点では「子どもの前に立たせる人間としての誠実さ・人間性」が最重要の資質でありスポーツ実績や学歴は一切問わないが、内定者研修の段階から派遣現場でのOJT(On the Job Training)を通じて子ども対応・保護者対応、営業スキル、売上・利益の採算性といったビジネス感覚を習得したのち、指導者テストを経てはじめて「独立した指導者」になり、その後も年1回の指導者テストの合否査定があり不適格な場合は指導者交代となる。スクールごとに事業推進部門や内部監査部門など異なる視点からの各スクールの視察や査定が入る仕組みもある。

参考:リーフラスの研修制度



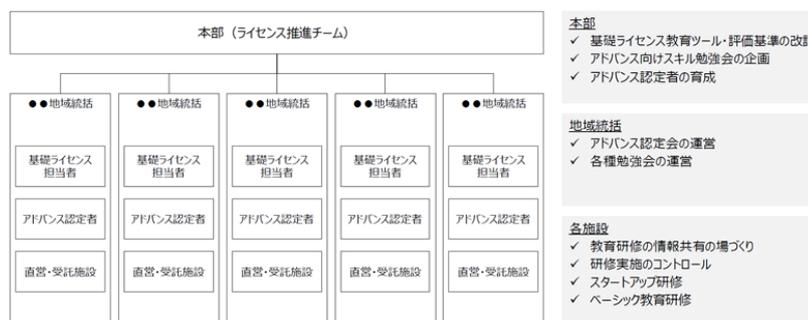
<リーフラス株式会社における指導者研修制度>

(3) コナミスポーツ株式会社における指導者人材育成体制

コナミスポーツ株式会社では、スポーツクラブ運営にあっては、①スポーツにおける専門性のみならず、②サービス業として、かつ、指導者として基本的な知識・マナー2つの観点から人材の育成が必要であるとの方針の基、必要な能力・スキルの習得度によりライセンスを6段階に分け、それぞれのライセンスにおける到達点を網羅的かつ詳細に定義し、組織的に評価をすることで提供するサービスの品質を標準化している。社内でのライセンスのグレードつけも行い、全社的な人材育成体制を構築するとともに育成のノウハウを共有している。また、テクノロジーの進化により、オンライン講義を活用した指導者育成や、スポーツ指導も可能となっていることから、指導者同士での指導方法等のシェアも広がりつつある。

コナミスポーツにおける組織的な人材育成体制

当社はスタッフのスキルアップを促進させるために施設を横断した全社的な人材育成体制を構築すると共に、人材育成のノウハウを共有し効果的な育成につなげている。



<コナミスポーツ株式会社における人材育成体制>

(4) 株式会社デポルターレ・テクノロジーズにおける“健康を促進・触媒する人”の育成

株式会社デポルターレ・テクノロジーズでは、東京西麻布のデポルターレクラブでトップアスリートやアーティスト、会社経営者達のコンディショニングに携わり蓄積した10年間のナレッジを、デジタルの力で拡散する事業「ヘルスケアカリストカレッジ」を2021年から開始した。この事業は、スマートフォン等のデバイスを通じたeラーニングをベースにして、トレーナーのほか医師・アスリート・経営者等によるオンライン授業・セミナーの受講と資格認定試験を行い、人々に寄り添い働きかけ、トレーナーと顧客との間の「約束と習慣」を基盤に健康管理のエキスパートとして働く人を「ヘルスケアカリスト」として民間資格を付与するもの。この事例では、資格取得後にも、常に進化する最先端のナレッジをアップデートして提供することのみならず、カリスト同士が切磋琢磨する研修やコミュニティ、就労機会の提供も実施を予定している。「1人あたり40人のケアをするカリストが300万人生まれれば日本国民全体をカバーできる」という構想をもつが、同じような発想で学校部活動や地域スポーツクラブで仕事に当たる資質をもつ人材を広げることが可能かもしれない。



＜株式会社デポルターレ・テクノロジーズにおける“健康を促進・触媒する人”の育成＞

(5) 株式会社 STEAM Sports Laboratory における指導者育成プログラム

経済産業省「未来の教室」実証事業で株式会社 STEAM Sports Laboratory が委託事業として開発してきたプログラムも、学校体育や学校部活動、地域スポーツクラブの現場において STEAM 学習機会を提供できる指導者を育成するプログラムになっている。スポーツの2大特性である「遊び」と「競争」の要素から、子どもたちの能力開発をより科学的に行いうる仕掛けづくりと言える。「遊び」ゆえに興味関心を喚起しやすく「競争」ゆえに結果と原因のフィードバックが明快で豊富であること、身体運動と思考活動は深く実は連携しておりスポーツでの学びは人生に多様に転用可能なことを踏まえ、スポーツを通じて考える力を養う「数理的に現象を把握し自ら問いをたてる動作解析/データ解析、科学的知見を踏まえて考えるコンディショニング、戦略思考（サッカーのパスや野球の打順、ラグビーの戦略などのシミュレーション他）、チームビルディング」等のプログラムを提供している。



<株式会社 STEAM Sports Laboratory における指導者育成プログラム>

(6) 海外でのスポーツ教育プログラム (First Tee/Jr. NBA Asia)

海外では、人間形成と、競技を楽しむことに重点を置いたスポーツの育成プログラムが存在する。First Tee プログラムは、生きていく上で必要な能力（ライフスキル）をナイン・コア・バリューと呼ばれる9つの重要な価値観として示し、ゴルフを通じた人間形成に主眼を置いている。また、Jr. NBA Asia プログラムは、子ども達だけではなくコーチを継続的に育成するプログラムも提供している。

海外スポーツ教育事例

UNITED SPORTS FOUNDATION ONE WORLD, ONE TEAM

■ The First Tee : 特定非営利法人ザ・ファースト・ティ・オブ・ジャパン
ライフスキル（生きていく上で必要な能力）
ナイン・コア・バリューと呼ばれる9つの重要な価値観

■ Jr.NBA asiaプログラム

jr. nba asia

S スポーツマンシップ
T チームワーク
A ポジティブな姿勢
R リスペクト

CORE VALUES
TEAMWORK RESPECT DETERMINATION COMMUNITY

<The First tee/Jr. NBA asia>

【参考3】「議論のラリーの材料」：「未来のブカツ」FS 事業から見えた「対話のヒント」

「未来のブカツ」FS 事業では、主に「部活動の地域移行」に対する懸念や反対意見を持つ方（部活動に熱心な教員等）から出た「指摘や反対意見」が、「議論のラリー」へと繋がることなく、途切れてしまうケースが散見された。

多くの教員が部活動に価値を感じ、そこへの強い思い入れがあることを尊重しつつも、「議論のラリー」に繋げて建設的な結果を生むためには、「対話」に繋げる「問いかけ」を返す必要がある。以下、実際のFS 事業の中で見られた頻出の「指摘・反対意見」と、議論のラリーに繋げるための「問いかけの例」を例示したい。

（1）部活動が担ってきた教育的価値

頻出した「指摘や反対意見」	問いかけの例
<ul style="list-style-type: none"> 部活動は生活指導の一環。生徒にとって礼儀やチームワーク、リーダーシップ、自主性、忍耐力などを学ぶ機会であり、それは民間クラブでは教えられない。放課後の素行不良が増えるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 部活動が生活指導的な意義があることは確かだが、スポーツクラブでもマナーや礼儀は大事にしており、「学校外ではそれを提供できない」というのは本当だろうか？
<ul style="list-style-type: none"> 生徒にとって部活動は放課後の「居場所」であり、その場をなくすことはよくない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域のスポーツクラブも「居場所」であり、つながりを提供できる。むしろ「学校以外の居場所」が多様化し、増えることの利点も評価してよいのではないか？
<ul style="list-style-type: none"> 課内も課外も同じ先生が面倒を見るからこそ築かれた信頼関係に価値がある（部活動は学校教育と一体だからこそ意味がある）。別の指導者からの指導は生徒に混乱を与える。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校と放課後の部活動が一体であることに「プラスの面」はあったはずだが、学校の先生だけでなく「多様な大人の多様な考え方」に接する機会を増やすことも、子どもたちにとってプラスではないだろうか？
<ul style="list-style-type: none"> スポーツ実施率の低下を招くのではないか。 様々な種目において部活動が競技力の基盤を支えてきたが、それが崩れてしまうのは大きな損失につながるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 部活動は最終学年で『引退』が訪れるが、引退なく競技を続けられるスポーツクラブでの活動が主流になれば、生涯を通じたスポーツ実施率は上がる可能性がないか？ これまで競技力の基盤を支えてきた部活動の顧問教諭によるスポーツクラブでの兼業の促進も含め、スポーツクラブの環境整備を進めれば、「競技力の基盤」が崩れる心配はないのではないか？ 本人が望んでいるのにスポーツ環境を奪うことがないようなケア（要支援家庭へのバウチャー発行等）は必要な一方、嫌々ながら参加していた生徒が、部活動の代わりに自分の好きなことに打ち込む時間を過ごせるようになることはポジティブな側面もあるのではないか？

<ul style="list-style-type: none"> ● クラブに移行すると、競技人口が少なく、生徒数を確保できないマイナー競技は淘汰されてしまうのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「マイナー競技を経験する機会が減る」というのは、まさに現在の学校部活動の中で進行している事態。これはむしろ学校の垣根を越えて人数が集まる地域クラブ化を進めてこそ解決される課題であり、全国各地で、マイナー競技も含めて多様な競技を、多くの生徒が経験できるようになるのでは？
---	--

(2) 部活動指導を続けたい教員の存在

頻出した「指摘や反対意見」	問いかけの例
<ul style="list-style-type: none"> ● 「部活動顧問をやりたいから教員になった」という教員は多いので、彼ら・彼女らのやりがい奪えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ指導を続けたい教員が地域クラブで兼業する環境整備と、部活動顧問を望まない教員が「やらされている」現状の解消、いずれも大事ではないか？
<ul style="list-style-type: none"> ● 仮に業務委託契約で指導を実施できる整理にしたとしても労働法制的働きかけがないために、無定量になってしまい実質的な教員の働き方改革にはつながらないではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域移行後の活動は、学校外の活動であり教員個人がマネジメントすべきもの。 ● むしろ、学校外の活動とすることで今まで曖昧だった学校内外の境界が明確化され、負担が軽減されるのでは？

(3) 大会の参加資格・運営方法

頻出した「指摘や反対意見」	問いかけの例
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校を代表して、校名を背負ってプレーすることにこそ価値がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● “学校を代表する”だけでなく、サッカーのクラブユースの選手たちのように“地域やクラブを代表する”ことにも価値があるのではないか？（学校という場所だけにこだわってしまうのは、学校の先生だけではないのだろうか？）
<ul style="list-style-type: none"> ● 中体連・高体連の主催大会は、学校部活動が参加する大会であり、地域クラブに参加資格を開放して学校関係者以外の方が運営に関与すると感覚の違いが大きいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の先生だけで運営するのではなく、多様な民間スポーツクラブの経営者や指導者が集まることで、大会運営のあり方も含めて新しいアイデアも集まるようになるのではないか？
<ul style="list-style-type: none"> ● 教員のほぼ無償のボランティアがなくなる場合、運営資金はどこから拠出するのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「無償ボランティア」は本人の意思によってなされるべきものであり、強制してはならないもの。大会参加費を徴収し、スポンサーを募るなど、解決策はあるのではないか？

(4) 受け皿となるクラブのキャパシティ・質

頻出した「指摘や反対意見」	問いかけの例
<ul style="list-style-type: none"> 「受け皿クラブがある地域と、ない地域」との格差が広がるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在でも「経験できるスポーツの種類」について地域間格差は大きい。「部活動の地域移行」の議論を契機に、地域を挙げて、世代を越えたスポーツ環境を生み出せるかどうかにかかっているのではないだろうか？
<ul style="list-style-type: none"> 現存する地域の総合型スポーツクラブ等だけでは生徒全員を受け入れることができないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存のスポーツクラブでは足りないことは明白だが、だからこそ新しい社会システムを設計する必要がある。事業として魅力的な環境を整えれば、参入してくる事業者も増えるのではないか？
<ul style="list-style-type: none"> 技術的な指導だけでなく、生徒の性格を踏まえた指導やもめ事の対応までしてくれるのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の性格を理解できるのは学校だけではないのではないか？もめ事等については、責任範囲をあらかじめ明らかにして対応すべきではないか？
<ul style="list-style-type: none"> そもそも平日の夕方に指導が可能な社会人は少ないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学生等の OB・OG なども、コーチとして活躍してもらえないのではないか。 そもそも、毎回コーチがいなくても、デジタルツールなどの活用により効果的・効率的な活動ができるのではないか。 学校や様々な職場にフレックス制度を導入することで、兼職兼業での教員、兼業社会人など多様な人材を集められるのではないか？ 活動時間を欧州のクラブなどのように、18 時以降などに変更することも解決策の一つではないだろうか？
<ul style="list-style-type: none"> 大学生コーチに頼るのは、指導の質・安全管理の面で不安。 大学生コーチの場合、卒業により指導者の確保が必要になる可能性が高いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学生か教員かを問わず、指導する誰もが適切なライセンスを取得した上で競技指導を行うように変わることが重要ではないか。 大学生には卒業があるが、教員にも異動があるので、そこに違いはないのではないか。

(5) 責任所在・活動場所

頻出した「指摘や反対意見」	問いかけの例
<ul style="list-style-type: none"> 外部で行われる部活動に対する、教員の介入がどの程度のものになるのか？生徒の故障時や遠征時の事故等の責任所在はどうなるのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 学校と切り離されたスポーツクラブでの活動であれば、当然そこで起きたことの責任はスポーツクラブにあるという設計にしなければ、教員の負担軽減につながらない。

<ul style="list-style-type: none"> ● 条例上、学校施設の「営利目的」での使用が禁止されており、会費を徴収し、利益を得ている株式会社などの民間スポーツクラブは使用できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 問題のあるルールについては、自治体レベルで関係する条例や規則の改正を進めればよいのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校活動という枠を外れると、既存団体（ママさんバレー等）との場所確保争いに巻き込まれるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公立学校施設の貸し出し要件の設定は、部活動が地域移行することを前提とした、今後の自治体でのルール次第ではないだろうか。
<ul style="list-style-type: none"> ● 体育館の鍵の管理をはじめ、セキュリティ面での責任は誰が負うのか、学校施設に部外者が入ることになって危険はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● スマートロックはじめ、有用な市販デジタルツールを活用して解決できるのではないか。

(6) 受益者負担への受容度

頻出した「指摘や反対意見」	問いかけの例
<ul style="list-style-type: none"> ● 他校のグラウンドまで行くには、車による移動が必要なケースがあり、そのような場合、結局保護者の送迎負担が増える。 	<ul style="list-style-type: none"> ● そもそも、地理的な条件不利地域で「合同チーム」を組む場合にも同じことは発生しており、これは「部活動の地域移行」によって発生する新しい問題ではないのではないか？ ● その上で、地域における「免許返納後の高齢者の足の充実」の政策とセットにしてバス・タクシーの活用等を自治体を中心となって考えるべきではないか？ ● また、「週2回はオンライン環境も活かしてそれぞれの校舎で練習、週2回は全体練習と試合」などオンライン・オフラインの組み合わせもありうるのではないか？
<ul style="list-style-type: none"> ● そもそも、「スポーツ＝無償」という考えを持っている人が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 無償ボランティアは本人の意思によるべきもので、決して「美德」として強制してはならないもの。指導の質を向上させる自己研鑽を促すためにも「スポーツは、有資格者が有償で指導する」という常識の醸成が必要ではないか？
<ul style="list-style-type: none"> ● 特に部活動は無償で提供されていたので、保護者負担が増加することへの懸念から反発の声があがるのが怖い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者に対して、現行の学校部活動は「教員の犠牲」の上に成り立っている現実の理解と共感を得る努力が必要ではないだろうか？ ● その上で負担を減らす方策を検討しなければならないのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツをしたくても、経済的な理由で続けられない人が出てくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が望んでいるのにスポーツ環境を奪ってしまうことがないように、要支援家庭に向けた経済的支援は必要になるのではないか。

(7) 学校施設を活用した派生事業の可否

頻出した「指摘や反対意見」	問いかけの例
<ul style="list-style-type: none"> 学校施設（教室）の営利事業への貸出は制度上認められておらず、派生事業はできない。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例や規則で禁じている自治体も多いが、そうであるならば条例や規則を変えればよいのではないか？
<ul style="list-style-type: none"> 派生事業に活用できる教室の余裕などない。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒がいない毎日の放課後や、長期休暇中には、稼働していない空間がたくさんないだろうか？
<ul style="list-style-type: none"> 個々の公立学校には収益を管理するための財布（会計）がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体・教育委員会で考えるべき話だが、「学校単位の収支」を管理する工夫はできるのではないか？
<ul style="list-style-type: none"> 学校施設が老朽化しており、派生事業を行う場所として相応しくない。また、椅子や机が子ども用で、大人の使用が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の学校施設改修のタイミングでは官民連携の投資スキームの活用も視野に入れ、学びの場としても派生事業を行う場所としても相応しい施設へと作り変えたらよいのではないか？

委員等名簿

(◎は座長、すべて敬称略)

(委員)

- ◎ 間野 義之 早稲田大学教授、早稲田大学スポーツビジネス研究所 所長
- 有坂 順一 コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 (第1回～第14回)
- 池田 めぐみ 公益財団法人山形県スポーツ協会 スポーツ指導員
- 石塚 大輔 スポーツデータバンク株式会社 代表取締役社長
- 伊藤 清隆 リーフラス株式会社 代表取締役社長
- 桂田 隆行 株式会社日本政策投資銀行 地域企画部 課長
- 清宮 克幸 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 副会長
一般社団法人アザレアスポーツクラブ 代表理事
- 小林 至 学校法人桜美林学園 常務理事/桜美林大学教授
- 榊原 孝彦 NPO 法人ソシオ成岩スポーツクラブ マネージングダイレクター
- 島田 慎二 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ 理事長 (チェアマン)
- 竹下 雄真 一般社団法人ブラックキャップス 理事
- 立石 敬之 シント＝トロイデン VV NV CEO (取締役社長)
公益社団法人日本プロサッカーリーグ 理事、アビスパ福岡 顧問
- 為末 大 株式会社 Deportare Partners 代表取締役 CEO
- 二宮 清純 株式会社スポーツコミュニケーションズ 代表取締役
中国5県プロスポーツネットワーク 統括マネージャー
- 眞壁 潔 株式会社湘南ベルマーレ 代表取締役会長
- 室田 健志 コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 (第15回)
- 諸橋 寛子 一般財団法人 UNITED SPORTS FOUNDATION 代表理事

(オブザーバー)

- 泉 正文 日本スポーツ協会 副会長 兼 専務理事
- 勝田 隆 東海大学 体育学部 教授 (前 日本スポーツ振興センター 理事)
- 文部科学省・スポーツ庁
経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

(事務局)

経済産業省 商務・サービスグループ サービス政策課 スポーツ産業室
BCG ボストンコンサルティンググループ

(ゲストスピーカー)

第6回研究会

木村 弘毅 株式会社ミクシィ 代表取締役社長
川崎 大 住友商事株式会社 デジタルソリューション事業第一部 部長代理

第7回研究会

朝倉 博美 日本スポーツ振興センター 学校安全部長
平地 大樹 プラスクラス・スポーツ・インキュベーション株式会社 代表取締役
太田垣 大将 東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部次長兼文教公務室長
海鋒 勇司 東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部文教公務室

第8回研究会

竹下 雄真 株式会社デポルターレ・テクノロジーズ 代表取締役 CEO
山羽 教文 株式会社 STEAM Sports Laboratory 代表取締役
中島 さち子 株式会社 STEAM Sports Laboratory 取締役

第9回研究会

日野田 昌士 聖学院中学校・高等学校 総務総括部長 (教頭)
玉城 貴志 沖縄県うるま市企画部企画政策課 政策調整係長

第10回研究会

今井 峻介 認定 NPO 法人フローレンス こども宅食事業部 マネージャー

第12回研究会

谷塚 哲 東洋大学 ライフデザイン学部 健康スポーツ学科 講師